

平成15年度 製品評価技術基盤機構（NITE）評価表

1. 総合評価：A（AA～Dの5段階中）

総合評価においては、次の各項目の評価を考慮し、「A」と評価した

（1）業務実績

能動型業務：A+（AA～Dの5段階中）

全ての項目で年度計画を満たし、生物遺伝資源収集提供業務でAA-の評価となった他、A+が1項目、Aが3項目、B評価が2項目であったため、全体としてA+と評価した。

内容を高く評価し、A評価以上としたものの業務実績は、次のとおり。

- ・ 生物遺伝資源収集提供業務ではインドネシアを初めとするアジア諸国とのMOUを締結しアジアコンソーシアムを結成するなどアジア地域の生物遺伝資源の有効活用を図る糸口を開いた。また、年度計画の3.9倍の微生物収集実績を上げると共に提供資料の整備状況も、アウトカム調査の結果、利用者から高く評価されていることが判明した。AA-
- ・ 生物遺伝資源に係る情報等の高付加価値化業務において、中期目標85Mbpに対し既解析23.2Mbpと現在解析中の55.5Mbpとを併せ数量的に順調に推移し、また産業有用性の高い放線菌のゲノム解析等質の高いデータを生み出した。共同研究先との共著論文がインパクトファクターの高い雑誌に掲載されると共にその表紙を飾った。A+
- ・ 化学物質総合管理情報提供業務では、年度計画比37%増の2750物質を整備した。また、データベースへのアクセス件数は前年度比約50%増(270万件/年)となっており、付加価値の高いデータベースとして広く活用されるようになった。さらに、テストサイトによるモニター調査を実施し、利用者ニーズを踏まえたシステム構成への改良や一般ユーザー向けの解説書を作成した。A
- ・ 人間特性計測関係業務では、基本動態特性データの収集に必要な計測手法としてコンピュータマネキン手法を含む2種類を開発し精度向上を図った。本成果は、ISO基本人体測定部門で高く評価された。A
- ・ 標準化関係業務では、2件のISO規格（プラスチック関係）を含む4件が提案され、また前年度提案のJIS規格6件が制定された。ISOでは規格原案作成の国際的プロジェクトリーダーとなった。平成16年4月に中期目標を規格制定数10件以上から20件以上に改定したが、既制定12件と提案中4件の他に2件の提案準備作業を進めていて、極めて順調に推移している。A+

受動型業務：A -（A A～Dの5段階中）

全ての項目で年度計画を達成し、化学物質管理業務、ダイオキシン類分析事業者認定関係業務及び製品安全関連業務でA+となった他、Aが3件、A-が1件、Bが5件であり、全体としてA-と評価した。

内容を高く評価して、A評価以上の業務実績としたものは、次のとおり。

- ・ 化学物質審査規制法関連業務では、厚生労働省、経済産業省及び環境省3省共管の化審法共同データベースをNITEが開発し、法施行支援業務を主導してきた。今年度は特に化審法改正（平成16年3月25日）に伴う施行準備支援作業が追加されたが、化審法ホームページを全面改訂して対応した。その結果、アクセス数は前年同期比4.2倍に増加した。A
- ・ 化学物質排出把握管理促進法関連業務において、前年度と同水準の業務量に対し、作業手順の見直しや届け出データのコンピュータによる論理チェックシステムを導入する等の改善を図り、派遣職員の40%低減と、事業経費の26%低減を実現したうえで、支援業務を遅滞なく処理した。さらに、情報を地図でビジュアルに表示した理解されやすい形（排出量マップと大気中濃度マップ）に変換しホームページに掲載した結果、前年度比4.7倍のアクセス数となった。また、各種新コンテンツ掲載後、当該コンテンツへのアクセス数が顕著に増加することから、提供情報に対する顧客の高い関心が窺える。A+
- ・ ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務において、制度開始2年目のため申請件数が激減したが、フォローアップ調査を新たに実施した他、経済産業大臣から他事業者が実施した報告に対する精査の依頼が急遽あり、人員を機動的に配置し、速やかな検証を行った。計量法に基づくダイオキシン等極微量分析証明事業者制度の信頼性確保に多大な貢献をした。A+
- ・ 製品安全関係業務では、昨年度の2倍以上(273件)の立入検査の指示に対し、他の業務に従事する職員の活用や、専門分野以外の検査も実施出来るように検査員の技術研修を行い、職員を機動的に活用して業務の高効率化を図り年度内に処理した。A+
- ・ 講習関係業務では、受講者の急激な増加（35千人→133千人）に対してもデータ入力項目の削減等により業務の効率化を図り、臨時雇員の増加を抑えて無事実施した。A
- ・ 依頼試験業務では、業務実施体制を見直し、昨年度から依頼されている中国向け輸出化粧品原料等品質証明業務に係る赤字経費の削減を図り、また情報家電製品の評価指標策定に関する経済産業省からの緊急要請に対して短期間で実施体制を整備した。また、海外の国家計量標準機関の認定業務に対する技術協力を実施し、海外業務への端緒を開いた。A

(2) 財務内容：A (AA～Dの5段階中)

年度変動により今年度は講習関係経費収入が大幅に増加(受講者が年により変動するため、5年で収支がほぼバランスするように受講料が設定されている。)したため、1.14億円の当期利益が発生し、積立金として処理する予定。この影響もあり、総収入に対する自己収入の割合は増加し今年度22.9%になった。また、大幅な業務の増大にもかかわらず、業務執行の迅速化を図った結果、未払金等の割合が年々減少(平成13年度29.2%、平成14年度23.4%)し今年度は15.7%になる等、良好な財務内容であった。

(3) コストパフォーマンス：A (AA～Dの5段階中)

初年度からの継続事業は全事業分野に対し前年度比1.6%(目標値1%)の効率化を達成し、また各分野でコストパフォーマンスは良好であった。

バイオ分野では、解析技術の改良等により経費を削減する一方、産業利用促進事業および海外微生物収集事業を立ち上げ、また2年度目から本格化した生物遺伝資源保存提供業務は当初計画の約4倍の業務量に対し経費を約2割増に抑えた。

化学物質管理分野では、マニュアル化とシステム化を進めて継続事業のコスト削減を図る一方、年度計画比37%を上回るデータ収集作業(化学物質総合管理情報)をこなす等の効率化を実現した。また、化学物質排出量マップ等の新規業務を開始した。

適合性評価分野では、業務量の変動に対し機動的な組織運営を図り、業務の質を落とすことなく効率的に実施した。たとえばITセキュリティ業務では約3倍の委託業務増があったが申請マニュアル等の整備を図っていたため人員増無しに円滑に審査を実施できた。

人間生活福祉分野では、業務の極端に増加した2事業分野を除き、事業スペースの集約化等を図り前年度比ほぼ同数の事業量に対し約1.5割の経費削減を達成した。業務量の極端に増加した講習事業に対しては、約3.5倍の受講者数に対しデータ入力項目の削減等の省力化や競争入札の拡大、さらには各種委員会の整理等により2倍強の経費増に抑えた。製品安全業務では人員の機動的な運営等により約2.4倍の業務増をほぼ経費増無しで実施した。

企画管理部門では、TV会議の活用や節電キャンペーンを強化して大幅に経費を節減し、全コストに占める企画管理部門の経費割合を10.4%から8.9%に低下させた。

(4) マネジメント：A (AA～Dの5段階中)

14年度に導入した「目標管理制度」を活用し、組織の見直しと責任体制の強

化を図ると共に、一部の決裁権限を各部長・センター長の専決処理とし、職務権限の下部への委譲を一層進めた。業務の高度化に伴い職員の専門性の向上に取り組んだ。アウトカムおよびインパクトを把握する仕組みを整備し、成果の実態的把握に努めると共に職員の意欲向上を図った。大幅な高度専門的な業務の増大に対し、任期つき任用制度を活用し機動的に対処した。

2. 部会長所感

評価を重ね3年度目となり、評価委員の間で評定区分の一層詳細な把握が可能となり、評価のバラつきが減少してきた。今年度から、全項目にわたって5段階評価（AA - D）を採用したが、支障はなかった。また、業務実施者の側にあっても、担当業務の改善方向や真に期待されている業務内容についての認識が十分深まり、評価作業を通じ建設的な意思疎通が図られるようになった。成果の実態把握のため、昨年度評価時の要請に応え、アウトカム分析の仕組みを導入したことはその一例である。

中期目標	中期計画	平成15年度計画	分野	平成15年度実績	能 受 の 別	評 価	コメント																							
<p>・中期目標期間</p> <p>平成13年4月1日～平成18年3月31日(5年間)</p>																														
<p>・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>A. バイオテクノロジー分野 バイオテクノロジー及びその産業化のための技術基盤となる生物遺伝資源とその情報を整備し、産官学の研究者に幅広く提供するため、技術の進展や諸外国の動向等に適切に対処するとともに、微生物を中心とした我が国の中核的な機関としての活動体制を整備し、独自性が高くかつ魅力ある生物遺伝資源に係る情報等を整備する。</p> <p>1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務 (1) 我が国における微生物を中心とした中核的な生物資源機関として欧米並みの体制(10万の生物遺伝資源)を整備することを旨とし、平成17年度までに生物遺伝資源の探索、収集、分離、同定等により約5万の生物遺伝資源(微生物、DNAクローン、培養プロス等)を保存する。</p> <p>(2) これらの生物遺伝資源に関する情報(微生物等の分類に関する情報、培養に関する情報、生産物に関する情報、塩基配列に関する情報、遺伝子に関する情報、遺伝子がもつ機能に関する情報、等)を収集・整理し、生物遺伝資源と併せて順次提供する。</p>	<p>・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>A. バイオテクノロジー分野 1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務 (1) 産業上有用又は分類学上有用な微生物等の探索・分離・同定・保存、DNAクローン、培養プロス等の遺伝資源の作成、並びに微生物等の遺伝資源の寄託を受けること等により収集し、約5万の生物遺伝資源を保存する。</p>	<p>・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>A. バイオテクノロジー分野 1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務 (1) 大学、研究機関、企業等から微生物及び微生物由来の生物遺伝資源の寄託を受けて保存するほか、自らこれらの探索・分離・同定を行うとともに、ゲノム解析によって作成された微生物由来のDNAクローンの保存を行う。 さらに、14年度に引き続き以下の事業を実施する。 「ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築プロジェクト」(平成14～18年度) 「石油精製汚染物質低減技術調査等委託事業」(平成14～16年度) 「新エネルギー物質生成技術調査等委託事業」(平成14～16年度) 以上の業務等を遂行することにより15年度新たに微生物を約1,500株、NITEでゲノム解析を行った微生物のDNAクローンを約5,600保存する。 また、培養プロスの供給体制の整備を行うとともに国家プロジェクト等で得られた有用な生物遺伝資源について適切な保存技術の開発等を行う。</p>	<p>バイオ</p> <p>A. バイオテクノロジー分野 1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務 (1) 生物遺伝資源の収集実績(参考資料A-1-(1)、(2))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>微生物</th> <th>微生物DNAクローン</th> <th>合計</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13年度実績(当初計画)</td> <td>2,199 (960)</td> <td>0</td> <td>2,199 (960)</td> <td>2,199</td> </tr> <tr> <td>14年度実績(当初計画)</td> <td>16,002 (約15,000)</td> <td>10,174 (約10,000)</td> <td>26,176 (約25,000)</td> <td>28,375</td> </tr> <tr> <td>15年度実績(当初計画)</td> <td>5,810 (約1,500)</td> <td>5,574 (約5,600)</td> <td>11,384 (約7,100)</td> <td>39,759</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>24,011</td> <td>15,748</td> <td>39,759</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>当初年度計画では予定していなかったが、千葉県木更津市の生物遺伝資源保存施設において、非常事態が発生した場合においても生物遺伝資源の分譲業務を滞りなく実施できるよう東北支所(宮城県仙台市)において生物遺伝資源のバックアップを行うこととした。公開株として保存している微生物の一部12,700株とこれまでにゲノム解析を実施した微生物DNAクローンの一部7,581クローンについて16年3月18日に東北支所へ移送し、保管管理を開始した。</p> <p>【外部からの委託事業による収集実績】: 上記収集実績の内数 「ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築プロジェクト(NEDOから受託: 14～19年度)」 14年度及び15年度に海外、温泉、昆虫の腸管等から収集した微生物約8,200株のうち、糸状菌、放線菌、細菌等合計1,102株の微生物を保存した。これまでの成果を利用して新規微生物の分離採取方法(メルシャン(株)との共同出願)及び新規微生物(味の素(株)との共同出願)について特許出願を行った。</p> <p>【現在収集活動をしており16年度以降実績となるもの】: 上記収集実績の外数 石油精製汚染物質低減技術調査等委託事業(経済産業省から受託: 14～16年度) 14年度に収集した脱硫菌23株について、これら菌株の長期保存方法を開発するため、15年度の目標である菌株を保存することによる脱硫機能低下の要因調査のために脱硫能力の測定方法を開発した。16年度は、15年度に開発した脱硫能力の測定方法等を活用して当初目的である脱硫菌の長期保存方法を開発する予定である。</p>		微生物	微生物DNAクローン	合計	累計	13年度実績(当初計画)	2,199 (960)	0	2,199 (960)	2,199	14年度実績(当初計画)	16,002 (約15,000)	10,174 (約10,000)	26,176 (約25,000)	28,375	15年度実績(当初計画)	5,810 (約1,500)	5,574 (約5,600)	11,384 (約7,100)	39,759	累計	24,011	15,748	39,759		<p>能 動 型</p> <p>AA-</p>	<p>1-1. 企業から大口の微生物の寄託を獲得し、その中から有用な株を効率的に選別する等によって、年度計画の3.9倍の5,810(年度計画約1,500)を保存した。これにより、生物遺伝資源収集全体の年度計画に対し約60%増となる11,384(年度計画約7,100)の生物遺伝資源を収集し、平成16年度末には中期計画を上回る見込みであり、極めて順調なペースであることは高く評価できる。</p> <p>1-2. 特許庁長官から特許微生物の寄託機関として指定された。これは、NITE生物遺伝資源部門(NBRC)の技術水準、体制等が必要かつ十分な水準にあることが認められたことを意味し、評価できる。</p> <p>1-3. インドネシアから1,000株をNITEに移転するとともに、共同研究を開始したほか、他のアジア諸国にも働きかけ、アジア専門家会議を開催し、アジアを中心とした生物遺伝資源の活用の推進を図っていることは高く評価できる。</p> <p>1-4. 更なる向上を目指すためには、菌の収集整理、情報提供について、更に戦略的に進める必要がある。</p>
	微生物	微生物DNAクローン	合計	累計																										
13年度実績(当初計画)	2,199 (960)	0	2,199 (960)	2,199																										
14年度実績(当初計画)	16,002 (約15,000)	10,174 (約10,000)	26,176 (約25,000)	28,375																										
15年度実績(当初計画)	5,810 (約1,500)	5,574 (約5,600)	11,384 (約7,100)	39,759																										
累計	24,011	15,748	39,759																											

新エネルギー物質生成技術調査等委託事業（経済産業省より受託：14～16年度）

一 水素生成菌

14年度に収集した水素生成菌15株について、これら菌株の長期保存方法を開発するため、15年度の目標である菌株を保存することによる水素生成能力低下の要因調査のために水素生成能力の測定方法を開発した。16年度は、15年度に開発した水素生成能力の測定方法等を活用して当初目的である長期保存方法を開発する予定である。

なお、開発した方法及び保存条件を変えること等により、当初予定よりも前倒して2株について長期保存が可能な方法を開発した。

二 メタン生成菌

14年度に収集したメタン生成菌5株について長期保存方法を検討し、3株について長期保存が可能な方法を開発した。残りの菌株についても、16年度中に長期保存方法を開発する予定である。

インドネシア・タイにおける菌類の分類学的研究（経済産業省からの再委託：14年度～16年度）

インドネシアとのプロジェクト・アグリーメント（PA）については、日本側のプロジェクト代表機関がインドネシア側と調印し、日本への菌株移転が可能になった。これにより、16年1月～2月にインドネシアへ訪問し、440株を日本に持ち帰った。これら日本に持ち帰った菌株については、16年度に同定作業を行う予定である。

なお、当初の計画としては、インドネシアとタイの2か国の菌類の分布状況を調査する予定であったが、インドネシアの微生物が予想以上に多様性であることが判明したため、両国に事業を分散させて実施するよりも、インドネシアに集中させて調査し、事業の内容を充実させた方が良いと判断し、計画を変更した。16年度も引き続きインドネシアの分布状況を調査する予定である。

【特許微生物の寄託等業務の準備】（参考資料A-1-(3)）

微生物に関する中核的なBRCとして日本における特許行政の一翼を担い、かつ、ユーザーの利便性向上を図るため、16年度から特許法令に基づき特許庁長官の指定する寄託機関及び国際寄託当局としての事業開始を目指し、体制の整備等を進めた結果、16年3月3日付けで特許庁より寄託機関として指定を受けた。国際寄託当局についても16年度早々に地位を取得する予定である。

【培養プロスの供給体制の整備に関する実績】（参考資料A-1-(4)）

年度計画においては培養プロスの供給体制を整備することとなっていたが、15年度は以下の理由により体制整備を行わず、微生物の収集・保存に注力した。

- ・当初、海外の資源国から日本に生物遺伝資源を持ち込む際に、微生物そのものの移転を相手側が承認せず、抽出物の状態（培養プロス）での移転を許可することが想定されていたが、相手側（15年度はインドネシア）との粘り強い交渉の結果、微生物そのものを日本に移転させることの許可を得た。
- ・多様な利活用ニーズに対応可能で、研究資源としては培養プロスに比べ遥かに自由度の高い海外の新規微生物の収集・保存を行うこととした。
- ・海外の新規微生物を先ず確保し、今後必要に応じて培養プロスでの供給も可能。

【国家プロジェクトに関する実績】

「タンパク質機能解析プロジェクト」（NEDO事業：12～16年度）

14年度に引き続いて、ヒトcDNAクローンの長期保存技術の開発を実施した。

【その他の実績】

保存技術の開発

NITEにおける生物遺伝資源の保存状態及び品質の向上を目的として、微生物株の保存法の改良を検討した。具体的には、ガラスアンプルを不活性ガス置換した後溶封する絶対嫌気性細菌の

長期凍結保存法及び大麦粒を用いた難保存性糸状菌の凍結保存法を考案した。今後、生存試験を経時的に実施して保存性を確認し、3年程度保存した場合の復元状態が良好であれば実際の保存業務に活用していく予定である。

学会等における外部発表の実績

N I T E が保有する生物遺伝資源に関する情報の提供を目的として、保有微生物株及び収集微生物株を用いての機能解析、分類学的研究等の成果を中心に学会や学会誌等による発表を52件(14年度実績15件)行い、シンポジウム等において講演を23件行った。

実績の主な内容

論文の発表

- ・Mycoscience (日本): 日本菌学会誌: 1件掲載決定
- ・The Prokaryotes: an evolving electronic seacourse for the microbiological community, 3rd edition (独): 微生物学の参考書: 1件掲載決定

学会での発表

- ・日本分子生物学会年会: 3件
- ・日本菌学会: 3件
- ・日本微生物生態学会: 1件
- ・日本農芸化学会: 8件

生物遺伝資源の品質管理

収集した生物遺伝資源について分類学的に重要な情報を付加するため、インドネシアとの共同研究により収集した微生物及びこれまでに整備してあった放線菌について分類学的な配列解析を実施した。これにより保有する微生物株との比較が容易になり、分類学的に新しいかどうかを検討するためのデータを得た。

ヒトcDNAクローンの保存及び分譲

国家プロジェクトであるヒトゲノム多様性解析プロジェクトの「完全長cDNA構造解析事業(事業年度: 11~13年度)」により得られたヒトcDNAクローンのうち新たに6,815クローン(14年度からの累計30,876クローン)の寄託を受け、保存した。

< 14年度業務実績に対する指摘事項に対する回答 >

(指摘事項)

生物遺伝資源の収集方針に関し、他省庁類似機関とは異なるアイデンティティの確立はもとより、ユーザーニーズの把握、遺伝資源の有用性に関する未来状況の想定等を考慮した基本計画の策定がかねてからの課題であったが、直近業務の立ち上げに忙殺されたきらいがあった。早急に妥当な体制の下で収集内容に係る基本計画を策定すべきである。

(回答)

生物遺伝資源収集に関する企業ニーズの把握のために、製薬、化学、食品等の企業との意見交換を行った。その結果、次のニーズがあることを把握した。

企業が自ら発見した新規微生物を利用して製品開発を行う際には、当該微生物の研究開発に必要な情報を得るために、比較する微生物標準株又は類似株が必要となる。よって、N I T E が分類学上重要かつ多様な新規微生物を収集することを期待している。

企業は、多種の微生物の分譲を受けて製品開発の目的とする機能を有する微生物を選び出すことを望んでいる。よって、N I T E が民間企業では収集困難な分野で多様な新規微生物を収集することを期待している。

これらの結果を踏まえ、産学官の関係者から成る「生物資源委員会」をN I T E バイオ本部に15年11月に設置し、N I T E による生物遺伝資源収集の戦略の在り方について審議を行った。

「生物資源委員会」での審議を基にして、「微生物標準株の寄託を進めるほか、極限環境や特殊環境あるいは東南アジアの熱帯などに生息する微生物を対象として探索・収集を進める。また、我が国主導でアジア地域において微生物を共同で利用する地域協力の枠組みを構築する。」との生物資源収集の戦略をとりまとめた。

(2)(1)の生物遺伝資源に関する情報(微生物等の分類、培養、生産物、塩基配列、遺伝子及び遺伝子機能等に関する情報)を収集・整理するとともに、国内外の関係機関との恒常的な関係を構築する等により、生物遺伝資源に関する情報等の収集や交換等を行う。

(2)生物遺伝資源の収集に関する活動を国際的に展開し、海外の情報収集、整理するとともに、国内外の関係機関と生物遺伝資源に関する情報等の交換等を行う。また、13年度に締結した包括的覚書(MOU)及び15年度はじめに締結予定のプロジェクト・アグリーメント(PA)に基づいたインドネシアとの共同研究事業を行うとともに、15年度はミャンマーとの共同研究の実施を目指す。

(2)【アジア諸国との協力体制】

インドネシア共和国(参考資料A-1-(5))
15年4月にインドネシア科学研究所(LIPI)と共同研究契約書(PA)を締結し、インドネシアの糸状菌と放線菌の分類と生態に関する共同研究を開始した。現地で土壌、落葉などから微生物を分離し、1,000株をNITEに移転するとともに、これらについて凍結保存及び系統分類学的解析を行った。その結果、これらのうち、新種の可能性がある株が約150株及び、NITEがこれまでに保存していない株で何らかの新規性がある株が約150株含まれることが示唆された。
日本の企業、大学等がそれらの生物遺伝資源を産業応用や学術的研究に利用できるようにするため、インドネシアとの間で素材移転協定(MTA)について協議を実施した。その結果、学術研究目的のユーザーに分譲する場合に締結するMTA-1及び産業応用目的のユーザーに提供する場合に締結するMTA-2についてインドネシアと合意に達した。

ミャンマー
インドネシアでの経験を生かし、ミャンマーにおける生物遺伝資源の収集・産業利用を目的とした共同研究を実施するため15年10月に協議を開始し、16年3月26日にNITEとミャンマー教育省(MOE)との間でMOUを、パテイン大学(PU)との間でPAを締結した。
さらに日本の企業、大学等がそれらの生物遺伝資源を産業応用や学術的研究に利用できるようにするため、ミャンマーとの間で素材移転協定(MTA)について協議し合意に達した。

ベトナム
インドネシアでの経験を生かし、ベトナムにおける生物遺伝資源の収集・産業利用を目的とした共同研究を実施するため15年10月に協議を開始し、16年3月15日にNITEとベトナム科学技術省(MOST)との間でMOUを、ベトナム国立大学ハノイ(VNUH)校との間でPAを締結した。
さらに日本の企業、大学等がそれらの生物遺伝資源を産業応用や学術的研究に利用できるようにするため、ベトナムとの間で素材移転協定(MTA)について協議し合意に達した。

タイ
15年度新たに協議を開始し、どのような協力がお互いにとってメリットがあるか検討した。

アジア専門家会議
アジア各国の生物遺伝資源(特に微生物関係)の研究者やその利用に係る研究開発政策担当機関の代表者との意見交換や交流の緊密化・活発化を通じて、各国関係者間の相互理解を深め、生物多様性条約(CBD)の枠組みの中で生物遺伝資源の有効利用を促進するため、上記4か国を含めたアジア地域10か国の関係者との会合をNITE主催で16年3月15日から3日間にかけて開催した。

<参加国>フィリピン・マレーシア・カンボジア・モンゴル・タイ・中国・韓国・ミャンマー・ベトナム・インドネシア
豊かな生物多様性を誇るアジア地域における微生物資源の保存とその有効利用を図るため、関係国間での協力が必要であり、具体的な協力分野として次の点が重要であることで認識が一致した。

- ・人材育成
- ・研究開発の促進
- ・生物遺伝資源機関(BRC)間の国際協力
- ・各国政府への働きかけ

これらの分野でのアジア地域内の協力を進めるため、当該会議参加国11か国が「アジアコンソーシアム(仮称)」を結成することで合意した。

なお、同コンソーシアムの第1回会合は、16年10月に筑波にて開催予定である。

【国内BRCとの連携】

国内で保有されている生物遺伝資源の有効利用を図るため、利用者から見て利用しやすいヴァーチャル統合カタログの作成及び生物遺伝資源機関の分譲機能の強化を目指し、微生物等を保有する国内BRCと緊密に連携し、ワークショップ及び意見交換会を16年1月23日に開催した。16年度はヴァーチャ

(3) 生物遺伝資源及び情報の提供のためのカタログ、データベース等の整備、インターネット等の活用を行う。

(3) 14年度に引き続き、生物遺伝資源及び情報を提供するため「生物遺伝資源管理システム」の機能拡充を行う。併せて、引き続き収集した生物遺伝資源の分譲業務を行うとともに、バイオテクノロジーの産業化を推進するためのサービス（例えば技術指導等）の実施に向けた体制整備を行う。
また、生物遺伝資源の安全性に係る情報の収集・整理を行うとともに、「遺伝子組換え体の安全性に関するデータベースシステム」の開発に着手する。

ル統合カタログの作成に向けて関係機関との協議を行う予定である。

【OECD等の国際会議における活動】

OECDのTF-BRC（BRCタスクフォース）で議論された国際的なBRCのガイドライン作成に対して、会議への参加及び意見の提出を通じて、ガイドラインの基準が本来BRCに求められる要求よりも過剰要求の場合等があったため適正な基準となるよう働きかけた。16年度以降個々の生物遺伝資源の種類に応じて作成される基準への対応を検討していく。

(3) 生物遺伝資源管理システム（NBRC-DB）の開発（13年度～17年度）
14年度に問題点の洗い出しを行った際に挙げられた業務への適合性、蓄積データの過不足、データ管理法及び操作性に関する問題点についての改良及び機能追加を実施した。16年度に菌株データの入力等を行い、ホームページ公開を含めた独自運用開始を目指して開発を行う。
生物遺伝資源の分譲実績（参考資料A-1-(6)(7)(8)）
分譲件数を増やすための取り組みとしては、顧客からの質問等に迅速に対応することや各種学会においてポスター発表等を積極的に行うことで事業の周知を行った。

資源の種類	14年度実績 件数 / 分譲数	15年度実績 件数 / 分譲数
微生物	1,603 / 5,518	2,225 / 6,538
微生物DNAクローン	6 / 18	9 / 14
ヒトDNAクローン	14 / 15	137 / 666

分譲は14年度より開始

産業化への支援

一 スクリーニング材料の提供

NITEのカルチャーカタログに未登録の生物遺伝資源をスクリーニング材料として提供することにより、産業利用への積極的な活用が期待されることから、従来の1株単位での分譲とは異なる大量提供方法を模索した。15年度は、ニーズ把握を含めこれらの生物遺伝資源の更なる高付加価値化を目指した共同研究先の公募を行い、共同研究先を決定した。

二 特許微生物の寄託等業務の準備

我が国における微生物を中心とした中核的なBRCとして、特許行政の一翼を担い、かつ、ユーザーの利便性の向上を図るため、特許法令に基づき特許庁長官の指定する寄託機関及び国際寄託当局としての地位を獲得し、16年度からの事業開始を目指し体制の整備を進めた。

その結果、16年3月3日付けで特許庁より寄託機関として指定を受け、国際寄託当局についても16年度早々に地位を取得する予定である。（再掲）

三 国際特許に関連した保管事業の開始

一般に分譲されている生物遺伝資源を用いた国際特許の出願は、微生物保存機関の「30年間継続して保管する」旨の宣言書が必要となるので、NITEの微生物を用いて国際特許を取得しようとする者の利便性を考慮し、宣誓書を発行する業務を開始した。

四 制限付き寄託制度の運用開始

産業に有用な生物遺伝資源の流通と活用を促進するために、従来の微生物保存機関が行っている一般寄託とは異なり、この制度で寄託された生物遺伝資源を、分譲を受けた者が産業用途等に用いる場合には、寄託者の同意を必要とする制限付き寄託制度の運用を開始した。

五 バイオ人材育成システム開発事業（経済産業省への協力事業）
人材育成のためのカリキュラム及び教材を作成するとともに、

			<p>技術指導を含む研修を実施した。</p> <p>遺伝子組み換え体の産業利用におけるリスク管理に関する研究プロジェクト（経済産業省委託：14年度～18年度） 財団法人バイオインダストリー協会（JBA）と生物遺伝資源の安全性に係る収集・整理を行うとともに、JBAが主催するリスク管理研究委員会（親委員会）やデータベース分科会で討議された「遺伝子組み換え体の安全性に関するデータベースシステム開発」に関する基本方針をもとに、NITEが主催する学識経験者等から構成するシステム分科会を開催すると共に、同分科会でのデータベース提供におけるシステムの在り方に関する審議を踏まえデータベースシステムのプロトタイプ案を作成し、関係者からの意見を取り入れ、データベースシステムの仕様書の内容検討・作成を行った。引き続き16年度より開発を開始する予定である。</p>										
<p>2. 生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化業務 生物遺伝資源に関する情報の高付加価値化を図るため、コリネ菌、放線菌、ヒト常在菌、物質生産能に優れた微生物、培養が困難な微生物等の健康維持、産業プロセスの環境調和、環境の維持・改善等政策的・戦略的に意義のある微生物を中心に、産官学の研究者のニーズを踏まえ、民間のみでは実施が困難なものについて85Mbp以上のゲノム解析（塩基配列の決定、遺伝子解析等）を行い、順次提供する。</p>	<p>2. 生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化業務 (1)産官学の研究者のニーズを踏まえ、人の健康維持、産業プロセスの環境調和、環境の維持・改善等政策的・戦略的に意義のある微生物等を中心に、共同研究等の形態で塩基配列の決定、遺伝子領域の推定、RNA解析、DNAチップ等による遺伝子発現情報の解析等により、8.5Mbp以上のゲノム解析を行う。</p>	<p>2. 生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化業務 (1)生物遺伝資源に関する情報の高付加価値化を図るため、14年度に引き続き以下の微生物について共同研究の形態により、必要な情報処理ツール（スクリプト）の作成を行いながら塩基配列の決定、遺伝子領域の推定等のゲノム解析を効率良く実施する。 ブドウ球菌 (<i>Staphylococcus haemolyticus</i>) (2.7Mbp) (平成15年度終了目途) ブレヴィバチルス属 (<i>Brevibacillus brevis</i>) (6.4Mbp) (平成16年度終了目途) 磁性細菌 (<i>Desulfovibrio magneticus</i> RS-1) (5.3Mbp) (平成16年度終了目途) 糸状菌 (<i>Aspergillus oryzae</i>) (3.7Mbp) (平成17年度終了目途) また、生物機能活用型循環産業創造プログラム（グリーンバイオプログラム）を構成する「生物機能を活用した生産プロセスの基盤技術開発」プロジェクトを推進するために必要な評価研究を引き続き実施する。 なお、塩基配列の決定の際に問題となる反復配列の解析技術を向上させるため15年度新たに共同研究を実施する。 NITEで塩基配列を決定した微生物が発現するタンパク質について、網羅的な解析（プロテオーム解析）に着手し、発現遺伝子やそのタンパク質に関する情報を既存のゲノムデータに付加する。 また、大学・企業等との共同研究により、NITEに整備した生物遺伝資源やそれらに係る情報等の産業利用を促進するための事業を生物遺伝資源開発施設（14年度未完了：千葉県木更津市）において15年度から実施する。</p>	<p>2. 生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化業務 (1)【ゲノム解析に関する実績】 ～の微生物についてゲノム解析を実施し、を公開のためDDBJ（日本DNAデータバンク）に登録した。この結果、NITEが解析した塩基配列数は以下のとおりとなった。</p> <table border="1" data-bbox="1567 772 2199 1052"> <tr> <td>15年度 ブドウ球菌 (<i>S. haemolyticus</i>)</td> <td>2.7Mbp</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>2.8Mbp</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>17.7Mbp</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23.2Mbp</td> </tr> </table> <p>ブドウ球菌（参考資料A-2-(1)、(2)） ゲノム解析においては、反復配列の占める割合が多いほど技術的要因により全塩基配列の決定が困難となる。本菌は、ゲノム全体の5%が反復配列（これまでにゲノム解析された菌では1.5%程度）であったため、塩基配列の確定作業に困難を極めたが、既存技術の改良と応用を重ねることにより、作業を完了、解析を終了することができた。解析データについては、15年12月にDDBJへ登録した。 なお、現在共同研究先と共著で論文を執筆しており、共同研究先が行った研究結果とともに、16年度内に論文を投稿する予定である。</p> <p>【現在ゲノム解析を実施しており、16年度以降に実績となるもの】 ブレヴィバチルス属細菌（6.3Mbp） 仮想ゲノムを構築の上解析を進め、16年3月に全塩基配列の確定作業を終了した。16年度にはアノテーションも含めて解析を終了する見込みである。 磁性細菌（推定約5.3Mbp） 仮想ゲノムを構築の上解析を進め、約50%の塩基配列を確定した。16年度を目途に解析を終了する見込みである。 糸状菌（麹菌）（参考資料A-2-(3)）（推定約3.7Mbp） 15年度までに染色体ごとの塩基配列の確定作業について、36.8Mbpまでの確定作業を実施した。16年度以降も引き続き配列確定作業を実施し、解析データをDDBJへ登録する予定である。 なお、本プロジェクトについては、財団法人日本醸造協会を中心としたコンソーシアム^(*)との共同研究により解析を実施している。さらに、15年5月に国際糸状菌ゲノムコンソーシアム^(*)を結成し、海外で解析中である他の糸状菌2菌の情報を活用し、解析を進めている。 (1)財団法人日本醸造協会を代表に次の機関が参画。 ・企業8社：協和発酵工業、大関、月桂冠、キッコーマン、ヒゲタ醤油、アクシオハリックス、天野エンザイム、インテックウェブアンドゲノム</p>	15年度 ブドウ球菌 (<i>S. haemolyticus</i>)	2.7Mbp	14年度	2.8Mbp	13年度	17.7Mbp	合計	23.2Mbp	<p>能動型 A</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度実績は2.7Mbp（平成13年度17.7Mbp、平成14年度2.8Mbp）で、合計23.2Mbpのゲノム解析を終了。現在解析中のものが55.5Mbpあり、順調に推移していると言える。 NITEが質の高いデータを提供し、共同研究先の研究成果がインパクトファクターの高い雑誌に掲載されたことから、質的に高い成果を出したと言え、高く評価できる。 今回解析の終了したブドウ球菌は、反復配列が通常の約3倍あり、塩基配列確定が非常に難しいものであったが、既存技術の改良等により計画どおり目的を達成したことは評価できる。
15年度 ブドウ球菌 (<i>S. haemolyticus</i>)	2.7Mbp												
14年度	2.8Mbp												
13年度	17.7Mbp												
合計	23.2Mbp												

(2)ゲノム解析により取得した遺伝子に関する情報をデータベース化し、インターネットの活用や雑誌、学会等への発表などにより情報を提供する。

(2)ゲノム解析により取得した遺伝子に関する情報をデータベース化し、インターネットの活用(NITEホームページによる公開)や雑誌、学会等への発表等により情報を提供する。このうちデータベースについては、機能追加や使いやすさ向上等の改良を行う。また、平成15年度にゲノム解

・大学4大学：東北大学、東京大学、東京農工大学、名古屋大学
・研究機関3機関：酒類総合研究所、食品総合研究所、産業技術総合研究所
(2)財団法人日本醸造協会を中心としたコンソーシアム及びNITE、The Institute for Genome Research(TIGR:米)、Whitehead Institute of Biomedical Research(米)が参画するコンソーシアム。国際的にインバクトの高い成果を導くため、糸状菌3菌に関する情報を共有し、3菌同時の論文発表を目指している。NITEは、国際協調の一環として本コンソーシアムに積極的に参加している。

生物機能活用型循環産業システム創造プログラム(グリーンバイオプログラム)(NEDOから受託:13~17年度)(3)
(参考資料A-2-(4))

ロドコッカス属細菌(*Rhodococcus erythropolis*: 6.9 Mbp)について、クロモソーム(1本)及びプラスミド(3本)ごとに仮想ゲノムを構築の上解析を進め、16年3月に塩基配列確定作業を終了し、併せて実施したアノテーションの結果を含め委託元のNEDOに報告した。解析が終了した本菌のデータについては、16年度以内にDDBJに登録するとともに、16年度も引き続き本事業を構成する「生物機能を活用した生産プロセスの基盤技術開発」プロジェクト(3)を推進するために必要な評価研究を実施する。

(3)14年度実績における「微生物遺伝資源ライブラリーの開発事業」と同一の事業。

反復配列の解析技術の向上

反復配列の解析技術向上に資するため、新たに共同研究を実施する予定であったが、のブドウ球菌が反復配列を多く有することが明らかとなったため、本菌の解析を実施し、既存技術の改良と応用を重ねることにより、反復配列の解析技術の向上が図られた。今後、この成果を技術論文としてまとめ、学術雑誌に投稿する予定である。

【タンパク質の網羅的な解析】(参考資料A-2-(5))

NITEがゲノム解析を実施した産業有用微生物の中から、好気性超好熱古細菌(*Aeropyrum pernix* K1)を選定しプロテオーム解析を実施した。発現タンパク質の解析により474種類のタンパク質を同定した。

これらプロテオーム解析情報については、ホームページ上で公開するとともに、学会等での発表などにより情報を提供する。

【産業利用促進事業】(参考資料A-2-(6))

15年度に開所した生物遺伝資源開発施設において、NITEの有する研究シーズに対する情報の高付加価値化を図ることを目的に、それらのシーズを活用して、微生物の有用機能を産業利用へと結びつける共同研究(2件)に着手した。さらに、新規共同研究の公募を行い、16年3月新たに1件の共同研究を開始した。

・微生物酵素触媒を用いた不斉分子製造技術開発の研究：株式会社日本触媒、京都大学

・生物学的手法を利用する光学活性非天然型アミノ酸及びヒドロキシカルボン酸の合成・ライブラリー構築法の研究：早稲田大学、チッソ株式会社他4機関

・RITE(財団法人地球環境産業技術研究機構)バイオプロセスによる高効率化学品製造に資する基盤技術要素開発の研究：財団法人地球環境産業技術研究機構、日本化薬株式会社(15年3月より開始)

また、耐熱化酵素((株)日本触媒との共同出願)について特許出願を行った。

(2)ゲノム解析及びプロテオーム解析により取得した遺伝子に関する情報を以下のとおり提供した。(参考資料A-2-(7))

放線菌については、15年4月、共同研究先と共著の論文を「Nature Biotechnology」に掲載するとともに、ゲノム解析情報をDDBJ及びNITEホームページから公開した。

ゲノム解析及びプロテオーム解析の成果を雑誌や国内外の学会等において16件発表した。

《実績の主な内容》

析終了予定のブドウ球菌について、NITEホームページ及びDDBJによるデータ公開を行う。
さらに糸状菌についても、平成15年度中にこれまでの成果を基にしてNITEホームページ及びDDBJによる公開を行う。

論文発表

- ・Nature Biotechnology (英国): 生物学 (インパクトファクター: 12.822): 放線菌のゲノム解析
なお、産業有用微生物である放線菌の全塩基配列の決定と他の菌との塩基配列の比較解析が、今後製薬等における産業応用研究の研究基盤となるという功績により、論文が掲載された号の表紙に放線菌の電子顕微鏡写真が採用された。
- ・Genome Research (米国): 遺伝学 (インパクトファクター: 9.863): コリネ菌のゲノム解析
なお、完全ゲノム配列に基づくコリネ菌の耐熱性に関するアミノ酸置換の比較解析の功績により、論文が掲載された号の表紙にコリネ菌由来の耐熱性タンパク質の立体構造が採用された。
- ・Nature Genetics (英国): 遺伝学 (インパクトファクター: 26.711): 完全長ヒトcDNA解析

学会での発表

- ・国際放線菌学会: 1件
本学会では、海外研究機関から注目されているロドコッカス属細菌のゲノム解析について、学会関係者からの要請により講演を行った。
- ・日本農芸化学会年会: 7件
- ・日本分子生物学会年会: 4件
- ・質量分析総合討論会: 1件

この他、共同研究先がNITEとの連名により、招待講演2件を含む4件発表した。

データベース(DOGAN⁽⁴⁾)については、14年度までに開発した遺伝子及びタンパク質の基本的情報を提供するための機能に加え、15年度は16年度に予定しているプロテオーム解析により取得した遺伝子に関する情報提供のための機能やアノテーションの根拠とした個々の遺伝子及びタンパク質に関する特徴などのより詳細な情報を提供・検索するための機能等を追加した。また、当該データベースの使いやすさの向上といった観点から、利用者をミスリードしないようなボタンレイアウト等の改良を行った。

(4) DOGAN: Database of Genomes Analyzed at NITE; NITEが開発した、NITEでゲノム解析した微生物とそのゲノムの特徴(塩基配列、遺伝子地図、遺伝子の機能など)を閲覧できる公開データベース。

なお、ブドウ球菌(*Staphylococcus haemolyticus*)については、共同研究先との共著論文の掲載とあわせてゲノム解析情報の公開を予定しており、そのための準備作業を進めている。

また、糸状菌(麹菌、*Aspergillus oryzae*)については、15年度中にこれまでの成果を基にしてNITEホームページ及びDDBJによる公開を行う予定であったが、15年5月に結成した国際糸状菌ゲノムコンソーシアムにおいて糸状菌3種の論文を、同時かつ同雑誌に共著で発表することに合意したため、ゲノム解析情報の公開を論文掲載にあわせ16年度以降とすることとした。

3. 遺伝子解析ツールの開発業務

14年度までに事業が完了した「ゲノム比較解析技術の研究開発」について、国による評価(実際の評価は、NEDOの技術評価委員会が実施)が15年度実施され、以下のような評価を得た。(参考資料A-3)

成果に対する評価: 研究はニーズに則しており、ゲノム配列比較研究を推進するために必要な成果を挙げた。ただし、実際にプログラムを利用した成果が出ていない。今後の利用実績を求められる。

今後に対する提言: 好熱菌ゲノム研究における本研究の位置づけにもよるが、有用な遺伝子資源の発見・利用のための情報解析研究は重要であるので、もっと具体的な成果あるいは独創的な研究が望まれる。

16年度は、上記評価及び提言への対応について検討を行う予定である。

3. 遺伝子解析ツールの開発業務

遺伝子解析を容易にできるようにするため、機能未知な遺伝子に対する機能推定等のための解析ツールとして情報処理システムを開発する。

3. 遺伝子解析ツールの開発業務

遺伝子解析を容易にできるようにするため、遺伝子情報、ORF等必要なデータを収集し、これらのデータを解析して、機能未知な遺伝子に対する機能推定等のための解析ツールとして情報処理システムを開発する。

3. 遺伝子解析ツールの開発業務

B.化学物質管理分野	B.化学物質管理分野	B.化学物質管理分野	化学	B.化学物質管理分野	能動型	A																
<p>国際的に調和のとれた総合的な化学物質のリスク管理に資するため、化学物質の安全性に係る内外の情報を収集、評価、整理及び提供するとともに、化学物質の審査、規制、管理に係る法施行業務の支援を行う。</p> <p>1.化学物質総合管理情報の整備提供関係業務</p> <p>関係機関の協力を得て、平成17年度までに国内で年間100t以上の製造・輸入実績がある化学物質（高分子等の低懸念化学物質を除く）及び化学物質管理法の対象物質並びにその他の優先的に整備すべき物質合計4000物質程度を中心に、化学物質の総合管理に必要な国内外の法規制の情報や有害性等の情報を収集し、ハザードデータベースの体系的な整備を図るとともに順次公開しその維持・更新を行う。</p>	<p>1.化学物質総合管理情報の整備提供関係業務</p> <p>(1)国内で年間100t以上の製造・輸入実績がある化学物質（高分子等の低懸念化学物質を除く）及び化学物質管理法の対象物質並びにその他優先的に整備すべき物質合計4,000物質程度を中心に、国内法規制情報、海外での規制等の情報、物理化学的性状情報、有害性情報、暴露情報、リスク評価等の情報について、信頼性や質の高い情報源からデータを収集し、データの有無及びその内容を整備する。</p> <p>これらにより化学物質の安全性や法規制情報等に関する体系的なハザードデータベースの整備を行い、インターネットの活用等により広く提供するとともにその維持・更新を行う。</p>	<p>1.化学物質総合管理情報の整備提供関係業務</p> <p>(1)関係機関の協力を得て、有害性情報書^注等による有害性情報の整備、分解性・濃縮性等の暴露情報の整備をするほか、自ら情報を収集・整理することにより、物理化学性状のデータ整備（約2,000物質）、構造式のデータ整備（約1,500物質）、国内及び海外の法規制状況、国際的なリスク評価情報について整備する。整備した情報については、国内外のデータベースを定期的に確認する等、データの維持・更新を行うとともに、インターネット等の活用により広く情報を公開・提供する。</p> <p>注：有害性情報書とは、リスクが比較的大きいと想定される化学物質の有害性情報の収集と評価。</p> <p>法的にMSDSの提供が義務づけられている化学物質に関する有害性情報の収集、提供。今後の化学物質リスク評価・管理対象物質の選定に係る有害性情報の収集と評価。を目的として作成したものです。</p>		<p>1.化学物質総合管理情報の整備提供関係業務</p> <p>(1)化学物質総合情報提供システム(CHRIP^{注1)})については、以下のとおり整備を行った。</p> <p>データの整備等</p> <p>15年度は約2750物質を整備し、整備物質数は累計約3000物質となった(14年度整備物質数は約230物質)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 物理化学性状：約3000物質について調査を行い、約2750物質のデータについて整備、公表した。 構造式：約1600物質について構造式を整備し、公表した。 国内法規制情報：整備対象物質のうち、単一物質について、化審法、化管法、毒劇法等の国内主要法令の対象物質かどうかを確認し、CAS番号^{注2)}と対応づけた(計約1450物質)。 海外法規制情報：PRTR^{注3)}データベースについて現在公開している6か国・地域に加え、1か国(アイルランド)の情報を整備、公表した。 内分泌かく乱試験結果：化学品審議会内分泌かく乱作用検討小委員会が審議が終了し、公表可能となった約410物質、約1000件のデータを、グラフ、解説等とともに整備、公表した。 毒性試験：NITEで取得している30物質の毒性試験データの整備を行い、21物質について公表した。 暴露情報：経済産業省で判定結果が公表された既存化学物質の安全性点検データ約90物質について整備、公表した。 <p>(参考資料B-1-(1)(2))</p> <p>データの維持更新</p> <p>CHRIPに収録されている延べ約20万の物質を対象に国内外の情報ソースの点検を行い、以下の項目について合計約15,000件の更新等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般情報関係：約4200件 国内法関係：約6700件 各国有害性情報書関係：約400件 健康毒性情報：約1900件 環境毒性情報：約200件 海外法規制情報関係：約1600件 <p>(14年度は、名称やCAS番号等の情報延べ20万6千件のデータを点検した。)</p> <p>(参考資料B-1-(1)(2))</p> <p>システム改良</p> <p>CHRIPを構成する3つのデータベース、「化学物質総合検索システム」、「PRTR制度対象物質データベース」、「既存化学物質安全性点検データ」間のリンクによる関連付けを行った他、化学物質総合検索システムについては、アンケート等の要望によりand検索、絞り込み検索の追加などシステム改良を行い、利便性の向上を図った。16年度も引き続き利便性向上のためのシステム改良を行うこととする。</p> <p>さらに、化学物質総合検索システムについては、その英語化を行った。この英語化に伴い、英語の名称データを約29,000件追加した。</p> <p>また、現行システムの性能評価についての診断を行った結果、パラメータ設定やプログラムの軽微な問題が指摘され、改善を図ることにより物質によって異なるものの概ね検索時間が約40%向上した(検索時間が21秒~30秒程度から13秒~23秒程度に短縮)。</p> <p>ホームページアクセス件数(化審法[°]を除く)</p> <table border="1" data-bbox="1513 1837 2122 1953"> <thead> <tr> <th></th> <th>対前年度比</th> <th>年度実績</th> <th>旧集計方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>約50%増</td> <td>270万件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>約25%増</td> <td>178万件</td> <td>308万件</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>240万件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考資料B-1-(3))</p>		対前年度比	年度実績	旧集計方法	H15	約50%増	270万件		H14	約25%増	178万件	308万件	H13	-	-	240万件	能動型	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度整備実績は当初計画約2,300件に対し、30%増の約3,000物質を整備しており、中期目標に照らし極めて順調な進捗状況にあると言える。 データベースへのアクセス件数は270万件/年あり、前年比約50%増となっており、データの質が高く、良く活用されていると考えられることから、高く評価できる。 データの収集体制を内外の専門家を組織化して整備し、効率的なデータ整備を進めたことは評価できる。 CHRIPの構築については、システムの枠組みを構築するだけでなく、昨年以上に収録情報の充実に努められ、目標を十分に達成されたと考えられる。 ハザード情報の充実(有害性情報)暴露情報の充実については、もう少し調査・収録を加速してはどうか。 「内分泌かく乱試験結果」を収録する場所として、CHRIPに他の情報と同列に提示することが本当に適切なのか、情報の提示の仕方やその情報のもっている「化学物質管理上の意義」を整理する必要がある。 構造活性相関手法(QSAR)の予測性検証に当たっては、多くの物質での手法間比較検証が進行しているようであり、概ね順調であると考えられる。 リスクコミュニケーションに関わる事業については、用語集の充実などに努められていることが窺われる。 優先度の高い個別物質のリスク評価に関する諸事業については、関連する諸機関との連携も良い。 化学物質に係る実態の把握や詳細な検討のプロセスに産業界との協働によって対応している姿勢は評価できる。最終的なアウトカム(産業界の自主的なリスク管理)に至らしめるスキームがトータルで提示され、その過程でNITE事業と産業界のかわりも示されている。
	対前年度比	年度実績	旧集計方法																			
H15	約50%増	270万件																				
H14	約25%増	178万件	308万件																			
H13	-	-	240万件																			

(2)化学物質のハザードデータ、暴露評価データ、リスク評価データ等の基盤情報と暴露評価手法、リスク評価手法等各種評価手法に係る情報を統合したシステムを構築する。

(2)化学物質のハザードデータ、暴露評価データ、リスク評価データ等の基盤情報と暴露評価手法、リスク評価手法等各種評価手法に係る情報を統合したシステムの改良等を行う。また化学物質のリスクコミュニケーション^注を行っていくための検討を進めるとともに関連情報を体系的に収集・整理して、14年度に引き続きリスクコミュニケーションの推進に必要な用語集等の作成を行い、テストサイトも活用して多様な関係者に対してわかりやすい情報提供を行う。

また、リスク管理の必要性が高く市場において多量に生産や消費等がされている化学物質について、その分解性、蓄積性のハザードデータを構造活性相関手法により予測するソフトウェアの信頼性向上のため試験データを用いて検証・改良を行う。

化学物質の物理化学性状データ等の物質情報等を収集し、化学物質の暴露評価、リスク評価を行うほか、14年度に作成した化学物質のリスク評価・管理指針の骨子を基に具体的な物質についての指針案を作成する。

リスク評価データ蓄積のため、学識経験者、関係業界等が参画するリスク評価管理研究会において、社会的に問題となっている化学物質について検討を行う。また、製品に含まれる化学物質の管理に関する情報の収集を行う。

注：化学物質のリスクコミュニケーションとは、化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系へ好ましくない影響を与えるおそれ「環境リスク」について「企業」と「行政」と「住民」が情報を共有し、コミュニケーションを行いながら化学物質のリスクに関する理解を向上し、お互いの信頼関係を構築すること。

注1)CHRIP:Chemical Risk Information Platform。従来化学物質ハザードデータベースと呼んでいたものを化学物質総合情報提供システムと改称し、その英語名称の略記を商標として登録した。

注2)CAS番号:CAS登録番号ともいう。米国化学会のChemical Abstracts Serviceが化学物質に対して付与している固有の番号。

(例)
物質名 CAS番号
アクリロトリン 107-13-1

注3)PRTTR:Pollutant Release and Transfer Register
(化学物質排出把握届出制度)

(2)化学物質の各種基盤情報や評価手法等に係る情報の一元的な管理・運用

- ・14年度作成したリスク評価書等の情報を統合したシステムを評価するためのテストサイトについて、消費生活センター、企業、専門家等約80者に対し、アンケート調査を実施(回収率約65%)し、調査結果の分析等を基にシステム全体設計を行った。また、テストサイトについて画面構成等の変更、検索機能の付加、コンテンツの充実(用語・略語の充実、Q&Aの作成、リスク評価についての解説書作成)等を行った。なお、リスク評価についての解説書は、リスクコミュニケーションに係わる関係者による利用を考慮し、CHRIPからも入手できるようにした。
- ・また、リスク評価等に関する用語、略語の整備状況は以下のとおり。これらの用語等は、ハイパーリンクによって同システムを利用する際に用語の確認を簡便に行えるようにするものであり、その収載語数を増やすことにより同システムの利便性を向上させた。

(参考資料B-1-(4))

	用語	略語
H15年度	約210件	約750件
H14年度	約100件	約360件
H15年度末計	約310件	約1110件

- 構造活性相関手法((Q)SAR)による予測の検証等
- ・生分解性を予測する市販のシステムの性能評価のため、新規化学物質約1500物質について計算を行った。この計算結果と実際の生分解性試験データについて、分解に寄与するとされる約600の反応経路との比較照合を行い、反応の進行率を確認し、検証作業を終了した。
- ・財団法人化学物質評価研究機構が開発し改良を行っている分解性予測システムの信頼性を検証するために新規化学物質約1500物質の分解度試験データを入力して計算を行った。検証結果を取りまとめ、化学物質評価研究機構に報告し、これに基づき化学物質評価研究機構が16年度に更なるシステム改良を行う予定。(なお、15年度に化学物質評価研究機構で予定されていた改良が一部完了しなかったことに伴い、15年度中にNITEで実施を予定していた当該システムの検証業務の一部を16年度に繰り越して実施する予定である。)
- ・14年度にデータ整理を行った新規化学物質約1500物質の濃縮度試験データを用い、15年10月より蓄積性予測システムの検証及び相関式作成等の作業を実施し、終了した。
- ・未試験の既存化学物質のうち約1600物質について、市販の予測システムを用いて生分解性・濃縮性の予測を行った。予測結果については、16年度より開催するNITE構造活性相関委員会で検討を行う予定である。

(参考資料B-1-(5))

<平成14年度業務実績評価における指摘事項回答>
(指摘事項)

(Q)SARであるが「規制」に係わる手法という観点から

(3) 海外の関係情報の収集及び国内情報の提供、化学物質総合管理情報の整備に係る国際整合性の確保等のため、国際機関等の活動への積極的な参画、所要の調査等を実施する。

(4) 整備したデータベースの利用を広く促進するためパンフレット

(3) 化学物質管理の専門家として、OECDの化学品合同会合等に出席する等、国際的整合性を図るための活動等に参加する。

(4) 化学物質ハザードデータベースの周知・活用を推進するため、

みると疑念がある。この評価結果を実験抜きで判断は出来ないが、これをどう活用するのかという青写真が必要である。

(回答)
NITEにおいては、15年度には、新規化学物質の届出データを利用し、その情報を基に分解性予測システムの精度向上のための解析を行うとともに、分解に係わる反応部位、反応進行を調査し、システムに必要な付加情報を解析している。また、蓄積性システムについて届出等の結果から新たな蓄積性予測相関式の作成を行っている。

今後、NITEでは、開発された(Q)SARシステムの公表、開示、(Q)SARによる既存化学物質の評価、評価結果の公表等を行い、国、事業者等の化学物質管理の推進に活用していく。

注4)(Q)SAR((quantitative) structure-activity relationship): 定量的構造活性相関手法の略称。化学物質の構造特性と、生分解性等の生物活性との相関関係を定量的に予測する手法のこと。目的とする生物活性と、その活性に関与すると思われる複数の分子構造因子や物理的パラメータとの関係を統計学的に比較検討し、定量的な相関式を導き出すものである。

化学物質の暴露評価、リスク評価
14年度までに当該業務で蓄積した知見を利用し、また組織体制を整備することにより、15年度から体系的にリスク評価を実施している。また、評価結果はホームページ上で公表し、化学物質リスク情報を広く国民に提供した。

- ・暴露評価: 19物質
- ・初期リスク評価: 19物質。
- ・リスク評価管理指針案: 14年度に作成したリスク評価管理指針の骨子を基に、ノニルフェノールについて指針案を作成した。
- ・13年度に作成したリスク評価書の見直し: 16物質

(参考資料B-1-(6)、B-3-(3))

リスク評価管理研究会活動
フタル酸エステル、ビスフェノールA及びノニルフェノールについて、リスク評価に必要な追加データについて製品中に含まれる化学物質の管理に関する情報を中心に実態の調査を行った。14年度の成果並びに情報を中間報告書にまとめ、概要版をホームページで公開した。また、ノニルフェノールについては、研究会において管理のあり方についての検討を行った。

(参考資料B-1-(6))

(3) 国内外の情報収集及び国際機関等の活動への参画
国際会議出席等
OECD化学品合同会合をはじめ、その傘下のSIAM(初期評価レポート評価会議)、既存化学物質タスクフォース、IUCLEDユーザグループ専門家パネル、バイオサイド・タスクフォース、農薬作業部会などのそれぞれの活動について、NITEと経済産業省の担当者間で随時意見交換及び情報提供を行った。各会合への出席に当たっては、経済産業省と対処振りについて摺り合わせを十分行った上で議論に参加するとともに、議場の内外で他国関係者と化学物質のリスク評価・管理に関する情報収集及び意見交換を行った。バイオサイド・タスクフォース会合では、我が国のバイオサイド管理の現状について発表した。既存化学物質タスクフォースの活動では、各国が保有する既存化学物質の評価状況を登録するデータベース(OECD EXICHEM データベース)へのデータ登録作業を経済産業省に協力する形で実施した。

なお、15年3月からOECD事務局に職員を派遣し、本分野の国際的活動への一層の貢献に努めている。また、第4回IFCS(化学物質の安全に関する政府間フォーラム)会合に出席し、本分野における国際的動向に関する情報収集を行った。

国内外情報の収集・検討
バイオサイドに関し、国内関連団体の情報等を収集整理するとともに国際的な情報も整理を始め、それらの検討のため外部有識者によるバイオサイド検討委員会を設置し、検討に着手した。

(4) CHRIPの広報活動
周知・広報活動については、2年に1回開催されるINCHEM TOK

	等により普及活動を行う。	当該データベースを解説したパンフレットを広く配布すると共に、説明会、講演会等において、データベースの紹介を行う等の広報普及活動を積極的に実施する。		Y02003に出展しデータベースを含む化学物質管理センターの業務を紹介するとともに、アンケートを実施し、データベースの使用目的や要望等について調査を行った。その他、NEDO主催、NITE後援による15年度PRTRデータ活用セミナーや、PRTRに係る説明会、リスクコミュニケーション調査などの機会を利用して周知広報に努めた。これらの広報活動に利用したパンフレットについては、内容の改訂も行い、合計約8000部を配布した。																																				
2. 化学物質審査規制法関連業務 国からの委託により、化学物質の審査及び規制に関する法律が適正に施行できるよう新規化学物質の審査、優良試験所認定制度（GLP制度）におけるGLP適合試験施設の査察等に係る支援を行う。	2. 化学物質審査規制法関連業務 (1) 新規化学物質データベースの整備等を行い、届出のあった新規化学物質の審査に必要な各種調査、資料の作成及び確認申請のあったGLP適合試験施設の査察への参加等国が法施行事務を適正に実施するために必要な業務を行う。	2. 化学物質審査規制法関連業務 (1) 化学物質審査規制法により届け出された新規化学物質のデータベースを維持・管理するとともに、必要に応じてシステムの改良、データの追加等の環境整備を行う。 また、届出のあった新規化学物質の審査に必要な各種調査等を行い、関連資料等の作成、整理、提供を行う。 既存化学物質名簿等の国際整合性を図るため、国際ルールに従った名称（和名、英名）及び米国化学会が附与している番号を附与し、順次公表する。 製造産業局長が実施するGLP適合試験施設に関する基準適合確認について職員の現地査察への参加等の協力を行う。 化学物質審査規制法の適正な運用担保のため指定化学物質のリスク評価に係る情報の整備、試買検査等を実施する。 新規化学物質の審査等の技術的事項について事業者等からの問い合わせへの対応を行う。 化学物質の環境中の生物への影響に着目した新たな対応と、リスクに応じた化学物質の審査・規制制度の見直し等のために改正が予定されている化学物質審査規制法の施行準備のための支援を行う。	化学	2. 化学物質審査規制法関連業務 15年度3月末までの各業務における実績は以下のとおりである。（参考資料B-2-(1)） (1) データベースの維持・管理及び利用等 ・当該データベースについて、構造式入力及び構造検索機能を付加するための改良を行った。 ・化学物質審査規制法に基づき経済産業省に届出され、化学物質審査委員会において審査された新規化学物質のデータを新たに入力した。実績は以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1537 680 2178 739"> <tr> <td>15年度</td> <td>14年度</td> <td>13年度</td> </tr> <tr> <td>352物質</td> <td>257物質</td> <td>176物質</td> </tr> </table> ・新規化学物質の審査以外でのデータベースの利用については経済産業省からの調査依頼に基づき、新規化学物質の審査における過去の判定状況の確認、データの抽出等13件について、迅速な対応を行い、最長で3日以内に経済産業省に報告を行った。 ・OECDにおける国際的なデータ共有化の検討のために、欧州の化学物質データベース(IUCLID4)のデータ項目と化審法のデータ項目の比較、検討を行い、経済産業省に報告した。（参考資料B-2-(2)） 化学物質審査支援等 経済産業省の工程管理表に基づいて実施している当該支援業務は、適正な化学物質審査規制法の施行に資するものであり、また、届出事業者からの試験等の進め方に関する技術的な問い合わせに的確に対応することにより、届出事業者は適切な試験の実施が可能となり、届出に係る労力と試験費用の負担軽減に資するものである。 <table border="1" data-bbox="1537 1234 2231 1591"> <tr> <td></td> <td>15年度</td> <td>14年度</td> <td>13年度</td> </tr> <tr> <td>事前ヒアリング</td> <td>352件</td> <td>257件</td> <td>214件</td> </tr> <tr> <td>審議会資料作成等(注1)</td> <td>306物質</td> <td>257物質</td> <td>207物質</td> </tr> <tr> <td>官報公示名称原案作成(注2)</td> <td>新規256件 既存12件</td> <td>新規229件 既存21件</td> <td>新規1413件 既存0件</td> </tr> <tr> <td>官報公示名称案作成(注3)</td> <td>238件</td> <td>591件</td> <td>1051件</td> </tr> <tr> <td>問合せ対応</td> <td>241件</td> <td>- (注4)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>少量新規化学物質</td> <td>14121物質</td> <td>11763物質</td> <td>10669物質</td> </tr> </table> (注1)届出された新規化学物質について、環境中での分解性、蓄積性並びに人の健康影響に関する試験データ等を精査するとともに、当該データベースを活用して審査に関連する各種調査を行い、その結果を整理して3省合同審議会（経済産業省、厚生労働省、環境省）関連資料を作成し、経済産業省に提出した。また、審議会（10回開催）において資料の説明等を行った。 (注2)新規化学物質及び既存化学物質について官報公示名称原案を作成し、経済産業省に提示した。 (注3)また、官報公示のため14年度～15年度の届出物質について、官報公示名称原案について届出者に確認し必要があれば訂正し、官報公示名称案として経済産業省に提出した。 (注4)-は、統計をとっていないことを示す。 (参考資料B-2-(3))	15年度	14年度	13年度	352物質	257物質	176物質		15年度	14年度	13年度	事前ヒアリング	352件	257件	214件	審議会資料作成等(注1)	306物質	257物質	207物質	官報公示名称原案作成(注2)	新規256件 既存12件	新規229件 既存21件	新規1413件 既存0件	官報公示名称案作成(注3)	238件	591件	1051件	問合せ対応	241件	- (注4)	-	少量新規化学物質	14121物質	11763物質	10669物質	受動型 A	<ul style="list-style-type: none"> 法改正に伴う施行令、省令、関連通知、運用通知の見直しに際し、NITEは技術的観点から経済産業省に提案を行う等の法施行支援業務が追加されたが、化審法ホームページを全面改定し対応し、その結果アクセス数は前年同期の4.2倍となっているのは高く評価できる。 NITEのこれまで行ってきた法施行支援業務が評価され、本法律に係る厚生労働省、経済産業省及び環境省3省共通のデータベースをNITEが開発・整備することとなったことは、高く評価できる。 HPアクセス数の増加は、積極的な情報提示の姿勢が評価された結果と判断され、適切であったと評価できる。
15年度	14年度	13年度																																						
352物質	257物質	176物質																																						
	15年度	14年度	13年度																																					
事前ヒアリング	352件	257件	214件																																					
審議会資料作成等(注1)	306物質	257物質	207物質																																					
官報公示名称原案作成(注2)	新規256件 既存12件	新規229件 既存21件	新規1413件 既存0件																																					
官報公示名称案作成(注3)	238件	591件	1051件																																					
問合せ対応	241件	- (注4)	-																																					
少量新規化学物質	14121物質	11763物質	10669物質																																					

既存化学物質名簿の国際整合性等の利便性向上
 当該支援業務の成果は、化学物質の輸入事業者が化学物質を輸入する際に、輸入の可否について効率的な判断を可能にし、また税関に提出する資料作成の効率化に資するものであり、実績は以下のとおりである。

15年度	14年度	13年度
713物質	600物質	307物質

15年度は、既存化学物質名簿のうち、医薬品等の化合物に分類されている9類の中から優先的に実施すべき5類相当（有機複素環低分子化合物）の物質についてCAS番号・IUPAC名称^{注5)}の付与を終了し、終了したものについてホームページ上で公表の予定である。

また、経済産業省からの要請に基づき、既存点検結果の公表物質63物質へのIUPAC名称^{注5)}の付与及び経済産業省が14年度に実施した化学物質製造・輸入量実態調査における100物質についてCAS番号の確認を行った。

注5) IUPAC名称 : IUPAC (国際純正化学連合) 命名法による名称。

GLP^{注6)} 適合試験施設の確認支援

15年度	14年度	13年度
9件	7件	2件

当該支援業務の成果は、化学物質の安全性審査において、提出される試験データの信頼性確保に資するものであり、経済産業省製造産業局長に対してGLP適合確認申請のあった試験施設について書面審査、現地査察及び報告書(案)の作成等の支援業務を行った。

注6) GLP

GLP (Good Laboratory Practice ; 優良試験所基準) は、化学物質の各種安全性試験に対し信頼性を確保する手段として、OECDにおいて1981年に採択されたもので、化学物質審査規制法では、昭和59年3月に導入し、平成12年3月1日に改正を行った。

規制対象物質の管理業務支援

試買検査実施件数(合計)

15年度	14年度	13年度
20品目	30品目	5品目

化学物質審査規制法に基づき第1種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない政令指定製品のうち、12年度に指定された物質(PDA-Z2, TTBP)、14年度の試買検査等から緊急性のある物質を対象として添加剤、潤滑油、スチレンブタジエンゴムの14品目及び、政令指定製品ではないが、第1種特定化学物質(PCB)が含有されているおそれのある輸入品の顔料、塗料、インク又はインクカートリッジの6品目の合計20品目について試買検査を実施し、16年3月に経済産業省に報告書を提出した。

化学物質審査規制法改正に伴う施行準備支援

経済産業省と連携し、下記の業務を実施した。

- ・改正化学物質審査規制法の関連通知の改正案について、技術的観点よりその内容の確認を行った。
- ・試験法に関する省令、試験法関係通知及びGLP通知について、その改善点等を含め技術的検討を実施し、改正が必要と考えられる項目について経済産業省に提案を行い、適宜反映された。
- ・法律の運用に関する通知の見直しに関連して、現行通知の運用状況について取りまとめを行い、改正が必要と考えられる項目について経済産業省に提案し、適宜通知に反映された。
- ・経済産業省が改正化学物質審査規制法における政省令等の改正作業のために実施した化学物質審査規制法施行状況等実施調査に同行し、経済産業省とともに第1種特定化学物質等の規制化学物質の管理状況調査、製造又は取り扱い事業者等(14事業

(2)国における化学物質の審査・規制に係る国内体制の整備等を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うため、国際機関等の活動への積極的な参画、所要の調査等を実施する。

(2)国における化学物質の審査・規制に係る国内体制等を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うため、OECD新規化学物質関係会合等に参加し、新規化学物質の審査等の国際整合性を図るための情報収集等を行う。

者)からの聞き取り調査を行った。
 ・化学物質審査規制法の適切な施行を支援するための普及・啓発として、化審法ホームページの全面更新を行った。当該ホームページへのアクセス件数は379,281件で、14年度実績の4.2倍であった。
 (参考資料B-2-(4))

	15年度	14年度
情報提供件数	42件(うち改正 化審法関係18件)	26件
アクセス件数	379,281件	90,214件

(2)国内外の情報収集及び国際機関等の活動への参画
 OECD/GLPワーキンググループ会合(第17回、15年9月)のため、化審法GLPに係る対処方針案を検討・作成し、これを基に経済産業省で対処方針(経済産業省分)が決定された。また、我が国の対処方針等についての検討を行う各省連絡会議(厚生労働省主催、15年8月)に出席し、国内関連当局間での情報の共有化を行ったうえで、当該ワーキンググループ会合に出席し、OECD/GLP運用に係る課題等についての情報収集を行い、経済産業省へ報告を行った。

OECD新規化学物質タスクフォース会合(第6回、15年10月)のため、新規化学物質の届出や審査に係る対処方針案を検討・作成し、経済産業省に提出した。これを基に経済産業省で対処方針が決定された。この対処方針に従って当該タスクフォース会合に出席し、作業の進捗状況や今後の作業計画に基づく課題等についての情報収集を行い、経済産業省へ報告を行った。

・当該タスクフォースの作業計画に基づき、各国における新規化学物質の届出・審査手続についての比較を行うため、OECDが選定をした物質について我が国における新規化学物質届出物質や審査(経済産業省担当部分)の情報について英訳作業を行うとともに、同一化学物質に係る我が国の情報を海外5か国の情報と比較し、合意されたチェックリストに基づき比較作業を行い、比較結果のサマリー作りやその英訳作業に協力を行った。これらの作業の過程において、これらの作業文書を経済産業省に提供し、さらに検討、修正を行うなど、タスクフォース活動への協力、支援を行った。

・OECD高生産量既存化学物質の有害性データに関するデータベース構築の提案について、我が国の対応を技術的観点から経済産業省と検討を行った。
 ・米、EC(欧州委員会)、加、産業界、OECD及び我が国から構成されるOECD第1回運営グループ会合に参加し、上記のデータベース構築の元となっている米-ECのデータベース等について情報収集を行った。また、当該構想に係るECで今後開発される新しい化学物質データベース(IUCLID5)の要求事項の検討や、その中で用いられる新しいデータ項目についても化審法で要求されるデータ項目を比較、分析等を行った。その検討結果については、経済産業省へ報告を行った。

OECD/(Q)SAR専門家グループの電話会合(15年6月、10月、16年1月)に参加し、15年度の具体的な活動内容((Q)SARの行政利用のための原理原則の確立及びガイダンスドキュメントの作成、(Q)SARモデル、試験データ等の各国共通のデータベース作成等)について、各国の役割分担等の議論を行うとともに、原理原則等の確立のため、現在NITEで開発をしている生分解性予測システムを原則草案に当てはめた際の結果を基に原則に対する意見等を取りまとめて報告書を作成し、16年1月にOECD/(Q)SAR専門家グループに提供した。

<p>関連業務 国からの委託により、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律が適正に施行できるよう化学物質の排出量等の収集及び公表等に関する支援を行う。</p>	<p>関連業務 (1)届出対象事業者から届出のあった化学物質排出量等の電子計算機への記録、集計、公表及び開示等や、届出対象外事業者を含む事業者全体からの排出量の算出及び公表等、国が法施行事務を適正に実施するために必要な業務を行う。</p> <p>(2)事業者からの届出等が適切に行われるよう、事業者への情報提供、事業者からの照会に対する対応等、本法に係る普及啓発を行うとともに、事業者が排出量等の算出を容易かつ適切に行うことができるよう、算出支援システムの開発・運用等の業務を行う。</p>	<p>関連業務 (1)化学物質排出把握管理促進法における電子計算機システムの運用、維持・管理を行うとともに、届け出られたデータについてはデータの確認及び必要な電子化等を行いファイル記録システムに入力する。</p> <p>さらに、届出データを集計し、別途提供される裾切り推計及び非点源推計結果を併せ公表用データ等を作成する。</p> <p>電子届出システムについては磁気ディスクによる届出データを都道府県が登録する機能を追加する等、化学物質排出把握管理促進法に係るシステムの改良を行う。</p> <p>平成16年度に実施する電子計算機システムの更新に向けた仕様の検討を行う。</p> <p>また、化学物質排出把握管理促進法に基づき導入されたMSDS制度^{注7)}の適正な運用に資するため平成14年度に実施した実態調査結果を踏まえ、残りの41業種について追加調査を行う。</p> <p>注：指定物質及びそれを含有する製品（指定化学物質等）を他の事業者に譲渡、提供する際に、その指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（MSDS：Material Safety Data Sheet）の提供を義務づける制度。化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTTR対象物質を取り扱っている事業者を対象に取扱量等について調査を行う。</p> <p>(2)排出量算出マニュアル等についての事業者等からの照会への対応、自治体等が開催する説明会への講師の派遣等化学物質排出把握管理促進法に係る普及啓発を行うとともに、化学物質総合管理システムによる関連情報提供等により事業者の自主管理の支援を行う。</p>	<p>学</p> <p>(1) 15年度の届出件数は34,517件（14年度は34,830件）あり都道府県等から事業所管大臣に送付された届出書の処理を行った。この処理に際しては、事務処理フローを作成するとともに、データベースソフト、企業管理台帳を活用して届出書の管理を行い、形式及び内容チェックプログラムを改良するなどの業務の効率化及び精度向上を図ることにより、処理費用を14年度の42百万円から31百万円と26%のコストを削減することができた。</p> <p>また、オンラインによる届出についてはダイアルアップに加えてインターネット経由の電子届出を可能にした結果、電子届出件数が14年度と比べて約3倍（466件から1,255件）に増加した。これらについては届出事業者から都道府県等を経由して事業所管大臣に届け出られる際の事務手続きを、電子的に処理することが可能であり届出に際しての事務作業が簡略化された。また、書面での届出の際には必要な電子化の作業についても省略化され届出に対する処理の迅速化に寄与した。（参考資料B-3-(1)(2)）</p> <p>電子届出システムについては、自治体及び国の届出処理の簡素化及び管理機能の強化を目的として磁気ディスクによる届出データを都道府県が登録する機能について追加する等の改良を行った。</p> <p>ファイル記録システムの付加機能として、経済産業省、環境省等により開示請求者に対して開示しているPRTTRデータについて、各種の検索項目を設定することで必要な項目の抽出や分析を容易にするための「PRTTR検索システム」を開発し、ホームページからのダウンロードを可能にした。</p> <p>16年度に予定している機器更新について、事前準備を行い、政府調達として16年4月始めに入札を行うための準備を行った。また、機器更新に伴う電子届出システム等の更新に向けた仕様の検討を行い、15年度内に骨格を確定した。</p> <p>事業者が排出量算出を行うために必要な情報として活用されるMSDS^{注7)}の実態を把握するため、14年度に引き続いて、41業種の3128事業所に対しアンケートを実施し、14年度の実施結果と合わせてデータの解析を行った。16年度初めにこれらの結果の公表を予定している。</p> <p>PRTTR対象物質を取り扱っている事業者を対象にした取扱量等について43,000事業者を対象に調査を実施し、約13,500事業者からアンケートの回答を得て（回答率は約31%）解析を行った。16年度初めに結果の公表を予定している。</p> <p>注7)MSDS制度：指定物質及びそれを含有する製品（指定化学物質等）を他の事業者に譲渡、提供する際に、その指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（MSDS：Material Safety Data Sheet）の提供を義務づける制度。</p> <p>(2)ホームページに新たに「PRTTRデータの活用に向けた取り組み」のページを新設した。14年度に公表されたPRTTRデータを基に、排出量マップや大気中濃度マップを作成するとともに、5月にその内容を掲載し、化学物質管理に係る情報の提供に努めた（国内初）。この結果、アクセス件数が14年度に比べて4.7倍となり、PRTTRデータを含め、化学物質管理についての普及啓発に努めた。</p> <p>15年度アクセス件数：約80,000件/月 14年度アクセス件数：約17,000件/月 13年度アクセス件数：約10,000件/月</p> <p>また、「PRTTR集計結果の概要」及び「排出量算出マニュアル」（追加）の英語化を行い、ホームページの英語サイトに掲載し、内容拡充に努めた。</p> <p>英語サイトの15年度アクセス件数：約5600件/月 14年度アクセス件数：約340件/月</p>	<p>受 動 型</p> <p>A+</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度と同水準の業務量に対し、作業手順等の見直し、チェックシステムの整備等により前年度比で派遣職員を40%低減し、事業経費を26%低減したうえで、支援業務を遅滞なく行ったことは高く評価できる。 ホームページへのアクセス件数が前年度比月平均で4.7倍となったのは、排出量マップ、大気中濃度マップ等のニーズに沿った質の高い情報提供によるもので、高く評価できる。
---	--	--	--	---

				<p>さらに、化学物質排出把握管理促進法に関する事業者への照会対応や、説明会への講師派遣、ホームページ上での情報公開を推進することにより、事業者の自主管理取り組みを支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせ対応 315件 ・中小企業事業団・自治体及び国主催の講演会への講師派遣：25回 <p>(参考資料B-3-(3)(4)(5))</p> <p>(3)国内外の情報収集及び国際機関等の活動への参画 15年11月にフィンランドで開催されたOECD/PRTTRタスクフォースに参加し、プレゼンテーション(「日本におけるPRTTR電子届出システムについて」)を行うこと等により、情報の共有化と国際整合性を図るための情報収集・提供に努めた。</p>																													
<p>4. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務</p> <p>(1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務(オンサイト分析を含む。)を適確に実施する。</p> <p>(2) 同法第33条第4項に基づく立入検査等を適確に実施する。</p>	<p>4. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務</p> <p>(1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化学兵器禁止法」という。)第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務(オンサイト分析を含む)については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って適確に実施する。</p> <p>(2) 化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従って適確に実施してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p> <p>(3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を適確に実施するため、特に以下の措置を講ずる。 化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の向上を行う。</p> <p>必要に応じ国際機関による検査等の対象事業所の実態調査を行う。</p>	<p>4. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務</p> <p>(1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化学兵器禁止法」という。)第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務(オンサイト分析を含む)については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って適確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告する。</p> <p>(2) 化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従って適確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告する。</p> <p>(3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を適確に実施するため、以下の措置を講ずる。 化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の向上を行うため、化学兵器関連物質の分析経験のある国内の分析機関と合同で分析実験を行うとともに、立会い現場における分析対応を確実にするために必要に応じて立会対象事業者等の現場における模擬分析を実施する。</p> <p>国際機関による検査等の対象事業所のうち、約10事業所に対し実態調査を行う。</p>	<p>化学</p> <p>4. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務</p> <p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律を的確に実施していくために必要な業務として、15年度は以下のように実施している。</p> <p>(1) 同法30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従い以下のとおり的確に実施し、定められた期限内^{注8)}に速やかに経済産業大臣に報告を行った(この検査においてはオンサイト分析は実施されなかった。)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H15年度</td> <td>7事業所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H14年度</td> <td>4事業所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H13年度</td> <td>1事業所</td> </tr> </table> <p>注8): 経済産業大臣名の指示書に、各検査等立会いの終了後10日以内に報告する旨定められている。(報告は全て10日以内に行った。)</p> <p>(2) 同法33条第4項に基づく許可者への立入検査等については、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従い、以下のとおり16年3月末までに43件(製造9件、使用33件、廃棄1件)について立ち入り検査を実施し、定められた期限内^{注9)}に速やかに経済産業大臣に報告を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>製造者</th> <th>使用者</th> <th>廃棄義務者</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>9件</td> <td>33件</td> <td>1件</td> <td>43件</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>13件</td> <td>39件</td> <td>4件</td> <td>56件</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>6件</td> <td>29件</td> <td>-</td> <td>35件</td> </tr> </tbody> </table> <p>注9): 経済産業大臣名の指示書に、各検査等立会いの終了後10日以内に報告する旨定められている。(報告は全て10日以内に行った。)</p> <p>(3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を的確に実施するため、以下の措置を講じた。</p> <p>同法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の維持・向上を図るため、15年6月にNITE中部支所において模擬分析を実施、15年7月に化学物質評価研究機構と合同分析実験を実施し、16年3月に近畿支所において模擬分析を実施した。</p> <p>国際検査対象事業所に対する実態調査については、経済産業大臣の指示に従い10事業者(14年度の実績は9事業者)に対して実態調査を実施し、定められた期限内^{注10)}その結果を速やか</p>		H15年度	7事業所		H14年度	4事業所		H13年度	1事業所		製造者	使用者	廃棄義務者	合計	H15	9件	33件	1件	43件	H14	13件	39件	4件	56件	H13	6件	29件	-	35件	<p>受動型</p> <p>B</p> <p>・国際機関による検査等の立会い7事業所(平成14年度4事業所、平成13年度1事業所)立入検査43件(平成14年度56件、平成13年度35件)を的確に実施したことは評価できる。</p>
	H15年度	7事業所																															
	H14年度	4事業所																															
	H13年度	1事業所																															
	製造者	使用者	廃棄義務者	合計																													
H15	9件	33件	1件	43件																													
H14	13件	39件	4件	56件																													
H13	6件	29件	-	35件																													

	<p>国際合意形成への貢献と分析方法の整合性確保のため、化学兵器禁止機関(OPCW)の関連会合等に参加する。</p>	<p>国際合意形成への貢献と分析方法の整合性確保のため、OPCWにおける分析方法、査察に必要な装備等に関する会合、OPCW等が主催する研修が実施された場合には、積極的に参加する。</p>	<p>に経済産業大臣に対して報告した。 注10)：経済産業大臣名の指示書に、各検査等の終了後10日以内に報告する旨定められている。(報告は全て10日以内に行った。)</p> <p>分析の実施・査察の実施に関連する情報を収集するため、15年5月に「OPCW2003年運用検討会議指定分析機関発表プログラム(オランダ・ハーグ)」及び、15年9月に「OPCW現地外分析の実施に関する研修(フィンランド・ヘルシンキ)」に出席し、情報交換を行うなどにより分析技術の向上・査察の受け入れ態勢の充実に努めた。また、国際合意形成のため、15年6月に「オンサイト分析の実施にあたってのOPCW/TSと日本代表団・日本化学産業界代表との協議(オランダ・ハーグ)」に出席し、現地分析実施に対してOPCWと意見交換し、OPCWとの合意形成に資するとともに関連する情報を収集した。</p>		
<p>C.適合性評価分野 安全の確保や経済取引の適正化・円滑化に資するため、計測結果等の信頼性確保と相互受入れの促進を目指して、試験事業者、校正事業者、分析事業者等の能力の認定を国際規格・指針に基づいて行うとともに、計量標準物質の維持・管理を行う。また、経済産業省に係る法令等に基づく審査、検査、検定を行う。</p> <p>1.工業標準化法に基づく試験事業者認定関係業務(JNLA) (1)工業標準化法に基づく試験事業者の認定関係業務を審査内容の国際的水準を維持しつつ迅速かつ効率的に実施する。 また、JNLA制度の信頼性を向上させ、その適切な普及を図るために必要な調査を行う。</p> <p>(2)国際貿易の技術的障害である二重の検査等の排除を目的にワンストップ・テストングを実現するため、アジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)との相互承認(MRA)の維持 国際試験所認定協力機構(ILAC)のMRAの維持 APLAC及びILACに係る人的貢献等を行う。</p>	<p>C.適合性評価分野 1.工業標準化法に基づく試験事業者認定関係業務(JNLA) (1)試験事業者の認定を迅速かつ効率的に実施するため、認定委員会を適時開催するとともに、試験事業者の認定申請を一層容易にするためのガイダンス文書を作成し、公表する。また、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。</p> <p>(2)審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、訓練等を実施する。</p> <p>(3)工業標準化法の遵守状況を確認するため必要に応じて同法に基づく立入検査を実施するとともに、APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)及びILAC(国際試験所認定協力機構)の相互承認(MRA)の条件を維持するため、全ての認定試験事業者に対して、改正された最新の認定基準であるJIS Q 17025を用いて平成14年末までに再評価する。 また、技能試験を定期的実施することにより認定試験事業者の試験技術能力を確認する。</p> <p>(4)APLAC及びILACに係る人的貢献を図るため、総会及び関連委員会への参加等を行う。</p> <p>(5)我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。</p> <p>(6)JNLA制度の信頼性を向上させ、その適切な普及を図るために必要な調査を行う。</p> <p>2.計量法に基づく校正事業者認</p>	<p>C.適合性評価分野 1.工業標準化法に基づく試験事業者認定関係業務(JNLA) (1)試験事業者の認定を迅速かつ効率的に実施するため、認定委員会を適時開催するとともに、試験事業者の認定申請を一層容易にするため、共通分野に係る不確かさガイダンス文書を適宜更新し、公表する。 また、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。</p> <p>(2)審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、教育訓練等を他の認定プログラムと共同で少なくとも年2回実施する。</p> <p>(3)工業標準化法の遵守状況を確認するため、必要に応じて同法に基づく立入検査を実施する。 APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)及びILAC(国際試験所認定協力機構)の相互承認(MRA)の条件を満たした運営を引き続き行うとともに平成15年度はAPLACの再評価を受ける。 また、審査等の実施時に現地で技能試験が可能なものを除き、全ての認定分野^(注)について技能試験を計画し実施する。技能試験の実施に際し、韓国産業資源部、APLAC等から要請があった場合には、国外の試験事業者の参加を含め技能試験を実施する。 さらに、外部の機関等が実施する技能試験の利用等について検討を行う。 注：金属分野、繊維製品分野、給水関連器具分野、化学品分野、電気製品分野、建築材料分野、生活用品分野の7分野。</p> <p>(4)ILACについては、総会に参加するとともに、認定政策委員会、MRA評議会、技術問題事項委員会の各委員会に委員として参加する。</p>	<p>適評 C.適合性評価分野 1.工業標準化法に基づく試験事業者認定関係業務(JNLA)及び2.計量法に基づく校正事業者認定関係業務</p> <p>工業標準化法に基づく試験事業者の認定関係業務(JNLA)及び計量法に基づく校正事業者の認定関係業務(JCSS)について、次のとおり実施した。</p> <p>(1) JNLA</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請受付け：15年度 9件 14年度 6件 13年度 15件 認定委員会開催：15年度 6回 14年度 6回 13年度 6回 認定件数：15年度 3件(うち15年度申請分2件、14年度申請分1件、15年度申請分処理中7件) 14年度 10件(うち14年度申請分5件、13年度申請分3件、12年度申請分2件、14年度申請分処理中1件) 13年度 18件(うち13年度申請分12件、12年度申請分6件、13年度申請分処理中3件、12年度申請分処理中2件) 60日を超える認定委員会での審議待ち件数： 15年度 4件中0件 14年度 10件中0件 13年度 18件中2件 認定申請から通知までの期間 15年度処理した案件には、標準処理期間(150日)を超えたものはない。また、認定申請から認定通知までの期間が1年を超えたものもない。 不確かさガイダンス文書等 共通分野に係る不確かさのガイダンス文書については、試験所に対する要求事項がISO/IEC Guide25からISO/IEC17025に改正されたことに伴う経過措置を完全対応に移行するため、「不確かさの適用暫定方針」を「不確かさの適用方針」に改正し公表した。 その他の不確かさのガイダンス文書については、見直しを行った結果改訂の必要はないと判断し、改正は行っていない。 認定区分の一覧については、JIS R 5214:2002エコセメントが制定されたことに伴い、建築材料分野の認定区分の追加が必要と判断したため、15年度に技術委員会の助言及び経 	<p>受動型 B</p>	<ul style="list-style-type: none"> JNLA(工業標準化法に基づく試験事業者認定制度)及びJCSS(計量法に基づく校正事業者認定制度)に基づく審査等の業務は、的確に行われており評価できる。 JNLA及びJCSSはAPLACによる再評価を受け、MRA署名者としての地位が継続される見込みであり、NITEの認定体制が国際的レベルにあることが再確認されたことは評価できる。 NITEがAPLAC/MRA評議会文書化WG議長を引き受けAPLAC相互承認に関する基本ルールを改訂したことは高く評価できる。この経験は、生活・福祉技術センターが引き受けようとしているISO/IECのWGのコンペナーにも生かせるので、部門間の連携を図ることを推奨する。 JCSSにおいて、認定申請から認定通知までの期間が1年を超えるものが5件あったが、いずれもNITE質問に対する申請者側回答の遅れによるもので、NITEにおける処理期間は150日以内で問題はなかった。なお、この状態の放置は、業務の透明性に疑念を持たれかねない等の理由により、規定類を見直し、回答期限を設ける改善が行われている。 従来から事業所を対象とした満足度調査を継続するなど、サービスの質向上が一貫して継続されており、高く評価できる。

2. 計量法に基づく校正事業者認定関係業務(JCSS)

(1) 計量法に基づく校正事業者の認定関係業務を審査内容の国際的水準を維持しつつ迅速かつ効率的に実施する。

(2) 国際貿易の技術的障害である二重の検査等の排除を目的にワンストップ・テストングを実現するため、アジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)の相互承認(MRA)の維持、国際試験所認定協力機構(ILAC)のMRAの維持、APLAC及びILACに係る人的貢献等を行う。

定関係業務(JCSS)

(1) 校正事業者の認定を迅速かつ効率的に実施するため、認定委員会を適時開催するとともに、校正事業者の認定申請を一層容易にするためのガイダンス文書を作成し、公表する。

また、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。

(2) 審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、訓練等を実施する。

(3) 計量法の遵守状況を確認するため必要に応じて同法に基づく立入検査を実施するとともに、APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)及びILAC(国際試験所認定協力機構)の相互承認(MRA)の条件を維持するため、全ての認定校正事業者に対して、改正された最新の認定基準であるJIS Q 17025を用いて平成14年末までに再評価する。

また、技能試験を定期的実施することにより認定校正事業者の校正技術能力を確認する。

(4) APLAC及びILACに係る人的貢献を図るため、総会及び関連委員会への参加等を行う。

(5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。

また、APLACについては、総会に参加するとともに、理事会、MRA理事会、技術委員会等の委員会に委員として参加する。

さらに、APLAC及びILACのMRA評価が実施される場合には、職員をMRA評価員として派遣する。

(5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。このため、同連絡会において、技能試験、審査員研修における相互協力、ILAC、APLACの対応に関する調整の可能性を検討する。

(6) JNLA制度を通じた我が国の試験事業者認定制度の信頼性向上の観点から、電気製品分野等における技能試験プログラムの開発として均質な技能試験サンプルの開発・評価、建築材料分野における不確かさの見積もり事例の作成、JISへの不確かさに関する規定方法の提案、及び生活用品分野における不確かさの見積もり事例の作成並びに試験方法ごとに「試験における測定の不確かさの見積もり要否等」についてのカテゴリー分類を行いその結果を技術文書及びホームページで公開及び認定事業者へのセミナー等での情報提供のための技術的な調査を行う。

2. 計量法に基づく校正事業者認定関係業務(JCSS)

(1) 校正事業者の認定を迅速に実施するため、認定委員会を適時開催するとともに、校正事業者の認定申請を一層容易にするため、昨年度に引き続き硬さに係る測定機器毎の不確かさガイダンス文書を作成し、公表する。

また、新たに時間、角度の不確かさガイダンス文書を作成し、公表する。

さらに、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。

(2) 審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、教育訓練等を他の認定プログラムと共同で少なくとも年2回実施する。(再掲)

(3) 計量法の遵守状況を確認するため同法に基づく立入検査を実施する。

APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)及びILAC(国際試験所認定協力機構)の相互承認(MRA)の条件を満たした運営を引き続き行うとともに平成

済産省の意見を踏まえ検討の結果、15年10月に品目追加を決定し経済産業広報に公表するとともに、JIS規格の改正等に伴い繊維製品分野、建築材料分野及び化学品分野の3文書の改正を行い公表した。

また、技術的適用文書については、ISO/IEC Guide25からISO/IEC 17025(JIS Q 17025)への完全実施に対応するため、生活用品分野、放射線関係用品分野、化学品分野及び給水関連器具分野の4分野について文書の改正を実施し、公表した。

・説明会
認定制度に係る説明会をJCSS、MLAPと共同で16年2月に開催した。

15年度 1回
14年度 1回
13年度 2回

(参考資料C-1-(1))
(参考資料C-1・2-(2))

JCSS

・申請受け付け：
15年度 37件
14年度 50件
13年度 35件

・認定委員会開催：
15年度 6回
14年度 7回
13年度 6回

・認定件数：
15年度 37件(うち15年度申請分13件、14年度申請分24件。15年度申請分処理中24件、14年度申請分処理中3件)
14年度 46件(うち14年度申請分23件、13年度申請分22件、12年度申請分1件。14年度申請分処理中27件。)
13年度 21件(うち13年度申請分13件、12年度申請分8件。13年度申請分処理中22件、12年度申請分処理中1件)

・60日を超える認定委員会での審議待ち件数：
15年度 37件中 0件
14年度 47件中 0件
13年度 21件中 14件

・認定申請から通知までの期間
JCSSについて、15年度処理した案件には、標準処理期間(150日)を超えたものはない。

なお、認定申請から認定通知までの期間が1年を超えたものは5件あったが、その理由は審査の過程でNITEから質問書を送付したところ、申請者側からの申し出により審査を中断していた期間を含め質問の回答を得るまでに長期間(この期間はNITEの処理期間に含まれない。)を要し、結果として認定申請から認定通知までの期間が1年を超えたものである。しかし、この措置は、業務の透明性に疑念を持たれかねないほか、事務の効率化にも支障を来すことから、規程類の見直しを行い、申請者からの報告書の提出期限を90日(事業者の責に起因しない事由の場合は6か月)とし、この旨を16年2月20日に公表した。したがって、14年度申請分で365日を超えることが想定されている3件を除き、今後処理期間が1年間を超えるようなものはなくなる予定である。

認定申請から通知までの期間とその処理期間

	A	B	C	D	E
処理期間(暦日)	475	515	515	468	368
回答までの期間	331	412	412	402	233
処理期間(NITE)	144	103	103	66	135

・不確かさガイダンス文書
「時間(周波数)」及び「硬さ(ロックウェル硬さ)」について、「不確かさの見積もりに関するガイド」文書を新たに制定し、公表した。

「角度」の不確かさガイダンス文書については、技術委員会

15年度はAPLACの再評価を受ける。

また、必要に応じて持ち回り比較等による技能試験を実施するとともに、可能であれば外部の機関等が実施する技能試験プログラムを承認して活用する。

さらに、韓国産業資源部からの協力要請に基づき、同国産業資源部技術標準院との技能試験技術協力をに係る協議を実施する。

(4) ILACについては、総会に参加するとともに、MRA評議会、技術問題事項委員会の各委員会に委員として参加する。

また、APLACについては、総会に参加するとともに、MRA評議会、技術委員会の各委員会に委員として参加する。

さらに、APLAC及びILACのMRA評価が実施される場合には、MRA評価員を派遣する。
(再掲)

(5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。(再掲)

分科会の判断により現状では申請予定事業者が少数であること及び申請予定事業者が十分理解していることから、その必要性を引き続き検討することとした。

このほか、校正事業者の認定申請を一層容易にするため、温度(放射温度計)については、申請者等からの要請を受け不確かさの見積もりに関するガイドを制定し、公表するとともに、「長さ」については、CIPM(国際度量衡委員会)勧告に基づきガイドを作成したが、当該勧告に詳細な説明がなかったため事業者からの申請書類等に誤りが散見されたことから、NITEで補足説明を追加の上、不確かさの見積もりに関するガイドを改正し、公表した。

< 14年度業務実績評価における指摘事項に対する回答 >
(指摘事項)

JCSSで「硬さ」の測定機器ごとの不確かさ見積もりに関するガイドについては、特定標準器を用いた特定二次標準器への校正の際の不確かさの見積もり方針の確定が年度後半となったため作成されなかったが、関連機関との連携を含めNITEの対応が十分であったかを検証する必要がある。

(回答)

「硬さ」の不確かさ見積もりに関するガイドについては、特定標準器を用いた特定二次標準器への校正の際の不確かさの見積もり方針の確定が年度後半となったため作成しなかった。

不確かさの見積もりは、国家計量標準を供給する産総研の考え方に依存するが、産総研における特定標準器による特定二次標準器の校正方法及び不確かさ見積もりの確定を待つという受動的姿勢に終始した感は否めず、分科会の開催も2回に止まった。

こうしたことから、15年度は、産総研の職員2名を新たに同分科会の委員に加え、NITEも認定センター長がオブザーバー参加するとともに、産総研実務担当者とNITE事務局の打ち合わせを密に行い、分科会を4回開催した結果、16年1月29日付けで制定しホームページに公表した。

・説明会(再掲)

認定制度に係る説明会をJNLA、MLAPと共同で2月に開催した。

15年度 1回
14年度 1回
13年度 2回

(参考資料C-2-(1))

(参考資料C-1・2-(2))

(2) JNLA、JCSS及びMLAPの各プログラム共同で審査員の増強を図るため次のとおり研修等を実施した。

・試験所・校正機関認定審査員研修

15年度 2回
14年度 2回
13年度 3回

・審査員新規登録数

15年度 JNLA 10名; JCSS 13名
14年度 JNLA 13名; JCSS 9名
13年度 JNLA 18名; JCSS 13名

・審査員連絡会(審査員への最新情報の提供)

15年度 2回
14年度 2回
13年度 2回

・JNLA技術研修

JNLAでは、前記の研修・連絡会とは別に認定区分の見直しに伴い電気試験技術についてJNLA審査員技術研修を実施した。

15年度 1回
14年度 1回
13年度 2回

・JCSS技術研修

JCSSでは、前記の研修・連絡会とは別に独立行政法人産総技術総合研究所での長期研修修了者に対するフォローアップ研修として「温度」、「長さ」、「質量」の研修を行うとともに、下位校

正技術研修として「高周波電力」、「高周波電圧」について研修を実施した。さらに、下位校正技術研修として「レーザーパワー」、「電磁波の減衰量」についての研修を2月に実施した。

15年度 フォロアップ研修 3回、技術研修 2回
14年度 フォロアップ研修 3回、技術研修 2回
13年度 フォロアップ研修 3回、技術研修 1回

(3) 法律に基づく立入検査については、JNLAで事業承継及び事務所移転に伴って2件実施したが、JCSSでは実施の実績はない。

イ JNLA立入検査実績

15年度 JNLA 2件(うち通知済1件、
処理中1件)

14年度 JNLA 0件

13年度 JNLA 0件

ロ JCSS立入検査実績

15年度 JCSS 0件

14年度 JCSS 4件(通知済)

13年度 JCSS 81件(通知済)

ILAC及びAPLACの相互承認を維持するため、相互承認を希望する認定事業者について、14年度から実施している定期検査(サーベイランス訪問)を次のとおり実施した。

イ JNLA定期検査(サーベイランス訪問)実績

・申込み受付: 15年度54件
14年度53件

・継続通知件数: 15年度66件(うち15年度申込み分
52件、14年度申込み
分14件、15年度申込み
分処理中2件)
14年度39件(14年度申込み分処理
中14件)

・立入検査における事務処理期間

15年度:最大97日、最小9日、平均39日

14年度:最大60日、最小4日、平均25日

(参考資料C-1・2-(1))

ロ JCSS定期検査(サーベイランス訪問)実績

・申込み受付: 15年度61件
14年度51件

・継続通知件数: 15年度45件(15年度申込み処理中
16件)
14年度60件(うち13年度処理中9
件)

・立入検査における事務処理期間

15年度:最大77日、最小1日、平均32日

14年度:最大58日、最小2日、平均31日

(参考資料C-1・2-(2))

15年12月8日から12日まで、ニュージーランド、アメリカ等4か国(地域)の認定機関スタッフで編成されたAPLAC MRA再評価チームによってJNLA及びJCSSがMRA再評価を受け、その結果不適合がなかったことからMRA署名者としての地位の継続が、16年4月のAPLAC MRA評議会で承認される予定である。

また、認定事業者等の能力を確認するため、技能試験を次のとおり実施した。

JNLAについては、7分野6プログラムの技能試験を実施した。外部機関等が実施する技能試験プログラム1プログラム(コンクリート圧縮強度試験)について承認申請を受け、承認に向けJIS Q 0043に適合していることを確認中であり、16年度中に承認の予定である。

なお、技能試験の実施にあたり国際協力の観点からAPLAC加盟の認定機関に対しJNLA電気製品分野技能試験への参加を呼びかけ、15年度は海外の試験事業者36事業者が参加した。

技能試験 15年度 技能試験 7分野6プログラム^注
参加者数 国内 135事業者

14年度	技能試験	海外	36事業者
		7分野7プログラム	
	参加者数	国内	170事業者
		海外	57事業者
13年度	技能試験	7分野8プログラム	
	参加者数	国内	185事業者
		海外	3事業者

注) 6プログラムのうち化学分析に関するプログラムは、給水関連器具分野及び化学品分野の2つの分野の技能試験を兼ねるもの。

また、JNL Aについては、認定申請事業者に対して2件の測定監査を行った。

測定監査	15年度	2件
	14年度	0件

注) 測定監査とは、NIT Eと認定申請事業者とがそれぞれ1対1で行う技能試験をいい、年度計画に基づき実施する技能試験を待っている迅速な認定通知が困難である場合などに計画とは別に実施するものである。コスト面・効率面では不利であるが、JNL A及びJCS Sでは、申請事業者が希望する迅速な認定通知に因るため、現行人員の範囲内で測定監査を実施する体制を整えている。

JCS Sについては、15年度は技能試験プログラムに参加する認定事業者が、当該プログラムを開始するに足りるだけの認定事業者数を超えたため、16年1月末までに持ち回りによる技能試験を7プログラム(質量(標準分銅)、質量(大質量標準分銅)、硬さ、加速度、放射線及び放射能、温度(抵抗)、振動加速度)を開始した。また、外部の機関等が実施する技能試験3プログラム(電気等2件、長さ1件)を承認して活用した。

なお、JCS S技能試験には海外の校正機関の参加実績はない。

技能試験	15年度	技能試験	10プログラム
		参加者数	83事業者
	14年度	技能試験	3プログラム
		参加者数	50事業者
	13年度	技能試験	8プログラム
		参加者数	64事業者

また、JCS Sについては、認定申請事業者に対して20件の測定監査を行った。

測定監査	15年度	20件
	14年度	21件

このほか、15年12月に開催された日韓定期協議の場でIAJapanが実施している技能試験について情報を提供した。
(参考資料C-1・2-(3))

(4) I L A C 総会 (スロバキア) 及び A P L A C 総会 (韓国) に参加するとともに、次により国際機関への人的貢献を行った。

また、I L A C の代表として国際法定計量委員会 (C I M L) 総会に出席し、A P L A C 代表としてアジア・太平洋法定計量フォーラム (A P L M F) 総会に出席した。

I L A C
I L A C はスロバキアで総会が開催されIAJapanから認定政策委員会、M R A 評議会、技術的認定事項委員会及び広報委員会に委員として参画し、I L A C - M R A マークの基本事項についての審議、新たなM R A メンバー参加の審議等を行った。

また、IAJapanが国内規制当局の受入れに関する調査結果についてプレゼンテーションを行ったが、I L A C のプラン作成のための参考として総会の場で高く評価された。

A P L A C
A P L A C には理事として理事会に参画するとともに、M R A 評議会、技術委員会、技能試験委員会、教育訓練委員会及び広報

			<p>委員会に委員として参画し、新たなMRAメンバーの参加の審議等を行うとともにIAJapanが作業グループとして行っているMRA文書の改訂に関する検討結果の報告、APLACの代表として参加したAPLMF総会の報告、IAJapanが実施したAPLAC技能試験の結果報告、力計の校正に関するISO規格の改定動向の報告等を行った。</p> <p>なお、APLACでは15年度理事選挙が行われ、認定センター長が理事として再選された。</p> <p>APLAC MRA評価員の派遣</p> <p>APLACからの要請により、評価チームメンバーとして4回各1名、評価チームリーダーとして1回1名をMRA評価に派遣した。</p> <p>なお、APLACには19名の評価員を登録している。 (参考資料C-1・2-(4)、(5)、(6))</p> <p>(5)認定機関連絡会</p> <p>認定機関連絡会を3回開催(14年度3回、13年度は2回)し、認定制度普及のための広報、技能試験の相互利用、審査員等への教育訓練の共催、国際貢献の相互支援等について意見交換を行い、広報については認定機関共通の認定制度普及パンフレットを作成し相互支援を図った。</p> <p>また、技術情報セミナーを共催し技術情報を提供することにより、認定機関間の情報共有、申請者の利便性向上、審査員等の審査能力(評価技術)の向上を果たした。 (参考資料C-1・2-(7))</p> <p>(6)JNLA及びJCSSに係る調査研究・アンケート調査等</p> <p>JNLA制度の信頼性を向上させ、その適切な普及を図るために次の調査を行った。</p> <p>イ 電気製品分野等における技能試験プログラムの開発として均質な技能試験サンプルを開発・評価するための調査研究委員会を立上げ、1回の委員会を開催し、報告書を取りまとめた。</p> <p>ロ 建築材料分野におけるJISへの不確かさに関する規定方法の提案のため、調査を外部に委託し、2回の委員会を開催し、中間報告書を取りまとめた。最終報告は16年度末にする予定である。</p> <p>ハ 生活用品分野(抗菌加工品)における不確かさの見積りに係る調査研究を外部に委託し、2回の委員会を開催し、報告書を取りまとめた。</p> <p>ニ ロ及びハ以外の分野に係る不確かさに関する調査研究委員会を立上げ、1回の委員会を開催し、報告書を取りまとめた。</p> <p>このうちイ及びハの技術的調査研究結果については、16年度に技術文書又はホームページで公表するとともに、認定事業者を対象としてセミナー等で情報提供を行う予定である。</p> <p>JNLA及びJCSSの認定事業者に対して審査・検査の満足度に係るアンケート調査を行い、その結果は審査員連絡会において審査員に周知を図った。</p> <p>また、JNLAでは法改正に伴い、16年10月、17年4月に認定範囲が大幅に拡大される見込みのため、新JNLA対象規格についての調査を行った。この調査は、16年度も引き続き行う予定である。 (参考資料C-1-(8)、(9)) (参考資料C-2-(8))</p>		
<p>3.ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務</p> <p>計量法に基づく特定の物質の計量に係る計量証明事業者の認定関係業務及び遵守状況の調査を審査内容の国際的水準を維持しつつ迅速かつ効率的に実施する。さらに、必要に応じて特定計量証明事業者の品質システムの状況を確認するための調査を行う。</p>	<p>3.ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務</p> <p>(1)特定計量証明事業者を行う者(特定計量証明事業者)の認定は、JNLA及びJCSSの認定制度運営経験を活用しつつ国際的な認定手法を準用する。</p>	<p>3.ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務</p> <p>(1)JCSS及びJNLAの認定手法を参考に策定したMLAP認定システムに基づき、特定計量証明事業者を行う者(特定計量証明事業者)の認定を円滑に実施する。</p>	<p>適評</p> <p>3.ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務</p> <p>(1)計量法に基づく特定計量証明事業者認定関係業務について、次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請受付け： 15年度 19件 14年度121件[※] 評定委員会開催： 15年度10回 14年度13回 認定件数： 15年度25件(うち15年度申請分11件、14年度申請分14件。15年度 	<p>受動型</p> <p>A+</p>	<ul style="list-style-type: none"> 制度開始2年目のため申請件数が19件(平成14年度121件)と大幅に減少したことに伴い、認定件数が25件(平成14年度88件)と大幅に減少したが、フォローアップ調査を31件実施する等、制度の信頼性確保に努め、業務を的確に実施しており、評価できる。 経済産業大臣から計量法第147条に基づく報告徴収に係る報

	<p>(2) 証明事業者の認定申請を容易にするためにガイダンス文書を作成し、公表する。また、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。</p> <p>(3) 品質システムの審査は、JNL A及びJCSSの審査資格を有する職員を活用する。</p> <p>(4) 計量法の遵守状況を確認するため経済産業大臣の指示に従って同法に基づく立入検査を実施するとともに、特定計量証明事業者の分析技術を確認するため必要に応じて技能試験を実施する。さらに、必要に応じて特定計量証明事業者の品質システムの状況を確認するための調査を行う。</p>	<p>(2) 証明事業者の認定申請を一層容易にするため、既公表文書について適宜見直しを行う。また、認定申請の手続等を広く周知するためホームページの充実を図るとともに、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。</p> <p>(3) 品質システムの審査にJNL A及びJCSSの審査資格を有する職員を活用するとともに、審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、教育訓練等を他の認定プログラムと共同で少なくとも年2回実施する。</p> <p>(4) 計量法に基づく特定計量証明事業者に対する立入検査について経済産業大臣の指示があった場合には、当該指示に従って検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。また、特定計量証明事業者の分析技術を確認するため技能試験を独立行政法人産業技術総合研究所と連携して全ての特定計量証明事業者に対して実施する。さらに、特定計量証明事業者の品質システムの実施状況を確認するためのフォローアップ調査を行う。</p>	<p style="text-align: right;">申請分拒否3件、14年度申請分認定拒否5件、15年度申請分処理中5件) 14年度88件(認定拒否9件、申請取下げ5件、処理中19件)</p> <p>・認定申請から通知までの期間 15年度に処理した案件のうち、14年度申請分19件のうち17件は標準処理期間(100日)内に処理したが、残りの2件(認定拒否案件)は、評定委員会での認定拒否審議の後、経済産業省とその処置について協議を行ったが、最終的な処理方針確定まで、評定委員会審議から認定拒否通知までの期間が約1か月(認定拒否の場合、通常は2週間程度)を要したため、結果として処理にそれぞれ112日、113日を要し、標準処理期間を超えた。 なお、15年度申請分19件のうち15年度に処理した14件については、標準処理期間を超えたもの及び認定申請から認定通知までの期間が1年を超えたものはない。</p> <p>(2) ホームページで公表している認定申請の手続き等の解説文書については、適宜見直しを行った結果、改正を必要としないと判断し、改正は行っていない。 また、15年度に実施する技能試験のため、技能試験の対象となる認定事業者への周知を図るべくホームページに技能試験の実施案内を掲載した。 さらに、認定事業者の利用促進、ホームページの充実等のための認定事業者一覧の利用の利便性の向上を図るため、「都道府県検索機能」の追加を行った。 なお、認定制度実施に係る説明会については、15年度に制度の大幅な変更が無かったため、実施しなかった。</p> <p>(3) JNL A、JCSSと共同で審査員の増強を図るため試験所・校正機関認定審査員研修を実施し1名の技術アドバイザーを新規登録した。 なお、新たに登録した技術アドバイザーには、認定基準に関する研修を実施するとともに、MLAPの技術研修を1回開催した。 また、不確かさの知識を習得するた外部機関で実施される研修に2名を参加させた。 ・試験所・校正機関認定審査員研修(再掲) 15年度 2回 14年度 2回 13年度 3回 ・審査員新規登録数 15年度 MLAP 3名 14年度 MLAP 24名 13年度 MLAP 35名</p> <p>(4) 経済産業大臣から立入検査の指示が無かったため立入検査の実績はない。 15年度 0件 14年度 23件 15年度の技能試験実施に向け、経済産業省及び産業技術総合研究所と6回協議を行うとともに、認定機関連絡会(METI、JAB、JCLA、NITE)での会合を2回開催し、実施に向けての合意を得たため、実施に向け事業者へのアナウンスを16年1月16日に行い、1月末日までに認定したすべての事業者に対して、16年2月はじめにサンプルを配布し、技能試験を実施した。 15年度のフォローアップ調査は、16年1月より35件の認定事業所を対象に計画し、このうち31件実施した。残り4件については、16年4月に実施する予定である。 NITEが認定した特定計量証明事業者の認定技術レベルとNITE以外の指定認定機関が認定した特定計量証明事業者の認定技術レベルに相違が見られてはならないため、経済産業大臣からの指示に基づき、NITE以外の指定認定機関が認定した特定計量証明事業者も含めて技術基準の整合性調査を行った。 (参考資料C-3)</p>	<p>告の精査の依頼が急遽あり、人員のやりくりを行い、速やかな検証を行い、大臣に報告し、計量法における本制度の信頼性の確保に多大な貢献をしたことは高く評価できる。 ・認定申請から通知までの処理で標準処理期間の100日を超えたものが2件(112日と113日)あったが、いずれも認定拒否案件で、経済産業省との協議で時間がかかったというやむを得ない事情によるものであったと判断できる。</p>
--	---	--	--	---

4. 標準物質関係業務

(1) 平成17年度までに告示される標準物質を調製するための基準物質(約150物質)について、適切に保管するとともに長期保存安定性を確認して基準物質としての適格性を判断する。また、必要に応じて計量法第135条第1項による標準物質の値付けを行う。

(2) 標準物質情報の中核機関として、標準物質情報を収集し内外に情報の提供を行う。

(3) COMAR^注の運営の国内事務局としての役割を果たす。

注: COMARとは、標準物質を登録した「国際的なデータベース」をいう。

4. 標準物質関係業務

(1) 平成17年度までに告示される標準物質を調製するための基準物質(約150物質)について、各物質ごとに定めた保管条件で保管し、長期保存安定性の確認周期を定め、測定を行う。

(2) 基準物質を消費した場合又は保存安定性の確認において基準物質に経時変化が認められた場合、基準物質を創製し値付けを行う。

(3) 計量法135条第2項に基づく経済産業大臣の公示により、機構が校正機関とされた標準物質について値付けを行う。

(4) 標準物質総合情報システムの適切な運用管理を行うとともに、関係機関に対する調査による迅速な情報の更新を行い、インターネット等により情報を提供する。

(5) COMAR^注の運営の国内事務局として、登録基準に適合した国内標準物質を中央事務局に申請するとともに、国際標準物質情報を広く提供する。また、COMAR運営会議に出席して国内の意見を運営に反映させる。

注: COMARとは、標準物質を登録した「国際的なデータベース」をいう。

4. 標準物質関係業務

(1) 既に機構が保有している標準物質を調製するための基準物質73物質(無機39物質、有機34物質)のほか新たに告示されるものについて適切に保管するとともに、有機基準物質について年1回長期保存安定性の確認を行う。

(2) 保存安定性の確認において基準物質に経時変化が認められた場合には、開発を行った産総研と協議を行い対応を図る。

(3) 計量法135条第2項に基づく経済産業大臣の公示により、機構が校正機関とされた場合には、依頼に応じて当該標準物質の値付けを行う。

また、計量法135条第2項に基づく経済産業大臣の公示により、機構が校正機関とされることを前提として、有機混合標準ガスの開発を行う。

(4) 標準物質総合情報システムの適切な運用管理を行うとともに、関係機関に年3回の調査を行いデータベースの更新を行うほか、標準物質関連情報について情報収集に努めて内容の充実を図る。

また、新たな情報の登録は、外部有識者からなる委員会の意見を踏まえて行う。

(5) COMAR^注の国内事務局として、インターネットにより公開される新COMARに要録されている日本の標準物質の内容確認及び新たな標準物質の登録等を行う。

また、COMAR運営会議に運営委員として参画し、国内の意見を運営に反映させる。
注: COMARとは、標準物質を登録

適評

4. 標準物質関係業務

計量標準基盤の整備、国際関係業務、情報提供業務について、それぞれ次のとおり実施した。

(1) 計量標準基盤の整備
標準物質を調製するための基準物質73物質を適切に保管するとともに、有機の34物質について、長期保存安定性の確認を行った。

また、上記の有機の34物質以外に新規で有機の5物質について分析条件の検討を行うとともに初期値の測定を計画し、このうち4物質について測定を行った。ただし、残りの1物質については、15年度末近くに配布されたため、初期値の測定は16年度に行うこととした。

16年度にNITEが保有する基準物質は、78物質(無機39物質、有機39物質)となる予定である。

- ・保管する基準物質数
 - 15年度 78物質(無機39物質、有機39物質)
 - 14年度 73物質(無機39物質、有機34物質)
 - 13年度 64物質(無機39物質、有機25物質)
- ・長期保存安定性確認
 - 15年度 有機38物質
 - 14年度 有機34物質
 - 13年度 有機25物質

(2) (1)における長期保存安定性の確認において経時変化が認められた基準物質はなかった。

(3) なお、15年度は、計量法135条第2項に基づく経済産業大臣の公示により、NITEが校正機関とされた標準物質はなかった。

また、有機混合標準ガスの調整方法の開発検討を行い、校正機関となる準備を整えた。

(4) 情報提供業務

標準物質総合情報システム(RMinfo)の適切な運用をするとともに、標準物質に関する有識者で構成される標準物質情報関係委員会を3回開催(14年度及び13年度は各3回ずつ開催)し、RMinfo及び国際標準物質データベース(COMAR)への国内標準物質登録及び更新内容を審議したほか、事務局であるNITEからRMinfoの利用状況等の報告及びCOMARについての説明を行った。

RMinfoトップページへのアクセス件数等は、次のとおり。

- ・アクセス件数

15年度	日本語版	月平均	1,631件
	英語版	月平均	150件
14年度	日本語版	月平均	1,660件
	英語版	月平均	140件
- ・コンテンツ更新

15年度	366件
14年度	449件
- ・データ更新

15年度	3,240件
14年度	2,460件
- ・お問い合わせ窓口への回答数

15年度	40件
14年度	49件

(5) 国際関係業務

第11回COMAR会議に出席し、中央事務局にドイツのBAMを選出したほかメモランダム改訂、COMAR運営の課題等について意見交換を行った。

また、14年3月にインターネットでの情報提供が開始されたCOMARについて、日本の登録物質を確認しデータの更新74件を行った。

受動型

B

- ・73物質の保管をするとともに新たに有機4物質について初期値の測定を行った。そのほか34物質の長期保存安定性の確認を行う等の確に業務を実施している。
- ・COMARの運営の国内事務局として、情報提供やCOMAR対応を的確に行っており、評価できる。

<p>5. 製品安全4法^注で規定された適合性評価機関の認定関係業務 製品安全4法に係る検査機関認定(承認)等のための調査及び認定(承認)検査機関等に対する立入検査を適確に実施する。 注:消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法を言う。(以下同じ。)</p> <p>6. 特定機器に係る適合性評価の相互承認関係業務 特定機器に係る適合性評価の相互承認の実施に関する法律に係る適合性評価機関認定等のための調査及び認定適合性評価機関等に対する立入検査を的確に実施する。 また、相互承認の実施可能性を検討するために必要な調査を行う。</p> <p>7. 工業標準化法(JNLAを除く。)、家庭用品品質表示法及び計量法(JCSSを除く。)に基づく立入検査関係業務 工業標準化法(JNLAを除く。)、家庭用品品質表示法及び計量法(JCSSを除く。)に基づく立入検査を適確に実施する。</p>	<p>5. 製品安全4法^注で規定された適合性評価機関の認定関係業務 (1)製品安全4法等に基づく検査機関認定(承認)等のための調査は、適合性検査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するかを調査してその結果を速やかに経済産業大臣に報告する。 (2)製品安全4法等に基づく認定(承認)検査機関等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定を調査してその結果を速やかに報告する。 注:消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法を言う。(以下同じ。)</p> <p>6. 特定機器に係る適合性評価の相互承認関係業務 (1)特定機器に係る適合性評価の相互承認の実施に関する法律に基づく調査は、経済産業大臣の指示に従って国外適合性評価事業の実施に係る体制について実地調査を行い、その結果を速やかに通知する。 (2)特定機器に係る適合性評価の相互承認の実施に関する法律に基づく認定適合性評価機関等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定適合性評価機関等の業務の状況等を調査して、その結果を速やかに報告する。 (3)相互承認の実施可能性を検討するために必要な海外の適合性評価制度や適合性評価機関等の能力に係る調査を行う。</p> <p>7. 工業標準化法(JNLAを除く。)、家庭用品品質表示法及び計量法(JCSSを除く。)に基づく立入検査関係業務 (1)工業標準化法に基づく認定製造(加工)業者、指定(承認)認定機関及び指定(承認)検査機関に対する立入検査は、同法第69条の4</p>	<p>した「国際的なデータベース」をいう。</p> <p>5. 製品安全4法^注で規定された適合性評価機関の認定関係業務 (1)製品安全4法に基づく検査機関認定(承認)等のための調査は、適合性検査の業務を的確かつ円滑に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するかを調査してその結果を速やかに経済産業大臣に報告する。 (2)製品安全4法に基づく認定(承認)検査機関等に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示があった場合には、検査機関等の業務の状況等を調査してその結果を速やかに報告する。 注:製品安全4法は、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法を言う。(以下同じ。)</p> <p>6. 特定機器に係る適合性評価の相互承認関係業務 (1)特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づく調査は、経済産業大臣の指示に従って国外適合性評価事業の実施に係る体制について実地調査を行い、その結果を速やかに通知する。 (2)特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づく認定適合性評価機関及び指定調査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定適合性評価機関等の業務の状況等を調査して、その結果を速やかに報告する。 (3)アジア太平洋地域の適合性評価機関及び認定機関の活動状況に関する資料収集を行うとともに、必要に応じて、これらのうちいくつかの機関を訪問し、情報交換を行うことによって更に詳細な関連情報を収集し、これら情報の検討・評価を行う。 また、電気製品分野について、各国の適合性評価機関の協力を得て技能試験を実施する。</p> <p>7. 工業標準化法(JNLAを除く。)、家庭用品品質表示法及び計量法(JCSSを除く。)に基づく立入検査関係業務 (1)工業標準化法に基づく認定製造(加工)業者、指定(承認)認定機関及び指定(承認)検査機関に対する立入検査は、同法第69条の4</p>	<p>適評</p> <p>適評</p> <p>適評</p>	<p>5. 製品安全4法^注で規定された適合性評価機関の認定関係業務 (1)製品安全4法に基づく検査機関認定(承認)等のための調査は、経済産業大臣から依頼のあった19件について実施し、その結果を2週間以内に経済産業大臣に報告した。 15年度 19件 14年度 0件 13年度 6件 (2)製品安全4法に基づく認定(承認)検査機関等に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示がなかったため、実施していない。 15年度 0件 14年度 0件 13年度 0件</p> <p>6. 特定機器に係る適合性評価の相互承認関係業務 (1)特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づく調査は、経済産業大臣からの依頼がなかったため実施していない。 15年度 0件 14年度 0件 13年度 0件 (2)特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づく認定適合性評価機関に対する立入検査業務については、経済産業大臣から指示のあった1機関5事業所について立入検査を実施し、その結果を2週間以内に経済産業大臣に報告した。 15年度 1件 14年度 0件 13年度 0件 (3)海外適合性評価機関等実態調査業務は、マレーシア、フィリピン及びインドネシアの適合性評価機関等を調査するとともに、電気試験に関する技能試験を海外を含む試験所に対し実施した。 16年度初頭に経済産業省に報告を行う予定である。</p> <p>7. 工業標準化法(JNLAを除く。)、家庭用品品質表示法及び計量法(JCSSを除く。)に基づく立入検査関係業務 (1)工業標準化法(JNLAを除く。)に基づく立入検査関係業務については、次のとおり実施した。 ・JIS工場 経済産業大臣より指示があった148工場のうち生産休止届け等を提出しているもの等の17工場を除いた131工場に</p>	<p>受動型</p> <p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> 製品安全4法で規定された適合性評価機関関係業務19件の調査(平成13年度6件、平成14年度0件)を的確に実施している。 工業標準化法(JNLAを除く)及び計量法(JCSSを除く)立入検査は昨年とほぼ同じ件数(163件)を的確に実施している。 生産設備適合検査及び試験施設検査について昨年とほぼ同じ件数を的確に実施している。
---	--	---	-------------------------------	--	---------------------	---

	<p>第3項に基づく経済産業大臣の指示に従って製造業者等の品質管理、技術的生産条件等及び認定機関等の業務の状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p> <p>(2)家庭用品品質表示法に基づく立入検査は、同法第19条第4項に基づく経済産業大臣の指示に従って同法の遵守状況を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p> <p>(3)計量法に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、同法168条の6第2項に基づく経済産業大臣からの指示に従って工場等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p> <p>8. 国際提携関係業務 オーストラリア政府との口上書に基づき、オーストラリア自動車設計規則(ADR)に従った同国向け自動車及びその部品製造事業者の生産適合検査及びその試験施設検査を適確に実施する。</p>	<p>第3項に基づく経済産業大臣の指示に従って製造業者等の品質管理、技術的生産条件等及び認定機関等の業務の状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p> <p>(2)家庭用品品質表示法に基づく立入検査は、同法第19条第4項に基づく経済産業大臣の指示に従って同法の遵守状況を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p> <p>(3)計量法に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、同法168条の6第2項に基づく経済産業大臣からの指示に従って工場等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p> <p>8. 国際提携関係業務 オーストラリア政府との口上書に基づく同国向け自動車及びその部品製造事業者に対する生産適合検査(COP)及びその試験施設検査(TFI)は、オーストラリア自動車設計規則(ADR)に照らして計画的に実施してその結果をオーストラリア政府に報告する。</p>		<p>ついて立入検査を実施し、その結果をすべて3週間以内に経済産業大臣に報告した。</p> <p>15年度 131件 14年度 145件 13年度 150件</p> <p>・指定(承認)認定機関及び指定(承認)検査機関 指定認定機関1機関、承認認定機関2機関、指定検査機関12機関及び承認検査機関5機関について立入検査実施の指示があり、立入検査を実施し、その結果を14日以内に報告した。</p> <table border="1" data-bbox="1537 457 2279 598"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>14年度</th> <th>13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定認定機関</td> <td>1件</td> <td>6件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>承認認定機関</td> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>指定検査機関</td> <td>12件</td> <td>0件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>承認検査機関</td> <td>5件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>・建築基準法改正(シックハウス対応)に伴うJIS追加申請への対応 経済産業大臣より立入検査の指示があった場合に、早急に対応できる体制を整えた。 (参考資料C-7-(1)(2))</p> <p>(2)家庭用品品質表示法に基づく立入検査については、15年度は経済産業省より立入検査の指示を受けていない。</p> <p>(3)計量法(JCSSを除く。)に基づく立入検査関係業務については、経済産業大臣より12事業所について立入検査実施の指示があり、12事業所について立入検査を終了し、結果を14日以内に報告した。</p> <p>15年度 12件 14年度 12件 13年度 11件</p> <p>8. 国際提携関係業務 15年度は、オーストラリア当局から生産適合検査(COP)及び試験施設検査(TFI)各10件の検査依頼があり、COP9件及びTFI10件を実施し、その結果をオーストラリア当局から指示されている6週間以内に報告済みである。未実施のCOP1件についてはメーカーの希望により16年4月中に実施する予定である。</p> <p>15年度 COP 9件; TFI 10件 14年度 COP 10件; TFI 13件 13年度 COP 10件; TFI 10件</p>		15年度	14年度	13年度	指定認定機関	1件	6件	1件	承認認定機関	2件	1件	0件	指定検査機関	12件	0件	6件	承認検査機関	5件	0件	0件		
	15年度	14年度	13年度																							
指定認定機関	1件	6件	1件																							
承認認定機関	2件	1件	0件																							
指定検査機関	12件	0件	6件																							
承認検査機関	5件	0件	0件																							
<p>D. 人間生活福祉分野</p> <p>人間及び生活環境の特性に合致した製品作りを推進し、くらしの安全・安心と快適な生活を実現するため、人間特性データ、製品事故・安全データ等に係る情報の収集、評価、整理及び提供を行うとともに、関連する評価・解析手法の開発・確立を行う。また、法令に基づく立入検査を行う。</p> <p>1. 人間特性計測関係業務 (1) 上肢、下肢に関わる動作等の人間基本動態特性データの取</p>	<p>D. 人間生活福祉分野</p> <p>1. 人間特性計測関係業務 (1)基本動態計測手法の開発にあたっては、外部有識者の意見を踏まえて、上肢、下肢に関わる動作等からニーズの多い特性を順次5種類選定し、計測手法ごとに各世代の生活者の検証データを取り、適用範囲の広い計測手法を確立する。また、確立した計測手法は対応する検証データとともにインターネット等により広く公開する。</p> <p>(2)高齢者等の基本動態特性18</p>	<p>D. 人間生活福祉分野</p> <p>1. 人間特性計測関係業務 基本動態計測手法については、委員会形式により、外部有識者の意見を踏まえて、上肢、下肢に関わる動作等からニーズの多い特性として15年度は14年度からの継続の2テーマに加えて新規に1テーマを選定し、開発を進める。開発にあたっては、計測手法ごとに各世代の生活者の検証データを取り、適用範囲の広い計測手法となるように配慮する。また、開発した手法は、インターネット等</p>	<p>生・福</p>	<p>D. 人間生活福祉分野</p> <p>1. 人間特性計測関係業務 (1)基本動態計測手法の開発 前腕の回旋運動に係る関節可動域及び硬さ特性計測手法の開発(14年度~15年度) 前腕の回旋運動に係る関節可動域及び硬さ特性について、安価な装置で高齢者にも適用可能な計測手法を開発した。</p> <p>硬さ特性については、得られた計測データから運動力学モデル*1を適用して自動計算プログラムを作成する工夫を加えた結果、容易に数値評価することができるようになった。</p> <p>なお、以上の手法及び被験者計測データは、インターネットにより広く公開した。 また、本手法開発で取得したデータをインターネットで公開す</p>	<p>能動型 A</p>	<p>・基本動態特性データ収集に必要な計測手法としてコンピュータマネキンを含む2種類の計測手法を開発し、合計3種類(平成13に1種類開発)開発した。また、基本動態特性のデータ収集は14年度に終了し、データを公開しており、順調な進捗状況にあると言える。</p> <p>・上肢到達域計測手法の開発の過程で得られた統計モデルが、ISO/TC159(人間工学)/SC3(人体計測と生体力学)/WG1(基</p>																				

集に必要な計測手法を5種類確立する。
(2) 高齢者等の基本動態特性18項目及び基本身体寸法14項目についてデータを収集する。

項目及び基本身体寸法14項目についてデータを収集する。データの収集に際しては、全国6カ所の都市で各世代の生活者を対象とするなど、年齢と地域性を考慮する。また、高齢者に配慮すべき特性情報をインターネット等により広く公開する。

により広く公開するとともに、既に公開している特性情報の、改良作業を実施する。

るにあたっては、事前に企業(または機関)名、利用目的等のユーザー登録をするシステム*2を組み込み、ユーザーニーズを把握できるようにシステム改良を行った。

- *1: コンピュータ上で身体の動きを計算によって再現させるために身体の関節や筋肉・靭帯等の物理的な特性を数式で表したものの。
- *2: 既に公開している人間特性データベースの中で、高齢者等の基本動態特性18項目及び基本身体寸法14項目についてのデータの利用に対してのユーザー登録機能を付加していたが、本手法開発に係るデータ利用状況の把握のため、新たに追加した。

上肢到達域計測手法の開発(14年度~15年度)
上肢到達距離を計算上で導き出す運動学*1的モデルの構築に必要な、肩甲骨の移動特性を求める手法を、実測したヒトのデータとコンピュータマネキンによる再現値を比較検証をし開発した。

当該手法によって求めた肩甲骨の移動特性を運動学的モデルに加味することで精度の高い上肢到達距離が求められる。この手法は、インターネットにより広く公開した。

当該手法開発の過程で得られた統計モデルを、ISO/TC159(人間工学)/SC3(人体計測と生体力学)/WG1(基本人体測定)会議(H15.8.20~21)に出席し、CENリド*3で検討中の規格案*4に資するものとして、発表した。その結果、WG1コンビーナは、価値ある技術情報としてCEN側検討メンバーの責任者に転送することを決定し、また、NITEに対しては、コンピュータマネキンの精度検証に係る当該手法開発の継続を期待する旨の発言があった。この発言を踏まえ、16年度は、下肢についても手法開発に取り組む予定である。(参考資料D-1-(1))

- *1: 人間の運動を記述する場合に、その動きを幾何学的に論じる学問。kinematics
- *2: コンピュータグラフィックスによるアニメーションと違い、解剖学的に人体に近い構造を持っており、製品と人間との適合性を設計の初期段階から仮想的評価するためのもの。
- *3: CEN(Committee European de Normalization: 欧州標準化委員会)、ISO/CENが作業分担のもと、CENにおいてEN規格案が策定された場合、ISOの国際規格原案(DIS)として迅速手続で投票に付される。
- *4: prEN ISO 15536-2 'Ergonomics - Computer manikins and body templates - Part2: Verification of function and validation of dimensions of computer manikins(人間工学-コンピュータマネキン, ボディテンプレート: パート2 検証と確認(仮訳))。

肩関節の前額面運動に係る関節可動域及び硬さ特性計測手法の開発(15年度~16年度)

肩関節の前額面運動について、関節可動域計測手法、及び硬さ特性を求める手法の開発に着手し、可動域計測装置(角度センサー)の製作に必要な予備実験を行った。開発の迅速化を図るため、可動域と関節抵抗トルクを同時に計測できる計測装置の工夫を行った。

16年度も、引き続き計測実験を行い、手法の妥当性を検証し、検証データとともに、当該計測手法を計測マニュアルとして取りまとめ、インターネットにより広く公開する予定である。

(2) 特性情報(高齢者等の基本動態特性)の改良及びデータベース改良

既に公開している最大発揮力の特性情報においては関節ごとの発揮力(N)と関節から計測点までの距離(m)を公開していたが、データベース利用者の利便性を考慮し、被験者の体節重量の影響を加味*1した関節発揮トルク値(計算値)の追加公開を行った。

- *1: 例えば肘の関節発揮トルク計測では、肘関節から指先まで(=体節)の重さがトルク値に合算されるため、それらの影響を排除することを示す。

また、データの利用(検索、ダウンロード)に際し、事前に使用目的等を申告してユーザー登録をするシステムを導入し、利用状

本人体測定)で価値ある技術情報として認められたことは高く評価できる。
・関係行事や展示会での広報活動を活性化していること。人間特性データのインターネットアクセスが国際福祉機器展でのパネル展示後飛躍的に増加し、これが継続していることは評価できる。

			<p>況の情報の把握に努めた。(参考資料D-1-(2)) 加えて、人間特性データベースのさらなる活用を促すため、当該データベースを利用したことのある企業、大学等の有識者を対象にDB利用アンケート調査を実施した。その結果、自動車(一部)の設計、学校(大学、高校、福祉専門学校)の教材に活用されていることが判明した。反面、データを活用していないユーザも存在していることが判明したため、データベースの使いやすさを向上させて、利用促進を図ることとし、「ヘルプ機能」、「検索エンジンの英語化」等を追加する改良を行った。</p> <p>(参考) 広報活動の一環として、国際福祉機器展(15年10月15~10月17日)への出展にあわせて同ブース内で人間特性データベースのパネル展示を行い、来場者に対して同データベースの活用を促した。その結果、同データベース(HP)へのアクセス件数が飛躍的に増加し、データベースの利用促進が図られた。</p> <p>(データベースアクセス件数)</p> <table border="1"> <tr><td>15年 9月</td><td>2021</td><td>(ページ数)</td></tr> <tr><td>15年10月</td><td>3732</td><td>(ページ数)</td></tr> <tr><td>15年11月</td><td>11173</td><td>(ページ数)</td></tr> <tr><td>15年12月</td><td>14243</td><td>(ページ数)</td></tr> <tr><td>16年 1月</td><td>14318</td><td>(ページ数)</td></tr> <tr><td>16年 2月</td><td>13812</td><td>(ページ数)</td></tr> <tr><td>16年 3月</td><td>15106</td><td>(ページ数)</td></tr> </table>	15年 9月	2021	(ページ数)	15年10月	3732	(ページ数)	15年11月	11173	(ページ数)	15年12月	14243	(ページ数)	16年 1月	14318	(ページ数)	16年 2月	13812	(ページ数)	16年 3月	15106	(ページ数)		
15年 9月	2021	(ページ数)																								
15年10月	3732	(ページ数)																								
15年11月	11173	(ページ数)																								
15年12月	14243	(ページ数)																								
16年 1月	14318	(ページ数)																								
16年 2月	13812	(ページ数)																								
16年 3月	15106	(ページ数)																								
<p>2. 福祉用具評価関係業務</p> <p>社会ニーズの高い福祉用具、高齢者・障害者配慮製品等の工学的評価(強度、耐久性等)及び効用評価(使い勝手、人間適合性等)について、平成17年度までに15テーマ(例えば床ずれ防止用品の体圧分散性能等)の評価手法の開発を行う。</p>	<p>2. 福祉用具評価関係業務</p> <p>使用者や介助者の安全性を確保するために必要な、強度、耐久性、構造、形状等の評価(工学的評価)及び使用者や介助者の利便性を確保するために必要な、使用実態等の調査に基づく使い勝手や人間適合性等の評価(効用評価)手法について社会ニーズの高いものを外部有識者の意見を踏まえ計画的に選定し、平成17年度までに15テーマ開発する。</p>	<p>2. 福祉用具評価関係業務</p> <p>(1)平成13年度に着手した4テーマおよび平成14年度に着手した2テーマについては、本年度中に評価手法を開発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち上がり補助いすの工学的安全性評価 ・立ち上がり補助いすの立ち上がり易さの評価 ・段差解消用スロープの工学的安全性評価 ・報知光の視認性評価 ・リフトの速度評価方法の開発 ・つえ先ゴムの摩擦抵抗試験方法の開発 	<p>生・福</p> <p>2. 福祉用具評価関係業務</p> <p>福祉用具評価手法の開発状況は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 13年度：7テーマ開発終了 14年度：1テーマ開発終了 15年度：6テーマ開発終了 <p>合計：14テーマ開発終了(中期目標15テーマ)</p> <p>(1)15年度開発終了テーマ</p> <p>立ち上がり補助いすの工学的安全性評価(13年度~15年度) 立ち上がり補助いすについて背もたれ耐久試験を実施しデータを取得した。また、昇降繰り返し耐久性については、試験時間の短縮を図るため、複数の試料を同時に試験可能とする試験装置を作製する工夫を行い、データ収集及び解析を行い評価手法をとりまとめた。16年度以降にTS(標準仕様書)案を作成する予定である。</p> <p>これまでに取得したデータ及び評価手法については、日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)に設置されている標準化部会・立ち上がりいす分科会の検討スケジュールに合わせて情報提供しており、この情報をもとに業界自主基準の検討に役立てられた。なお、財団法人製品安全協会は、同業界自主基準をSGマーク認定基準に反映させる予定である。</p> <p>立ち上がり補助いすの立ち上がり易さの評価(13年度~15年度) 使用実態と整合性のとれた評価手法の開発のため、主に高齢者(20人)を対象に立ち上がり時における、いす座面(高さ、角度)の違いによる官能試験と併せて、その時の下肢の動作負担量計測を行いデータを収集し解析を行い、評価手法をとりまとめた。16年度以降に工学的安全性評価と併せてTS案を作成する予定である。</p> <p>段差解消用スロープの工学的安全性評価(13年度~15年度) 表面形状の異なる数種の段差解消用スロープについて、車いす走行時における、車いすの荷重、速度条件を変えたときの制動力(引っ張り力)を測定し、エッジ部の固定性能評価方法の検討を行い、評価手法をとりまとめた。16年度以降にTS案を作成する予定である。</p> <p>なお、これまでに取得したデータ及び評価手法は、日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)に設置されている標準化部会・段差スロープ分科会の検討スケジュールに合わせて情報提供した。この情報をもとに業界自主基準の検討に役立てられた。</p>	<p>能 動 型</p> <p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度は6テーマ開発終了し、合計14テーマ開発(平成13年度は7テーマ、平成14年度1テーマ)しており、順調な進捗状況にあると言える。 ・NITEの研究成果を基にしたISO(国際標準化機構)へのアプローチは、昨年と同様に評価できる。 																					

また、財団法人製品安全協会は、同業界自主基準をSGマーク認定基準に反映させる予定である。

報知光の視認性評価（13年度～15年度）
主に高齢者（20人）を対象に、種々の照明環境下において見やすいとされるランプの明るさ、色、大きさを実態調査するとともに、家電製品（アイロンや電気ポット）に用いられているパイロットランプの輝度を調査した。
これまでの調査結果をもとにした評価指標（ランプの明るさ、色、大きさ）をとりまとめた。16年度以降にTR案を作成する予定である。

また、調査結果は、16年度に財団法人家電製品協会、財団法人共用品推進機構に提供する予定である。

リフトの速度評価方法の開発（14年度～15年度）
日本福祉用具・生活支援用具協会から提案されているJIS原案と、ISO改正案に規定する移動速度とが一致していなかったため、主に高齢者を対象に、周囲環境と移動速度の変化時における生理データを計測し、官能評価と併せて速度評価を行い、ISO改正案の検証を行った。

この評価結果を、16年度に日本福祉用具・生活支援用具協会が運営している国際規格適性化調査委員会に提出する予定である。また、16年度以降にデータをもとにTR案を作成する予定である。

つえ先ゴムの摩擦抵抗試験方法の開発（14年度～15年度）
ISO/TC173(リハビリテーション機器システム)/WG1(歩行補助機器)スウェーデン会議において、歩行補助具全般を適用範囲とする「先ゴムの摩擦抵抗試験方法」を提出、ISO/TC173/WG1フランス会議においては、摩擦抵抗試験装置を持ち込み説明するとともに、移動速度、試験回数の試験条件の影響度の検証データを提出した。

日本代表のWGメンバー（国際医療福祉大）と連携し、障害者の歩行データを考慮した、耐久性（摩耗）試験方法を開発するための準備に着手し、16年度の標準化業務において、「先ゴムの要求事項及び試験方法」として規格案の作成を目指す。

(2) 14年度に着手した以下の1テーマについては、評価手法の開発を継続する。
・家庭用階段昇降機の工学的安全性評価

(3) 外部有識者で構成する福祉用具・共用品評価検討委員会を開催し、ニーズの把握に努める。

(2) 実施中のテーマ
家庭用階段昇降機の工学的安全性評価（14年度～16年度）
強度、電気的安全性などについて、ISO9386-2と建築基準法と比較しつつ、検証を行った。この検証データを中間報告書にとりまとめ、当該製品の業界自主規格の検討が行われている日本福祉用具・生活支援用具協会の標準化部会・階段昇降機分科会に情報提供を行った。引き続き16年度も情報提供する予定である。
16年度においては、主に高齢者を対象に官能評価を実施し、使用実態を踏まえた評価手法をとりまとめる予定である。

(3) 評価方法の開発テーマは、社会や行政のニーズの高いものについて、外部有識者で構成する福祉用具・共用品評価検討委員会を2回開催し委員の意見を踏まえ選定した。
16年度実施予定のテーマは次のとおりである。
・褥そう予防マットレスの安全性評価（参考資料D-2-(1)）
・バスボードの工学的安全性評価

< 14年度業務実績評価における指摘事項に対する回答 >
(指摘事項)
JIS化のタイミングを考慮に入れ、関係業界等の作業の進捗状況の把握、支援の必要性有無等のフォローアップを行うこと。
(回答)
15年度において、14年度までに開発を終了した8テーマについて、関係業界における規格化への取組状況の調査を行った。
この調査の結果、5テーマについては、関係業界における規格

			<p>化検討作業を完了し、JIS及びSGへ各1規格、JIS原案1規格、業界規格1規格へ反映され、NITEは委員参画などを通じて、必要な技術情報の提供支援を行ってきた。</p> <p>また、床ずれ予防用品関係2テーマについては、関係業界における規格化の検討過程において、褥そう予防マットレスの製品規格化のニーズが高まり、当該テーマに係る評価方法の盛り込みのほか、製品規格化に不可欠な「摩擦・ズレ、湿潤」の評価方法の開発には、過去から開発実績の経験と知見を有するNITEの関与が必要との観点から、16年度からの開発に取り組むこととした。</p> <p>エルボークラッチについては、開発終了時から、国際規格適正化検討委員会に参画しつつ、「先ゴム」に関する国際標準策定活動を行っている。</p>																																												
<p>3. 製品安全関係業務</p> <p>(1) 主として、一般消費者の生活の用に供される製品の欠陥やこれにより生じた可能性のある事故について、毎年約1,000件の情報を収集・評価・整理・提供を行うとともに製品の安全性及び品質の把握のために必要な市場モニタリングテストを実施する。</p> <p>(2) 製品安全4法に基づく製造事業者等(検査機関を除く。)への立入検査を適確に実施する。</p> <p>(3) 製品安全4法で定める「主務大臣による適合性検査業務実施」に係る業務は、各法令に基づいて適確に実施する。</p>	<p>3. 製品安全関係業務</p> <p>(1) 関係機関との協力・連携により、毎年約1,000件の事故情報を迅速かつ積極的に収集する。</p> <p>(2) 収集した製品事故情報のうち事故の再発・未然防止のため必要な案件について、事故原因究明テストを実施する。</p> <p>また、事故原因究明手法の開発等により原因究明の精度向上を図る。</p> <p>(3) 製品の高度化に対応するため、外部有識者、専門技術者等の意見を踏まえ、事故発生原因の技術解析を行う。</p> <p>(4) 評価及び整理を行った情報については、印刷物及びインターネット等を通じて広く提供する。</p> <p>(5) 市場モニタリングテスト業務について、消費者ニーズ及び行政ニーズに基づき、適切かつ迅速に処理を行い、原則公開する。</p> <p>(6) 製品安全4法に基づく製造事業者等への立入検査については、経済産業大臣の指示に従って製造工程、品質管理状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p> <p>(7) 天災その他の事由により認定(承認)検査機関が製品安全4法に定める適合性検査を実施できなくなった場合において、経済産業大臣の指示に基づき機構が当該検査を適確に実施できるよう既存技術を維持する。</p>	<p>3. 製品安全関係業務</p> <p>(1) 事故情報については、財団法人製品安全協会、地方自治体の消費生活センター、消防等関係機関との協力・連携により、約1,000件の情報を迅速かつ積極的に収集し、必要な調査を行う。</p>	<p>生・福</p> <p>3. 製品安全関係業務</p> <p>製品安全関係業務として次のとおり実施した。</p> <p>(1) 事故情報収集状況</p> <table border="1" data-bbox="1525 653 2294 877"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">総受付件数 (注1)</th> <th colspan="5">内訳</th> </tr> <tr> <th>財団法人製品安全協会</th> <th>製造事業者等(注2)</th> <th>消費生活センター等(注3)</th> <th>NITE</th> <th>その他(注4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年度</td> <td>2,124</td> <td>991</td> <td>573</td> <td>357</td> <td>162</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>2,132</td> <td>1,094</td> <td>626</td> <td>273</td> <td>113</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>1,852</td> <td>980</td> <td>479</td> <td>268</td> <td>93</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 総受付件数には、調査の結果、のちに放火、失火が原因であることが判明した件数を含む。</p> <p>注2: 輸入事業者含む。</p> <p>注3: 自治体、経済省相談室を含む。</p> <p>注4: 消費者、医療機関ほか</p> <p>受付けた事故情報のすべてについて、通知者又は消防、警察等に対して事故状況の調査を行うとともに、製造事業者等が判明したすべての案件については製造事業者等に事故報告書の提出を要請した。</p> <p>これらのNITEの公表を前提とした地道な調査活動を行っていることにより、結果として15年度において調査が終了した1,774件のうち、再発防止措置が必要な事故533件の全てについて製造事業者等による再発防止措置が講じられていることを確認した。(残り1,241件については、製品に起因しない事故で措置が不要であったり、火災等で製造事業者等が特定できず措置がとれなかったもの等である。)</p> <p>(参考資料D-3-(1))</p> <p>事故品及び事故現場の確認によって、より正確な事故品及び事故の発生状況等の把握し、経済産業省に報告を行った。</p> <p>具体例は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発火した事故品(電子式温冷蔵庫)の確認調査をしたことにより、電気回路の一部に電気用品安全法で規定する絶縁距離が確保されていない箇所からの発火であることが判明した。 ・消防の協力を得て火災現場と発生状況の確認と事故品(電気こんろ)の確認調査を行った結果、スイッチに触れただけで通電し、こんろの上に置かれていた可燃物が発火に至ったことが把握できた。(この結果を踏まえ原因究明テストを実施) <table border="1" data-bbox="1525 1787 2273 1875"> <thead> <tr> <th></th> <th>事故現場の確認件数</th> <th>事故品の確認調査件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年度</td> <td>52件</td> <td>168件</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>47件</td> <td>156件</td> </tr> </tbody> </table> <p>事故情報の迅速な収集及び円滑な調査を実施するため、消費生活センター、消防及び警察等に対して訪問し、事故情報収集・調査に対する理解と協力を要請するなど積極的に協力・連携を行っ</p>		総受付件数 (注1)	内訳					財団法人製品安全協会	製造事業者等(注2)	消費生活センター等(注3)	NITE	その他(注4)	15年度	2,124	991	573	357	162	41	14年度	2,132	1,094	626	273	113	26	13年度	1,852	980	479	268	93	32		事故現場の確認件数	事故品の確認調査件数	15年度	52件	168件	14年度	47件	156件	<p>受動型</p> <p>A+</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の2倍以上の273件の立入検査(平成14年度112件、平成13年度48件)の指示に対し、他の業務に従事する職員を活用したり、専門外の分野も行うように技術研修を行い、検査員を機動的に活用して年度内に実施したことは高く評価できる。 ・市場モニタリングテストの結果は、経済産業省の行政判断の専門的基礎資料として極めて重要な役割を果たしており、評価できる。 ・中国向け輸出化粧品原料等品質証明確認業務は、初年度の赤字解消に時間がかかりそうであるが、申請件数が当初想定より減っていることに対応し、業務実施体制を見直し、単年度ベースでは収支が均衡する体制を整えたことは評価できる。 ・NITE自らの事故収集件数の増加、事故情報解析結果の政府刊行物センター等による販売ルートの開拓など、製品安全業務の広報に積極的に取り組んでいることは評価できる。
	総受付件数 (注1)	内訳																																													
		財団法人製品安全協会	製造事業者等(注2)	消費生活センター等(注3)	NITE	その他(注4)																																									
15年度	2,124	991	573	357	162	41																																									
14年度	2,132	1,094	626	273	113	26																																									
13年度	1,852	980	479	268	93	32																																									
	事故現場の確認件数	事故品の確認調査件数																																													
15年度	52件	168件																																													
14年度	47件	156件																																													

た。(参考資料D-3-(2))

	訪問機関数
15年度	176機関
14年度	164機関

< 14年度業務実績評価における指摘事項に対する回答 >
(指摘事項)

事故情報収集に関する質的側面に着目して、事故原因特定の技術の体系化と、これを開発していくロードマップについての検討が必要である。

(回答)

これまで、製品事故の情報を受けた後の事故原因の特定に必要な事故発生状況等の調査について「事故調査マニュアル」*1を活用するとともに、効率的に調査を進めるため、製品分野別に技術的なチェック項目をまとめた「事故・苦情原因究明手法の体系的整備に関する調査研究報告書」*2等*3を活用してきたが、今回の指摘を受け、整理体系化し、ロードマップ化を図ることとした。

15年度には新たな品目の技術的チェック項目*4を整備した。今後、市場に登場する新製品や新技術に対応したチェック内容については順次整備し、事故原因特定技術の体系化を充実していくこととしている。

また、事故調査マニュアルについては、16年度に見直しを行うこととした。

*1原因特定に必要な調査すべき項目、調査要領等を整理しまとめたもの(平成9年 通商産業省製品評価技術センター作成)

*2製品別(電気・電子製品、化学製品、機械製品、繊維製品)に、過去の原因究明テストを元に原因特定に必要な技術的なチェック項目を体系的にまとめたもの(9年 通商産業省製品評価技術センター作成)

*3家電製品の発火事故原因究明 マニュアル (14年作成)

*4(1)自転車フレーム接合部破損事故原因究明手法(溶接不良推定)(15年作成)

(2)従来の製品別(電気・電子製品、化学製品、機械製品、繊維製品)チェック項目*2に、新たな製品分を追加したもの(15年作成)

(4)

15年度第3四半期分までの個別の事故情報(1,307件)を集約した結果をインターネットにより公表するとともに、冊子として消費生活センター、消費者団体、行政機関、消防・警察、原因究明機関等関係機関に配布した。

・四半期報 のべ6350部(14年度5300部)
・年度報(14年度版) 2000部(14年度2000部)

加えて、年度報(14年度版)については、16年2月から、全国の政府刊行物サービスセンター、官報販売所などで販売することとし、消費者、事業者等も入手可能にした。

(参考:従前(年度報(13年度版)まで)は、財団法人日本消費者協会にNITEの収集情報を提供し、同協会が消費者等に販売していた。)

事故の発生場所や地域、時間・時期、被害者年齢等の要因別の解析を行うなど内容の充実を図ったものを年度報(14年度版)の別冊「事故情報収集制度報告書 事故動向解析編(14年度)」として作成した。(今後、関係機関に配布する予定。)

(5) 市場モニタリングテスト

市場モニタリングテストについては、15年度、新たに16品目(参考資料D-3-(3))を追加した実施計画を立て、実施した。

なお、13年度テストを開始した1件、14年度テストを開始した12件、及び15年度開始したうちの9件の計22件についてテストを終了した。

また、15年度テストを開始した7品目についてはテストを実施中である。(14年度着手案件:14品目)

開始年度	計画数	うち終了数(終了年度)	実施中
------	-----	-------------	-----

(4) 収集した事故情報は、年度及び四半期ごとに取りまとめ、定期的にインターネットを通じて公表するほか、冊子により関係者に提供する。

また、事故の技術解析、動向解析、原因究明手法の開発等の結果は、随時、インターネットを通じて公表するほか、冊子により関係者に提供する。

(5) 市場モニタリングテストは、企業、消費者等からの事故情報又は苦情情報の動向等から安全性又は品質性能に問題があると認められる製品を試買して行うほか、行政ニーズを踏まえ消費者保護関連法令の遵守状況の把握等のために適切かつ迅速に実施する。

これらのテスト関連情報は、その目的に沿って消費者ニーズ及び

行政ニーズに基づき、原則公開する。

(6) 製品安全4法に基づく製造事業者等への立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造工程、品質管理状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(7) 天災その他の事由により認定(承認)検査機関が製品安全4法に定める適合性検査を実施できなくなった場合において、経済産業大臣の指示に基づき機構が当該検査を的確に実施できるよう既存技術を維持する。

15年度	16	9	7(注)
14年度	14	12(15年度) 2(14年度)	0
13年度	36	1(15年度) 24(14年度) 11(13年度)	0

(注)実施中7品目のうち、6品目は消費生活センターテスト支援であり、16年度上期に開催予定の消費生活センターを対象とした「商品テストブロック会議」での発表に向け、当初計画の通り実施中である。
また、残りの1品目は、年度後半から開始したもので、計画のとおり実施中である。

15年度の市場モニタリングの内訳は次のとおり。

・取引試買テスト	8品目(14年度	7品目)
・製品安全テスト	2品目(14年度	2品目)
・消費生活センターテスト支援	6テーマ(14年度	4テーマ)
・品質調査テスト	0品目(14年度	1品目)

取引試買テストのうち、家庭用品品質表示法に係るテストについては、15年度着手した5品目及び14年度から継続4品目を全て終了した。このうち、14年度からの継続4品目の不適合と判断した製品のすべてについて、表示事業者から見解と対応策を聴取し、テスト結果とともに経済産業省へ報告した。
この結果、不適合の表示者に対し経済産業省から改善指導が行われた。(参考資料D-3-(4))

14年度より継続実施した品質調査テストの結果は、経済産業省の特定商取引法に基づく行政処分の判断に反映された。

14年度の取引試買のうち、家庭用品品質表示法及び高圧ガス保安法に係るテストの結果並びに15年度製品安全テストの結果(圧力なべ)については、インターネットにより公開した。

(6)製品安全4法に基づく製造事業者等への立入検査は、経済産業大臣から、14年度に比して2倍強の273件について実施指示があったが、検査実施体制を工夫し、機動的に実施し、下表のとおり236件について経済産業大臣に報告した。(参考資料D-3-(5))

なお、検査が終了したものの事業者からの改善報告書をまとめているもの37件については、16年度4月中に経済産業大臣あて報告できる見込みである。

計画年度	実施指示件数	実施件数	経済産業大臣への報告(報告年度)
15年度	273	273	236(15年度) 37(16年度予定)
14年度	112	112	101(14年度) 11(15年度)
13年度	48	48	48(13年度)

(7)現在まで経済産業大臣からの適合性検査の指示はなく、実績はない。(14年度もなし。)

なお、大臣の指示があった場合、当該検査を適確に実施できるよう市場モニタリングテストや製品安全4法立入検査の業務を通じ既存技術の維持に努めている。

(8)中国向け輸出化粧品原料等品質証明確認業務
(本業務は中期計画上定められていない行政サービス業務)
業務の概要

中国向け輸出用化粧品原料等について、輸出者がBSEの危険性がないことを自己証明した申請書類を審査し、経済産業省製造産業局長の定めた品質証明確認基準に適合したものに、「品質証明確認書」を交付する。(14年10月から業務開始)

217件の確認書を交付し、輸出取引の円滑化に貢献した。

			<p>また、業務開始当初に想定した確認原料数より減少しているなか、申請状況を勘案し、適時に業務実施体制の見直しを図った。</p> <p>品質証明確認申請 : 212件 (14年度 88件) (注2) 品質証明確認書交付 : 217件(注1) (同 77件) 確認原料数(延べ数) ・化粧品原料 : 207原料 (同 145原料) ・化粧品完成品 : 190原料 (同 113原料)</p> <p>注1: 確認書交付217件の内訳 14年度に申請受理し、15年度に交付したものの11件(=88-77)と15年度に申請受理した212件の内、16年3月末までに交付したものの206件の合計数。</p> <p>注2: 14年度の実績は、業務を開始した14年10月から15年3月末までの6ヶ月間のものである。</p>	
	<p>(2)収集した製品事故情報のうち、事故の再発・未然防止のため技術的に原因究明が必要な案件について、事故原因究明テストを実施する。</p> <p>また、事故情報の動向を調査し、早急に原因究明手法等が必要な事例を選定し、原因究明手法の開発等を行うことにより原因究明の精度向上を図る。</p>	<p>生・福</p> <p>(2)収集した事故情報のうち、事故の再発・未然防止の観点から15年度新たに6件(簡易ガスライター、電気こんろ、除湿器、自転車2件、電気ストープ)の事故原因究明テストに着手し、8件は終了し、2件(自転車等)は引き続きテストを実施中である。(14年度着手案件:4件)</p> <p>「電気こんろ」については、改良後の製品にもスイッチの安全機構が摩耗し事故が発生する可能性があることが判明したため、この結果を経済産業省を通じて、事業者及び関係業界に提供され、再発防止のためのさらなる対策が事業者及び関係業界で検討されている。</p> <p>原因究明の精度向上を図るため、次の2テーマに着手し、原因究明手法の開発を行った。 コネクタリード線炭素化物のグラフィットによる一・二次痕識別手法(15年度で終了) 自転車の破損事故原因究明に係る有限要素法による構造解析手法(16年度終了予定)</p> <p><14年度業務実績評価における指摘事項に対する回答> (指摘事項) 事故原因究明のプロセスと各プロセスで必要とされる技術をロードマップ化して明確にし、事故原因究明技術開発の戦略的・体系的取組みを望む。 (回答) N I T Eでは収集した事故情報のなかから、事故の重大性等を考慮して必要な事故原因究明テストを行ってきており、特に、原因究明手法の整備が必要な案件については、その技術の開発を図ってきているところ。 今回の指摘を受け、これまで取り組んできた技術を、再度分野別に体系化した。また、新たに必要とする原因究明技術であって、N I T Eが主体的に取り組む必要のある技術について、原因究明技術の充実に努めることとする。</p> <p>現在、取り組み中の原因究明技術の開発状況は次のとおり。 発火・燃焼解析技術 家電製品の発火事故の原因究明技術においては、溶融痕の解析等による製品内火災であるかを特定する主要な手法開発(参考資料D-3-(6))を15年度で終了した。</p> <p>強度解析技術(有限要素法による製品の破損事故の原因究明) 自転車の破損事故原因究明に係る有限要素法による構造解析手法に着手し、16年度に終了予定。</p> <p>アレルギー性皮膚炎原因物質解析技術 繊維製品中の皮膚障害原因物質の解析については、標準化関係業務として実施してきたが、15年度で終了した。</p> <p>製品誤使用防止のための技術解析 誤使用事故の防止対策のため、13年度から15年度にかけ</p>	<p>能 動 型</p> <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故原因究明テストは8件(平成14年度からの継続案件4件を含む)終了し(平成14年度2件、平成13年度0件)、順調に成果を出したことは評価できる。 ・事故情報データベースへのアクセス件数が年々増加しており(平成13年度51万ページ、平成14年度67万ページ、平成15年度73万ページ)、N I T Eの公表データの有用性が認められつつあるもので、評価できる。 ・ロードマップによる長期的な視点と事故収集等製品安全業務の活動との連携について戦略的な取り組みが必要である。 	

		<p>(3)収集した事故情報及び原因究明テストの結果に対して、外部有識者、専門技術者等からなる事故原因技術解析ワーキンググループ及び事故動向等解析専門委員会を年4回開催し、事故発生原因の技術解析を行う。</p> <p>(4)収集した事故情報は、年度及び四半期ごとに取りまとめ、定期的にインターネットを通じて公表するほか、冊子により関係者に提供する。</p> <p>また、事故の技術解析、動向解析、原因究明手法の開発等の結果は、随時、インターネットを通じて公表するほか、冊子により関係者に提供する。(再掲)</p>	<p>て、外部有識者による事故発生要因等の検討や、製造事業者等における誤使用に係る製品事故防止への取り組み等についての実態調査を行った。</p> <p>16年度は、これらの結果をとりまとめて、誤使用事故防止に配慮した製品普及のため広く事業者へ提供する予定である。</p> <p>(3)収集・調査した事故情報に対して、外部有識者、専門技術者等からなる事故動向等解析専門委員会を4回、電気、機械、化学・生体障害及び製品誤使用の技術解析ワーキングを各4回開催し事故原因の技術解析を行った。</p> <p>技術解析ワーキングでの技術解析によって、個々の事故原因等に関するより専門的な技術情報を事故動向等解析専門委員会に報告した。</p> <p>(4)事故動向等解析専門委員会において審議した結果を参考に、技術解析・動向解析結果を取りまとめ、冊子として関係機関に配布するとともに、インターネットにより公表した。</p> <p>なお、製品に起因する事故で製造事業者名等を公表する場合には、事前に製造事業者等の抗弁を聞き、了解を得た上で事故内容、事故原因、再発防止措置に加え、製造事業者名、品名(型式)を公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度報告書：14年度版 ・四半期報：14年第3四半期から15年第3四半期まで ・事故情報データベースへのアクセスページ数は以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="1602 840 1929 934"> <tr> <td>15年度</td> <td>73万ページ</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>67万ページ</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>51万ページ</td> </tr> </table> <p>加えて、年度報(14年度版)については、16年2月から、全国の政府刊行物サービスセンター、官報販売所などで販売することとし、消費者、事業者等も入手可能にした。</p> <p>(参考：従前(年度報(13年度版)まで)は、財団法人日本消費者協会にNITEの収集情報を提供し、同協会が消費者等に販売していた。)</p> <p>事故の発生場所や地域、時間・時期、被害者年齢等の要因別の解析を行うなど内容の充実を図ったものを年度報(14年度版)の別冊(「事故情報収集制度報告書 事故動向解析編(14年度)」)として作成した。(今後、関係機関に配布する予定である。)</p> <p>(再掲)</p> <p>また、事故の再発・未然防止のため緊急を要する案件については、「電動ベッドのサイドレールに関する事故について(注意喚起)」、「12年8月以前に販売された「ほっとく鍋」に係る事故について(注意喚起)」等の「特記ニュース」3件(14年度9件)を消費生活センター、消費者団体、行政機関、関係団体等へ配布するとともにインターネットにより公表し、消費者等への注意喚起を行った。</p>	15年度	73万ページ	14年度	67万ページ	13年度	51万ページ				
15年度	73万ページ												
14年度	67万ページ												
13年度	51万ページ												
<p>4. 鉱山保安法に基づく検定関係業務</p> <p>鉱山保安法第7条に基づく鉱山坑内用品に係る検定を迅速かつ効率的に実施する。</p>	<p>4. 鉱山保安法に基づく検定関係業務</p> <p>鉱山で使用する機械、器具等坑内用品に係る検定を鉱山坑内用品検定規則に従い、迅速かつ効率的に実施する。</p>	<p>4. 鉱山保安法に基づく検定関係業務</p> <p>鉱山で使用する機械、器具等坑内用品に係る検定を鉱山坑内用品検定規則に従い、迅速かつ効率的に実施する。</p>	<p>生・福</p> <p>4. 鉱山保安法に基づく検定関係業務</p> <p>鉱山で使用する機械、器具等坑内用品に係る検定を鉱山坑内用品検定規則に従い、検定の申請が行われたものについて検定を実施した。</p> <p>15年度の検定件数は424件で、14年度に比べ22.5%の減少であった。</p> <p>なお、検定件数の大幅減少は13年度にあった大手2鉱山の閉山によるものと考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="1543 1827 1810 1953"> <tr> <td></td> <td>検定実績</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>424件</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>547件</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>937件</td> </tr> </table>		検定実績	15年度	424件	14年度	547件	13年度	937件	<p>受動型 B</p>	<p>・炭坑が閉山となったため業務量は減少しているが、的確に業務を実施している。</p>
	検定実績												
15年度	424件												
14年度	547件												
13年度	937件												

5. 講習関係業務

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務
電気工事士法に基づく講習を適確に実施する。
(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習を適確に実施する。

5. 講習関係業務

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務
電気工事士法に基づく講習を適確に実施する。

(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習を適確に実施する。

5. 講習関係業務

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務
電気工事士法に基づく定期講習を的確に実施する。

(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく資格講習、認定講習及び再講習を的確に実施する。

生・福

5. 講習関係業務

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務
定期講習の受講周期について、同法では受講時期を前受講日から5年以内と定めているが、これまで4年9ヶ月目の講習の受講を促す案内を行ってきた。15年度から、法定講習周期をより尊重した4年11ヶ月目の講習を案内することに変更し、行政サービスの向上を図ることとした。
(参考資料D-5-(1)、(2)、(3))
これに基づき16年3月末までに970回(14年度は179回実施)の講習を開催し、合計120,786名(14年度は20,137名)が受講した。上記の変更により、当初中期的に見通した15年度末期の2ヶ月分の受講対象者約18,000名が16年度の対象者になる。

電気工事士法に基づく定期講習を適確に行うため、以下の措置を実施した。
・定期講習の実施案内をNITEのHPに掲載し、12回(14年度は7回実施)更新を行い逐次開催情報を提供した。
・講義内容の周知徹底と水準維持を図るため、全国3箇所まで15年度新たに追加した講師等161名(14年度は全国10箇所講師940名)を集め、テキスト内容等の説明会を15年12月までに開催した。

・講習業務の円滑な運営を諮るため、全国9箇所電気工事士法に係る行政担当者、各地区の電気工事の業務に係る者で構成する定期講習運営連絡調整会議を11月までに開催した。

	受講者数	開催数
15年度	120,786名	970回
14年度	20,137名	179回

(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務
資格講習、認定講習及び再講習について全国で143回の講習実施計画を立て、計画どおり16年3月末までに143回(14年度は164回実施)の講習を開催し、合計11,981名(14年度は14,826名)が受講した。

上記の受講者は、当初の中期的な見通しにおける15年度受講者数(見込み)に対して、資格講習は約700名の減、認定講習は約400名の減及び再講習は約20名の増であった。
受講申込者数が減少したのは、14年度同様昨今の景気の低迷により新規資格取得が減少したものと考えられる。
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習を適確に行うため、以下の措置を実施した。
・資格講習、認定講習及び再講習の実施案内をNITEのHPに掲載し、13回(14年度は、9回実施)更新を行い逐次開催情報を提供した。
・ガス消費機器設置工事監督者の法的資格制度(資格講習)に関するパンフレットと講習案内を送付し、特定ガス消費機器の設置工事における資格の必要性について広報を2回行った。

15年8月：特定ガス消費機器の設置工事と近接するガス栓とガス消費機器とを接続する工事のガス可とう管接続工事監督者(業界自主制度)のうち最近の資格取得者(7,953名)
16年1月：ガス関連会社(約4,000部)

・講義内容の周知徹底と水準維持を図るため、全国3箇所講師38名を集め、テキスト内容の説明会を15年7月までに開催した。

	資格講習		認定講習		再講習	
	受講者数	開催数	受講者数	開催数	受講者数	開催数
15年度	1,215名	28回	545名	8回	10,221名	107回
14年度	1,317名	28回	239名	10回	13,270名	126回

受動型 A

・電気工事士法の受講周期を4年9か月から4年11か月と法定周期の5年以内に近づけ、行政サービスの向上を図ったことは評価できる。
・電気工事士法の講習で当初想定外の経費増が発生したことに対し経費節減努力をし、当初想定した黒字幅の減少を最小限にしたこと、及び受講生の急激な増加(35千人 133千人)に対してもデータ入力効率化等により業務の高効率化を行ったことは、高く評価できるが、5年間の収支を考えると一層の節減努力を行う必要がある。

<p>E. その他業務</p> <p>1. 標準化関係業務</p> <p>環境対応、高齢者及び障害者対応等特定の公共目的達成のために、標準化に向けた調査研究を行うとともに、所要の研究開発等を行うことにより10件以上の国家標準(JIS)原案又は標準情報(TR)原案の作成を行う。また、各分野における国際標準化活動に参画する。</p>	<p>E. その他業務</p> <p>1. 標準化関係業務</p> <p>(1)標準化に向けた調査研究は、原則として筑波技術センターを活用し、独立行政法人産業技術総合研究所、大学又は産業界等との共同研究や協力連携により行う。</p>	<p>E. その他の業務</p> <p>1. 標準化関係業務</p> <p>(1)標準化に向けた調査研究は、国の標準化戦略に沿ったテーマを選定し、原則として筑波技術センターを活用することとし、以下のテーマについて独立行政法人産業技術総合研究所、大学又は産業界等との共同研究や協力連携により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高分子材料の破壊挙動判別手法の標準化 ・繊維製品中の染料によるアレルギー性接触皮膚炎の原因物質分析方法の標準化 ・電波吸収材料の電波吸収特性の試験評価方法の標準化 ・金属系材料の腐食・疲労試験法の標準化 ・高周波領域の基準聴覚特性の標準化 ・有効視野と視認性評価方法の標準化 ・生体親和性インプラント材料のテクノロジーアセスメント技術の開発 	<p>E. その他の業務</p> <p>1. 標準化関係業務</p> <p>(1)高分子材料の破壊挙動判別手法の標準化(13年度～15年度、国委託事業)</p> <p>『薄肉材料の破壊じん性試験方法(仮称)』の開発</p> <p>破壊仕事量から破壊じん性値を算出するEWF*1法を適用した試験方法を開発し、規格素案を国内審議団体(日本プラスチック工業連盟)を通じ、ISO/TC61(プラスチック)/SC2(機械的性質)事務局に新規業務項目として提案した。ISO/TC61/SC2において国際投票され、その結果を受け、15年9月のISO/TC61年次会議において、ISO/TC61/SC2/WG7(疲労及び破壊靱性)で審議され、ISO/TC61/SC2における決議としてCD*2に進めることが満場一致で決まった。</p> <p>ISOへの提案に係る投票の結果は、これまで各国の有力者を訪問し粘り強く理解を求めたこと、これまでに取得した試験結果を破壊情報のデータベース化を行い、インターネットで公開し日本の十分な知見実績を示したことの努力が功を奏したものである。このデータベースは、高分子材料の破壊事故解析及び製品設計時の材料選択にも役立つことができるものである。</p> <p>試験方法の妥当性や信頼性に関し、ABS材料を用いて試験片を作製し、確認試験を行った。また、13機関(国内9海外4)に対しラウンドロビンテスト(第1回)への参加をNITEが積極的に呼びかけ、実施した。</p> <p>15年度においては、以下の海外活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薄肉材料の破壊じん性試験方法(仮称)の新規業務項目提案書に「調整の必要のある機関」として記載したESIS(欧州構造物健全性協会)のTC4会議に15年5月下旬に初めて参加し、積極的に調整活動を行った。 <p>今後、確認試験のデータ及びISOメンバーからのコメント等今後の課題をとりまとめるとともに、規格審議を進行させていく。</p> <p>『耐傷性評価方法(仮称)』の開発</p> <p>傷を評価するため統一的傷の付け方の試験法を開発し、規格素案を国内審議団体(日本プラスチック工業連盟)を通じ、ISO/TC61(プラスチック)/SC2(機械的性質)事務局に新規業務項目として提案した。ISO/TC61/SC2において国際投票が実施され、その結果を受け、ISO/TC61/SC2/WG2(硬度及び表面特性)で審議され、ISO/TC61/SC2における決議としてWD*3に進めることが満場一致で決まった。</p> <p>ISOへの提案に係る投票の結果は、14年度以降各国の有力者を訪問するなど粘り強く理解を求めたことの努力が功を奏したものである。</p> <p>15年度は、試験方法の妥当性や信頼性に関する各国からのコメントに対応するため、複数の材種及びグレードの材料試験片を作製し、耐傷性評価の確認試験を行った。</p> <p>15年度においては、以下の海外活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ANTEC年次会議*4に参加し、耐傷性評価試験方法(仮称)について当該調査研究の成果の一部について発表を行い、評価方法について、理解を得ることができた。 ・耐傷性評価方法(仮称)に関連し、ISOの今後の審議に対して大きな影響を与えるスクラッチピヘイビアークンソーシアム(米国企業が会員)に参加し、会員メンバーとの協調関係を築いた。 <p>今後、当該確認試験のデータ及びISOメンバーからのコメン</p>	<p>生・福</p>	<p>能動型</p> <p>A+</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度に中期目標を達成したことに伴い、中期計画の変更手続を行い、10件以上を20件以上に改めた(平成16年4月1日認可) ・平成15年度はJIS案等を4件作成した。内3件は、短期間で作成され、当初計画を2倍に変更した計画と比較しても極めて順調に進捗しており、高く評価できる。 ・平成13・14年度に作成されたJIS案等12件のうち8件がJIS等になっており、残りの4件も手続中等作業は進行して、高い成果を上げているのと同様に、国際標準化機構(ISO)の規格原案作成の場であるワーキンググループにNITEが収集したデータ等を基に積極的に提案を行い、採用されるという成果をあげており、評価できる。 ・国際標準化への積極的な活動は、日本にとって極めて重要、ISO/TC61で規格原案作成のプロジェクトリーダーになったことを評価する。
---	--	---	--	------------	----------------------	--

ト等今後の課題をとりまとめるとともに、規格審議を進行させていく予定である。

*1: Essential Work of Fractureの略。

*2: Committee Draft(委員会原案)。国際規格(ISO)の委員会段階(各国代表団体からのコメントを検討する主要な段階でWDの次のステップ)での原案。

*3: Working Draft(作業原案)。国際規格(ISO)の作成段階(各国の専門家が協力しワーキングで作成作業を進める段階)での原案。

*4: 2万5千人以上が会員となっている世界最大級のプラスチックに関する包括的学会であるSPE(Society of Plastics Engineers, Inc.)が主催する年次会議(Annual Technical Conference)

繊維製品中の染料によるアレルギー性接触皮膚炎の原因物質分析方法の標準化(13年度~15年度、国委託事業)

アレルギー性接触皮膚炎の原因染料を検出するため、分析方法を開発及び検出した染料とアレルギー原因染料との照合方法(スペクトルデータ集、350種類、1500スペクトル)を作成した。

開発した方法をアレルギー性接触皮膚炎を発症させた衣料品に適用し、原因染料を特定した。原因染料のアレルギー発症のメカニズムを動物実験^{*1}の結果とともに検討し、化学構造的特徴^{*2}を判明させた。

これらの成果を基に、15年12月に開発分析方法のISO化に向けて国内審議団体((社)繊維評価技術協議会)を通じ、ISO/TC38(繊維)総会に規格化を打診し、新規作業項目提案の了承が得られた。

16年度にISO規格案を作成し、ISO/TC38国内事務局宛に提出する予定である。

*1: モルモットを用いた動物実験(名古屋大学医学部が実施)。染料特有の化学構造がどのようにアレルギー反応を示すか実験。

*2: アレルギーを発症させる染料の化学構造が分散染料特有の化学構造(アミノエチル基誘導体)にあることを分析技術及び人、動物の結果を融合させて判明させた。

(参考)

環境意識が高いドイツの有名スポーツ用品メーカーは、自社で製造しているスポーツウエアに対してアレルギー誘発性染料を使用しないことを検討しており、同メーカーがこれまでアレルギー誘発性染料とは考えていなかった染料がNITEが行った学会発表で紹介されていたため、前述のメーカーと関係の深いドイツの世界的な化学・染料メーカーの日本法人から、根拠となっている当該事業の報告書及び概要が知りたい旨について問い合わせがあった。当該事業の報告書は、初年度版がNEDOより配布されている旨連絡し、簡単な内容説明及び公表されている論文等を送付した。

電波吸収材料の電波吸収特性の試験評価方法の標準化(13年度~15年度、(財)ファインテックセンター再委託事業)

14年度に実施した測定精度を評価するための追加調査を行うとともに、評価を可能とする測定環境、測定条件を調査した。

15年度、これらを取りまとめ、技術委員会に報告するとともに委託元へ年度報告書を提出した。

金属系材料の腐食・疲労試験法の標準化(13年度~15年度)

14年度に引き続き、股関節の内転モーメントを考慮してねじり力を加味した疲労試験を実施するとともに15年度はISOに規定されているインプラント材料から高窒素ステンレス鋼やCo-Cr加工材に関して疲労データを取得した。

また、人体への影響が少ない材料が求められることから、バナジウム及びニッケルについて、数種類の貪食細胞から性質や培養条件を考慮して選定した貪食細胞系細胞^{*1}を用い金属イオンの影響を調べる工夫を行った。これにより疑似体液中への溶出金属量データを取得するとともに、バナジウム及びニッケル溶液中で貪食細胞から放出される一酸化窒素量及び相対細胞増殖率についてのデータを取得した。

これまでに取得した疲労特性データをとりまとめ、「金属系生体材料の疲労試験方法」を作成した。16年度以降にJIS原案作成委員会において審議を開始する予定である。

*1: 貪食細胞系細胞とは、異物・老廃物などの清掃、免疫の補助作用、それに伴う化学物質の分泌を行う細胞(ex. マクロファージ)

高周波領域の基準聴覚特性の標準化
(13年度～15年度)

14年度は(18才～24才)の若年者、延べ104名を対象として高周波音の最小閾値を測定したが、15年度は(15才～17才)の高校生32名を対象とした最小閾値を測定し(18才～24才)の若年者28名の感覚量に関する聴取実験を実施した。3月までに延べ95名のデータを収集した。

これまでの聴取実験データを分析・整理し、「高周波騒音の評価方法」にとりまとめた。16年度以降にJIS原案作成委員会において審議を開始する予定である。

また、従来人間は20kHzまでの周波数の音が聞けると言われていたが、これまでの取得したデータから、20～24kHzの音も聞こえることが判明した。

16年度に、業界に対し、20～24kHzの高音に対しても配慮が必要である旨を公表する予定である。

(参考)以下の製品事例がある。

- ・害虫、害獣(鼠等)の超音波による駆除装置からは20kHz付近の音も発生している。
- ・電気製品等の発生する高周波ノイズは、20kHz以下では発生しないよう配慮されている。

有効視野と視認性評価方法の標準化
(14年度～16年度)

15年度は、14年度に行った約20名の被験者予備実験結果を基に、実験手順の迅速及び安定した刺激提示のために、指標と背景を同一画面に提示する改良を行う工夫をし、本実験での、試験機器、試験方法、収集データを決定した。

高齢者52名、若齢者46名、計98名に対して光検出視野実験、コントラスト検出視野実験を実施しデータを収集した。

16年度も引き続きデータを収集し、評価方法をとりとめる予定である。

生体親和性インプラント材料のテクノロジーアセスメント(TA)技術の開発

(14年度～18年度、NEDO委託事業)

14年度に引き続き、整形外科系インプラント及び血管系インプラントに係る症例報告を産業技術総合研究所と協力して調査し、主にインプラントの破損時期、破損箇所等インプラントの不具合に関する因子を抽出し15年度に約150症例(14年度は約50症例)調査・解析した。

なお、16年度末までに累計で1000症例以上調査を行う予定である。

これら症例調査結果及び関連するJIS、ASTM*1、ISOの規格から骨プレート*2、CHS*3、髄内釘*4、人工骨頭*5に関して試験項目・方法及び試験条件を選定し、14年度に整備した寿命性能評価試験装置を用い、産業技術総合研究所と協力し試験を実施した。また、15年度人工骨頭及びステントグラフトの寿命評価するため加速耐久性評価装置を導入し、治具を設計・開発した。

市販されている人工骨頭及び人工関節ステム部などに加工される2種類のチタン合金の表面改質層の材料特性については産業技術総合研究所と協力しデータ取得を終了した。また、ステント*6及びステントグラフト*7に使用されるNi-Ti合金について溶出試験片を作成しており、17年3月末までにニッケルの溶出特性及び劣化特性を解析する予定である。

整形外科系インプラント及び血管系インプラントの製造事業者、医師、学識経験者等で構成した「技術開発委員会」を2回開催し、これらの調査結果について検討を行い、15年度後期からの実施計画について委員会で承認された。

(2) 調査研究により得られた試験評価方法等の成果から10件以上の国家標準(JIS)案又は標準情報(TR)案を作成し提案する。また、当該案がJIS、TRになった後には、随時内容の見直しを行う。

(2) 昨年度までに実施した調査研究により得られた試験評価方法等の成果を基に、国家標準(JIS)案又は標準情報(TR)案を作成し、2件以上を提案する。

- *1: American Society for Testing and Materials (材料試験協会規格)
- *2: 骨折部を切開し、直接骨を固定するために使用されるインプラント
- *3: Compression Hip Screwの略。バレルを持ったプレートとラグスクリューで構成される。主に大腿骨転子部の骨折固定に使用されるインプラント。
- *4: 骨折部を切開せずに、骨髓内に円筒状の金属釘を入れて骨折部を固定するために使用されるインプラント。
- *5: 関節部の修復のために使用されるインプラント
- *6: 狭窄した血管の血流を確保するために使用されるインプラント。
- *7: ステントの外側又は内側を人工血管で覆ったインプラント。

揮発性有機化合物測定方法の調査及び検討 (15年度)

室内空気汚染物質の試験方法に関する標準化調査研究委員会(JIS原案作成委員会)から技術協力の要請があり、揮発性有機化合物*1の室内環境中の測定方法に関するJIS原案(ISO 16017-2対応)審議に反映することを目的に、国内で流通しているサンプラーとISO例示サンプラーについて性能調査・比較検証を行って拡散取り込み速度、測定濃度範囲、測定環境の精度影響の技術データを取得した。

これらの調査及び検討結果を報告書に取りまとめるとともに、JIS解説素案を作成し、JIS原案作成委員会(事務局:(財)建材試験センター)に提供した。

- *1: 室内汚染物質のひとつで、空中に放散しやすい物質の総称(=VOC(volatile organic compounds))。施工用の接着剤やペンキ、油性ニスなどに含まれ、特有の臭いがあり、過剰に吸い込むと化学物質過敏症を起こすこともある。

視覚障害者用誘導ブロック等に係る色・コントラストその他関連品質事項の標準化に向けての基礎調査

JIS T 9251:2001(視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列)の定期見直しに向け、制定当時課題とされていた視認性の規定化について、経済産業省からの要請により、以下に掲げる関係団体等への重点化すべき評価項目の聞き取り調査を実施し、全ての機関から見直しの必要があるとの意見があった。また、海外の規格動向についても調査を行った。この調査結果を踏まえ16年度以降の標準化に向けた調査研究を行う予定である。

- ・政府関係機関(省庁、地方自治体、財団法人、大学等)24カ所
- ・視覚障害者団体等(団体、協会、病院、シンクタンク)5カ所

(2) これまでにJIS案等を作成し提案した件数は、次のとおり。
(参考資料E-1-(1))

15年度: 4件
14年度: 6件
13年度: 6件
合計: 16件(中期目標10件以上)

15年度において提案又は提案予定のJIS案等は以下のとおりである。また、これまでに提案等を行ったJIS案等のうち、15年度において5件が制定された。(参考資料E-1-(2))

TS案「骨組織の薄切標本の作製方法」

13年度に実施した産業技術総合研究所との共同研究「骨内埋入金属試料の観察方法に関する標準情報」により得られた成果を基に作成したTS案1件「骨組織の薄切標本の作製方法」(14年度~15年度にデータ追加等の素案の精査・検討を実施)を、案した。

JIS案「繊維製品の防汚性試験方法」

11年度~12年度に実施した調査研究の成果「繊維製品の防汚性(汚れの付きにくさ)試験方法(案)」を(社)繊維評価技術協議会の日本規格協会再委託事業「防汚加工製品の試験評価方

(3)各分野の国際標準化活動に参画する。

(3)これまで得られた専門的知見を基に国際標準化機構（ISO）のプラスチック分野（TC61）及びリハビリテーション機器分野（TC17）の各種委員会に積極的に参画し、国際標準化活動を推進する。

法の標準化」（13年度～14年度）における「防汚加工製品の試験評価方法の標準化調査研究委員会」に提供したところである。
NITE案は、一部修正されたものの本調査研究委員会（NITEは委員として参画し技術的助言）においてJIS素案としてまとめられ、15年度に同協議会が設置したJIS原案作成委員会に提出された。NITEは原案作成者として、同委員会で承認されたJIS原案を16年3月に同協議会とともに日本規格協会に提出した。

AWI/19252 "Plastics - Determination of scratch properties"*1（14年度において、「耐傷性評価方法（仮称）」と報告していたもの）

13年度～15年度に実施した調査研究の成果を元に作成した規格案「耐傷性評価方法（仮称）」をISO/TC61（プラスチック）/SC2（機械的性質）事務局に新規業務項目として提案し、15年9月のISO/TC61年次会議において審議の結果上記項目番号を得た。

*1：AWI：Approved Work Item（承認済み新作業項目）。国際規格（ISO）の作成段階での開始時点の原案。

WD/18874 "Plastics - Determination of fracture toughness under plane stress state condition (W_e) - Essential work of fracture (EWF)"（14年度において、「薄肉材料の破壊じん性試験方法（仮称）」と報告していたもの）

13年度～15年度に実施した調査研究の成果を元に作成した規格案「薄肉材料の破壊じん性試験方法（仮称）」をISO/TC61（プラスチック）/SC2（機械的性質）事務局に新規業務項目として提案し、15年9月のISO/TC61年次会議において審議の結果上記項目番号を得た。

(3)これまで得られた専門的知見を基に現在以下の事項について、国際標準化機構（ISO）等の各種委員会に積極的に参画するなどした。（参考資料E-1-(3)）

ISO/TC173（リハビリテーション機器システム）関係活動
・15年6月にストックホルムで開催されたISO/TC173/WG1に参加し、「つえ先ゴムの摩擦抵抗試験方法」を日本から提出したところ、「歩行補助具全般に係る先ゴムの摩擦抵抗試験を含む試験規格素案」を日本から提案することが決定し、NITEがその試験方法案を作成することとなった。
・これまでの活動実績が認められ、15年10月からは、ISO/TC173/WG1にエキスパートとして参画した。

ISO/TC61（プラスチック）関係活動
ISO/TC61年次会議（オランダ開催、15年9月27日～10月3日）に（特にISO/TC61/SC2/WG2についてはDelegate*1として）参加した。「高分子材料の破壊挙動判別手法の標準化」の成果として、日本からISO/TC61/SC2事務局に2規格案をNITE職員がプロジェクトリーダーとなって提案を行っていたところ、同会議において各WGで審議されそれぞれWD，CDに進めることが満場一致で決まった。（参考資料E-1-(4)）

*1：Delegate（デリゲート）とは、WGにおける代表者（ISO/TC61日本代表団の場合）。予め国内審議委員会における指名により他の日本からの参加者と区別され、そのWGにおける審議について日本としての対応を一任された者。

IEC/TC89（耐火性試験）関係活動
・IEC/TC89国際会議に参加し、同WG12（試験炎と耐熱性）会議に将来的な標準化の業務項目候補として非接炎による着火時間測定方法の概要資料を提出し、NITE職員がTC89会議でその説明を行った。

なお、この試験方法は電気製品の火災事故などの原因究明に活用する「ふく射熱による着火に必要なエネルギーの測定方法」に関する予備調査の成果をもとにしたものである。

ISO/TC173/WG7/国際事務局の引き受け
15年11月のISO/TC173 総会において、TC173/WG7（歩行者領域

				<p>における視覚障害者誘導のための設備と方法)のコンピーナーを徳島大学末田統教授が、国際事務局を機構が引き受けることとなった。機構は、平成13年度に制定された視覚障害者誘導用ブロックのJISのための調査研究を行っており、その知見と技術力を事務局運営に活かすこととしたもの。このWGでは、当該JISをベースとして国際規格案ほか1件が審議される見込み。15年度は、PWI提案²に向けて各国エキスパートとの意見交換活動(16年2月:欧州各国、3月:北米各国)をコンピーナーとともに精力的に行った。(参考資料E-1-(5))</p> <p>2:PWI:Preliminary Work Item(予備業務項目)、国際規格作成のための予備段階。</p>																														
<p>2.情報技術(IT)セキュリティ関係業務 国からの委託により、IT製品の政府調達に関する評価プログラムを国際的に整合させつつ構築・運営する。</p>	<p>2.情報技術(IT)セキュリティ関係業務 (1)JNLA及びJCSSの運営経験を活用して国際基準・指針に整合したITセキュリティ評価プログラムを構築して、運営する。</p> <p>(2)コモンクライテリア承認アレンジメント(C CRA^注)に関する国際会議に出席する。 注:コモンクライテリア承認アレンジメント(C CRA)とは、1998年10月、米英仏独加によって合意された相互承認アレンジメントであり、ISO/IEC-15408(情報セキュリティの評価基準)に基づいて評価されたIT製品のセキュリティ評価結果を認証し、貿易上の障害の排除を図るもの。</p>	<p>2.情報技術(IT)セキュリティ関係業務 (1)国際基準・指針に整合するようにつに構築されたITセキュリティ評価プログラムを運営するとともに適宜見直しを行い、必要に応じて品質システム文書を改訂する。</p> <p>(2)IT製品のセキュリティ評価・認証及びST確認に際しては、必要に応じてITセキュリティに関する外部専門家を機動的に活用するとともに、認証のための評価について情報処理振興事業協会を積極的に活用する。</p> <p>(3)コモンクライテリアに係る認証機関の全ての関係者が参加する国際コモンクライテリア会議(ICCC)^{注1}、コモンクライテリア承認アレンジメント(C CRA)^{注2}に係る管理委員会及び関連会合に委員として参加し、今年度にC CRAの供給署名者として加盟するための情報収集等を行う。 注1:ICCC(国際コモンクライテリア会議)とは、C CRA(コモンクライテリア承認アレンジメント)に加盟する認証機関が主催する議題をコモンクライテリアに限定した国際会議。 注2:C CRA(コモンクライテリア承認アレンジメント)とは、1998年10月、米英仏独加によって合意された相互承認アレンジメントであり、国際基準に基づいてセキュリティ評価されたIT製品の評価結果を認証し、貿易上の障害の排除を図るもの。</p>	適評	<p>2.情報技術(IT)セキュリティ関係業務</p> <p>(1)品質システム文書について、C CRAへの加盟に伴い全体の整合性を図ること、また評価機関の行う評価業務の範囲の拡充等の必要性から、15年10月にその一部の改訂を行った。 認証プログラムの委員会の開催 ・運営委員会 2回 ・評定委員会 5回 ・セミナーの開催 ・ITセキュリティ評価及び認証制度に係るセミナー 4回 ・STセミナー 3回</p> <table border="1" data-bbox="1507 898 2288 1098"> <thead> <tr> <th>(2)</th> <th>15年度</th> <th>14年度</th> <th>13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ST確認申請件数</td> <td>10件</td> <td>19件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>確認書の交付件数</td> <td>6件</td> <td>3件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>認証申請件数</td> <td>17件</td> <td>6件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>認証書の交付件数</td> <td>5件</td> <td>2件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>認定申請件数</td> <td>0件</td> <td>3件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の認証業務の実施に際し、認証のための評価に情報処理振興事業協会(現:情報処理推進機構)の調査員(延べ7名)を活用するとともに、当センター-情報セキュリティ室の技術専門職員を活用し、認証レビュー、認証報告書の作成等、認証業務の適切な実施を図った。</p> <p>(3)C CRAに関わる国際会議への参加 ・国際コモンクライテリア会議 1回/3名 ・コモンクライテリア技術検討委員会 2回/2名 上記の会議に出席し、C CRAに供給署名者として加盟するための、コモンクライテリア技術検討委員会と併せて行われたC CRA・ES(管理委員会執行分科会)において、また再三にわたる文書による加盟のためのシャドウテストの早期の実施要請を行ってきた。 その結果、14年度に経済産業省及びNITEが加盟の意志を表明して以来、概ね1年を要したが、15年6月23日から7月4日までの間、C CRAから派遣された審査員2名(独、加)の審査を受け、その結果がC CRA管理委員会において認められ、経済産業省商務情報政策局長及びNITE適合性評価センター-所長の連名による署名が行われ、15年10月31日付けで正式に加盟が承認された。 なお、C CRA管理委員会は10月に1回開催されたが、NITEのC CRA加盟に係る審議であり出席できなかったため関連会合のみに参加した。</p> <p>参考:16年4月より認証に関する業務を独立行政法人情報処理推進機構に移管予定(認定に関する業務は引き続き実施)である。(参考資料E-2-(1))</p>	(2)	15年度	14年度	13年度	ST確認申請件数	10件	19件	2件	確認書の交付件数	6件	3件	0件	認証申請件数	17件	6件	2件	認証書の交付件数	5件	2件	0件	認定申請件数	0件	3件	2件	認定件数	2件	2件	0件	受動型 A-	<ul style="list-style-type: none"> 国際基準・指針に基づいて認定・認証業務を的確に実施している。 C CRA(コモンクライテリア承認アレンジメント)の供給署名者として加盟が認められた。これは、今後の我が国IT製品の国際競争力を高めると期待でき、また、NITEの認証業務の信頼性が国際的にも高く認められたことであり、高く評価できる。
(2)	15年度	14年度	13年度																															
ST確認申請件数	10件	19件	2件																															
確認書の交付件数	6件	3件	0件																															
認証申請件数	17件	6件	2件																															
認証書の交付件数	5件	2件	0件																															
認定申請件数	0件	3件	2件																															
認定件数	2件	2件	0件																															

<p>3. 依頼試験評価業務 機構の能力を活かし、民間での実施が困難な依頼試験・評価を適切に実施する。</p>	<p>3. 依頼試験評価業務 機構の能力を活かし、民間での実施が困難な試験・評価を依頼に応じて適切に実施する。</p>	<p>3. 依頼試験評価業務 (1)容量分析用標準物質の依頼検査 依頼に応じて日本工業規格(JIS K 8005)に規定する容量分析用標準物質の検査を実施する。また、検査に必要な基準物質については、精密電量滴定等により純度の再設定を継続して行う。 注：JIS K 8005において容量分析用標準物質の検査は、機構が保有する基準物質を用いて行うこととされている。</p> <p>(2)登山用ロープの依頼試験 依頼に応じて消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープの試験を実施する。 注：登山用ロープは、消費生活用製品安全法の特定製品として販売するに際し事業者による基準適合が義務づけられているが、民間において基準適合を確認するための試験設備がないため、機構が民間からの依頼試験として実施するもの。</p>	<p>(参考資料E - 2・3 - (2))</p> <p>3. 依頼試験評価業務 (1)容量分析用標準物質の依頼検査は、外観検査10件、品質検査15件を実施した。認証書の発行申請は、44件(9,841枚)あった。 また、純度確定に必要な基準物質の再設定のための測定は、継続していた2物質(よう素酸カリウム、しゅう酸ナトリウム)について終了した。</p> <table border="1" data-bbox="1525 428 2199 541"> <thead> <tr> <th></th> <th>外観検査</th> <th>品質検査</th> <th>認証書の発行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年度</td> <td>10件</td> <td>15件</td> <td>9,841枚</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>18件</td> <td>13件</td> <td>10,619枚</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>8件</td> <td>6件</td> <td>5,337枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)登山用ロープの依頼試験 11事業者からの依頼があり、消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープ等の試験を106件実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1578 732 2021 846"> <thead> <tr> <th></th> <th>依頼試験実施件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年度</td> <td>106件</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>49件</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>92件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)中国向け輸出化粧品原料等品質証明確認業務(再掲) (本業務は中期計画上定められていない行政サービス業務) 業務の概要 中国向け輸出用化粧品原料等について、輸出者がBSEの危険性がないことを自己証明した申請書類を審査し、経済産業省製造産業局長の定めた品質証明確認基準に適合したものに、「品質証明確認書」を交付する。(14年10月から業務開始)</p> <p>217件の確認書を交付し、輸出取引の円滑化に貢献した。 また、業務開始当初に想定した確認原料数より減少しているなか、申請状況を勘案し、適時に業務実施体制の見直しを図った。 (参考資料E - 3 - (1))</p> <p>品質証明確認申請 : 212件 (14年度 88件) (注2) 品質証明確認書交付 : 217件(注1) (同 77件) 確認原料数(延べ数) ・化粧品原料 : 207原料 (同 145原料) ・化粧品完成品 : 190原料 (同 113原料)</p> <p>注1: 確認書交付217件の内訳 14年度に申請受理し、15年度に交付したものの11件(=88-77)と15年度に申請受理した212件の内、16年3月末までに交付したものの206件の合計数。</p> <p>注2: 14年度の実績は、業務を開始した14年10月から15年3月末までの6ヶ月間のものである。</p> <p>(4)情報家電協調基盤整備事業(情報家電製品に関する製品評価指標の試作及び実証実験企画書の作成) 15年11月、経済産業省から、情報家電の普及を目的とした事業推進のため、中立的な第三者機関としてのNITEに事業参画への緊急かつ強い要請があった。 NITEは、当該事業のうち「情報家電の相互接続性・運用性、信頼性等についての状況調査及び公表～情報家電コンシューマレポートの作成・公表」の一環として、「情報家電製品に関する製品評価指標の試作及び実証実験企画書の作成」を行うこととし、準備期間約1ヶ月の短期間で実施体制を整えるとともに事業の実施計画を策定した。15年度は、潜在的な消費者ニーズから導出される評価指標、適切性等を検証できる実証実験の企</p>		外観検査	品質検査	認証書の発行	15年度	10件	15件	9,841枚	14年度	18件	13件	10,619枚	13年度	8件	6件	5,337枚		依頼試験実施件数	15年度	106件	14年度	49件	13年度	92件	<p>受動型 A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼試験業務を的確に実施している。 ・情報家電製品に関する製品評価指標の策定等に関する経済産業省からの緊急の要請に対して、短期間で実施体制を整備し、企画書を取りまとめ高い成果を出したことは、高く評価できる。 ・中国向け輸出化粧品原料等品質証明確認業務は、初年度の赤字解消に時間がかかりそうであるが、申請件数が当初想定より減っていることに対応し、業務実施体制を見直し、単年度ベースでは収支が均衡する体制を整えたことは評価できる。(再掲)
	外観検査	品質検査	認証書の発行																										
15年度	10件	15件	9,841枚																										
14年度	18件	13件	10,619枚																										
13年度	8件	6件	5,337枚																										
	依頼試験実施件数																												
15年度	106件																												
14年度	49件																												
13年度	92件																												

			<p>画書を取りまとめることとして、15年12月から事業を開始し、一部を外部へ委託しつつ、16年3月にその結果を経済産業省へ報告した。</p> <p>(5) 依頼に基づく試験事業者・校正事業者の認定 事業者からの依頼に基づく試験事業者・校正事業者を次のとおり認定した。</p> <p>JNLA以外の試験事業者の認定</p> <table border="1" data-bbox="1516 344 2288 432"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>14年度</th> <th>13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定申請件数</td> <td>0件</td> <td>4件</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>1件</td> <td>3件</td> <td>9件</td> </tr> </tbody> </table> <p>JCSS以外の校正事業者の認定 - 国家計量標準機関の認定 -</p> <table border="1" data-bbox="1516 512 2288 600"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>14年度</th> <th>13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定申請件数</td> <td>8件</td> <td>10件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>11件</td> <td>6件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>- 国家計量標準機関以外の校正事業者の認定 -</p> <table border="1" data-bbox="1516 621 2288 709"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>14年度</th> <th>13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定申請件数</td> <td>2件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、ILAC/APLAC署名の認定機関からの依頼に基づく外国の校正事業者(国家計量標準機関)の認定審査のための技術協力を行った。 (参考資料E-2・3-(2))</p>		15年度	14年度	13年度	認定申請件数	0件	4件	9件	認定件数	1件	3件	9件		15年度	14年度	13年度	認定申請件数	8件	10件	3件	認定件数	11件	6件	0件		15年度	14年度	13年度	認定申請件数	2件	0件	0件	認定件数	0件	0件	0件	
	15年度	14年度	13年度																																					
認定申請件数	0件	4件	9件																																					
認定件数	1件	3件	9件																																					
	15年度	14年度	13年度																																					
認定申請件数	8件	10件	3件																																					
認定件数	11件	6件	0件																																					
	15年度	14年度	13年度																																					
認定申請件数	2件	0件	0件																																					
認定件数	0件	0件	0件																																					
<p>業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 期初において実施している業務については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比1%の業務経費の効率化を行う。</p> <p>2. 一方、期中に新たに発生又は業務量の増加が見込まれる生物遺伝資源に係る業務、化学物質排出把握管理促進法関連業務、認定関係業務及び標準物質関係業務については、1.の業務の効率化による資金を充当するとともに、外部機関との協力・連携等による業務の効率的運用により運営費交付金の増大の抑制に努める。</p>	<p>業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>以下のような措置を講ずることにより、期初において実施している業務について業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比1%の業務経費の効率化を行うとともに、期中に新たに発生又は増加が見込まれる業務による運営費交付金の増大の抑制を図る。</p>	<p>業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p>	<p>業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p>	<p>能動型 A</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度間の変動が激しいMLAP等を除いた継続事業については、効率化の努力により平均で前年度比1.6%の業務経費の削減を行ったことは評価できる。 また、事業が本格化しつつあるBRC事業等の拡大している事業においても効率的に業務を実施することにより、費用増を最小限に抑制した。 外部環境などの要因による変動の大きい事業や、重点投資による経費増加事業を除いて、継続型事業における達成度でみるならば、いわゆる「自然減(事業そのものの縮小や対応件数などの減少)」によって経費が減少した分を差し引いた評価も必要である。逆に、事業規模・作業量が大幅に増加しているにもかかわらず経費節減を果たした部分についてはもっとアピールされてはどうか?(この評価部分が大きいと考えたことをもってAとしたい) 																																				
	<p>1. 共同研究等外部機関との協力・連携の推進 独立行政法人産業技術総合研究所等の公的試験研究機関、大学及び民間企業との間で適切な役割分担の下に共同研究その他の協力・連携、共同研究施設の活用などを進め、業務の促進と効率化を図る。</p>	<p>1. 共同研究等外部機関との協力・連携の推進 (1)バイオテクノロジー分野において、試験研究機関、大学及び民間企業との共同研究によって効率的な業務運営を行うとともに、生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化を図る。</p>	<p>1. 共同研究等外部機関との協力・連携の推進</p> <p>バイオテクノロジー分野 【生物遺伝資源の収集、保存、提供に関する共同研究等】 以下の事業について共同研究等を実施している。 タンパク質機能解析プロジェクト：(社)バイオ産業情報化コンソーシアム(JBIC) 遺伝子組換え体の産業利用におけるリスク管理に関する研究プロジェクト：財団法人バイオインダストリー協会(JBA) ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築プロジェクト：山之内製薬(株)、味の素(株)、メルシャン</p>	<p>能動型 A</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同研究(20件)を積極的に実施し、業務の効率化・加速化を図っており、評価できる。 情報化の推進により事務経費等の節減に努めており評価できる。特に、平成15年度より本格的に運用を開始したテレビ会議システムは、積極的に活用により旅費換算で約1,600万円の経費節減となり、約1,000万円 																																				

・その他業務運営に関する重要事項
 1. 独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業
 標準化関係業務等に関する共同事業等を行う。

・業務運営の効率化に関する事項

F. その他業務運営に関する計画
 1. 独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業
 標準化関係業務等に関して独立行政法人産業技術総合研究所との共同研究・共同事業等を行う。

・業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置
 2. 情報化の推進

(4) 標準物質関係業務において、独立行政法人産業技術総合研究所及び財団法人化学物質評価研究機構と相互に連携して効率的な業務運営を行うとともに、標準物質供給体制についての検討を関係機関等と継続して行い、その結果を業務運営に反映させる。

(5) 製品安全関係業務において、財団法人製品安全協会、地方自治体の消費生活センター、消防等との協力・連携により迅速かつ効率的に事故情報の収集を行う。

(6) 標準化関係業務等において、独立行政法人産業技術総合研究所、大学等と適切な役割分担の下に共同研究を行うとともに、同研究所の共同研究施設の活用すること等により、効率的な業務運営を行う。

(7) 情報技術（IT）セキュリティ関係業務において、IT製品のセキュリティ評価・認証のための調査及びST^注確認のための調査について情報処理振興事業協会を積極的に活用する。
 注：セキュリティ設計仕様のこと。（ST：Security Target）

F. その他業務運営に関する計画
 1. 独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業
 標準化関係業務等に関して筑波技術センターにおいて独立行政法人産業技術総合研究所との共同研究・共同事業を行う。

・業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置
 2. 情報化の推進

殊分野に対して常勤審査員の新規雇用の抑制が可能となった。

(1) 計量標準物質業務について独立行政法人産業技術総合研究所との連携して業務を行いつつ、標準物質供給体制の検討を行うWGに参画した。

人間生活福祉分野
 (7) 製品安全関係業務
 製品安全関係業務における外部機関との15年度の主な協力・連携は以下のとおりである。

	消費生活センター、消防等との会議	消費生活センター、消防等へのテスト技術支援	商品テスト機関ブッキング会議	成果発表会
15年度	91回	161回	6回	1回
14年度	97回	91回	6回	1回
13年度	81回	157回	-	-

その他分野
 (1) 標準化関係業務
 ・独立行政法人産業技術総合研究所と役割分担を行い調査研究を行う共同事業契約を締結することによって、同研究所との共同利用施設である「くらしとJISセンター」を活用し、庁舎維持費の節減を図った。また、外部機関との協力・連携を実施し、外部研究者を活用し業務の促進を図った。
 金属系材料の腐食・疲労試験法の標準化（産総研との共同）
 高周波領域の基準聴覚特性の標準化（同上）
 有効視野と視認性評価方法の標準化（同上）
 生体親和性インプラント材料のテクノロジーアセスメント技術の開発（産総研との共同・京都大等と協力・連携）
 高分子材料の破壊挙動判別手法の標準化（山形大学、明治大学、大阪市工研と協力・連携）

(7) ITセキュリティ評価・認証業務に係る認証申請については認証のため、ST確認については確認のため、それぞれについて技術的調査を情報処理振興事業協会（16年1月5日付け独立行政法人情報処理推進機構）の調査要員（延べ7名）に実施させるとともに、調査が完了したものについては、NITE情報セキュリティ室に調査報告書（15年度4件）を提出させている。

F. その他業務運営に関する計画
 1. 独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業
 中期目標に従い、独立行政法人産業技術総合研究所と共同事業契約を締結して役割分担を行い、同研究所との共同利用施設である「くらしとJISセンター」において、標準化関係業務を実施した。

金属系材料の腐食・疲労試験法の標準化（産総研との共同）
 高周波領域の基準聴覚特性の標準化（同上）
 有効視野と視認性評価方法の標準化（同上）
 生体親和性インプラント材料のテクノロジーアセスメント技術の開発（産総研・京都大等との共同・連携）

・業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置
 2. 情報化の推進

財務会計システム、文書管理システム等の構築・運用による間接事務負担の軽減のほか、試験データ等の電子化とLANシステムの導入を推進する。

(1) 間接事務の軽減化を図るため、人事システムに俸給額改定発令機能を追加するとともに、給与システムについて再任用制度に対応した機能追加を行う。

(2) 行政事務及び技術的業務の積極的、機動的かつ効率的な遂行を目的に、昨年度導入した「NITE-LANシステム」のシステムトラブルを最小限に押さえ、安定的な稼働、円滑な運用を推進する。

その一手段として情報システム室内に「ヘルプデスク」を設置し、ネットワークトラブルや利用者からの各種問い合わせ等に迅速に対応出来る体制を整備する。

(3) また、個別業務LANとの接続における専用回線の二元運用体制を見直し統合することにより、通信回線費の削減又は回線速度の増強を行いトラフィックに混雑のない快適な利用環境を整備する。

(4) テレビ会議システムの更なる利・活用を促進し、拠点間における意思疎通の充実、出張旅費の削減及び移動時間の解消等を推進する。

(5) 事故情報関係の既存の光ファイリングシステム及びサーバ等のNITE-LANへの接続を完了する。

3. 自動化設備等の導入
効率化、省力化を図るため、高速化、自動化設備の導入・活用等を推進する。

画
G

(1) 人事システム
等級号俸表における枠外号俸者の増加に伴い、給与改定時に行う切替発令が増加してきたため、一括発令機能を開発し、現行システムに追加することによって、辞令発令に係る間接事務を軽減化した。

16年度から調整手当の異動補償制度が改定されるため、当該制度に伴う事務の効率化を目指した機能追加を行った。

退職金支給率の逓減措置に伴い支給率が毎年更新されるため、支給率管理機能を追加し、退職金支給の効率化を行った。

職責発令を所属役職に関わらず任意に発令できるよう改善し発令事務の円滑化を図った。

給与システム
雇用保険料の徴収額の集計・明細表示等の機能を追加したことにより、再任用者に対応した徴収の円滑化を図った。

また、通勤手当算出機能、標準報酬算出機能を追加し通勤手当支給額計算事務を軽減化した。

14年度開発した文書管理システムについて、利用している職員から利便性に係る要望調査を行い、一覧表示及び権限変更並びに入力作業を簡略化する機能等、処理手続の簡素化、迅速化に係る機能の改良を行った。

情
報
室

(2) 「NITE-LANシステム」のトラブル対応、安定稼働のため、システムエンジニア1名の常駐体制をとり、システムを停止することなく円滑に運用した。また、ヘルプデスクを設置し、システム利用者からの約800件の問い合わせ等に対して迅速に対応した。

企
画
G

(3) バイオ本部が個別業務で運営管理する「バイオ-LAN」で使用していた回線(本所-NBRC間:1.5Mbit/sec、本所-東北支所間:128Kbit/sec)と「NITE-LANシステム」の専用回線(本所-NBRC間:6Mbit/sec、本所-東北支所間:1.5Mbit/sec)を統合して回線を増強した(本所-NBRC間:10Mbit/sec、本所-東北支所間:6Mbit/sec)。これにより、回線費が約3%削減され、インターネットへの接続、電子メールの到達速度等が大幅に向上した。

(4) 幹部の定例会議を始めとしてNITE内の各種会議、打ち合わせ等においてテレビ会議システムを積極的に活用し、これまで以上に拠点間における意思疎通を図るとともに、出張旅費の削減及び移動時間の解消等に努めた。

なお、当該システムの導入効果を計るべく、利用状況を調査したところ、当該システムを使用して実施した会議、打ち合わせ等をNITE本所で実施したと仮定した場合に発生する出張旅費年度換算で、約1600万円の経費削減が、及び移動時間については約4800時間の削減が図られたとの結果が得られた。

これらの結果から、本システムの導入が業務運営の効率化のための取組として高い効果があることが実証された。

なお、削減された経費は既に本システムの導入費用(約1000万円)を上回っており、16年度は更なる効率化が期待される。

生
・
福

(5) 既存の光ファイリングサーバがメーカーの都合により15年度をもって製造打ち切りとなり今後の保守メンテができなくなることが判明したため、サーバー及びソフトウェアを更新することとし、新システムを導入しNITE-LANへの接続を完了した。

(参考)
光ファイリングシステムに事故情報を格納し、それを検索する

			<p>ことにより、過去に処理した事故情報に関する情報（類似事故の確認、再発性の確認）を支所においても迅速（瞬時）に確認することができ、迅速かつ均質な事故情報の処理業務に役立つものである。</p>																																														
<p>業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>4. 意思決定手続きの簡素化 各業務部門の長への権限委譲による責任の明確化と意思決定の簡素化による迅速な処理体制を確立する。</p> <p>5. 機動的内部組織の構築と人員配置 業務遂行に最適な内部組織を構築するとともに、随時、業務量の変動に応じた人員配置を図る。</p> <p>2. 情報化の推進 財務会計システム、文書管理システム等の構築・運用による間接事務負担の軽減のほか、試験データ等の電子化とLANシステムの導入を推進する。</p>	<p>業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>3. 意思決定手続きの簡素化 昨年度までに決定、実施した各業務部門の長への権限委譲による責任の明確化と意思決定の簡素化による事務処理体制の実施状況を把握するとともに、組織における定着状況に応じ適宜見直しを行う。</p> <p>4. 機動的内部組織の構築と人員配置の適正化 バイオテクノロジー関係組織の体制強化を図る等、組織の見直しを行うほか、新規に追加された業務及び情勢の変化にあわせ「業務展開の基本方向」を見直し、これに基づき、業務遂行に最適な内部組織を構築するとともに、業務量に応じた人員配置を図る。</p> <p>2. 情報化の推進 (1)間接事務の軽減化を図るため、人事システムに俸給額改定発令機能を追加するとともに、給与システムについて再任用制度に対応した機能追加を行う。</p>	<p>業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>3. 意思決定手続きの簡素化 各種決裁文書の審査の際には必ず決裁権者を確認し、権限委譲が着実に実施されていることを把握した。 なお、現行業務についての見直しとしては、委託契約における金額の些少なものについて、各部・センター所長による専決処理とするよう規程類の整備を行った。</p> <p>4. 機動的内部組織の構築と人員配置の適正化</p> <p>(1)バイオテクノロジーセンターの体制強化を図るため、同センターをバイオテクノロジー本部として、その傘下にゲノム解析部門、生物遺伝資源部門及び生物遺伝資源開発部門を設置した。 (参考資料 - 4 - (1))</p> <p>(2)生物遺伝資源開発施設の本格稼働、化学物質審査規制法改正に伴う施行準備支援業務等新たな追加業務への対応及び独立行政法人を取り巻く情勢の変化に対応するため、これまで以上に業務内容の選択と集中を図り、これら業務の実施効率の向上を踏まえた組織体制の構築、人員配置を実施するよう「業務展開の基本方向」を抜本的に見直し、職員に徹底させるよう努めた。 (参考資料 - 4 - (2))</p> <p><人員構成の変化> (参考資料 - 4 - (3)) (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1516 1066 2273 1402"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度 (16.3.31)</th> <th>14年度 (15.3.31)</th> <th>13年度 (14.3.31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>4 2 2</td> <td>4 0 8</td> <td>4 0 8</td> </tr> <tr> <td>内任期付研究員</td> <td>1 9</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バイオテクノロジー部門</td> <td>1 0 1</td> <td>7 5</td> <td>5 8</td> </tr> <tr> <td>化学物質管理部門</td> <td>5 3</td> <td>4 2</td> <td>4 1</td> </tr> <tr> <td>適合性評価部門</td> <td>4 4</td> <td>4 7</td> <td>4 6</td> </tr> <tr> <td>人間生活福祉部門</td> <td>7 2</td> <td>6 7</td> <td>4 6</td> </tr> <tr> <td>企画管理部門</td> <td>4 5</td> <td>4 6</td> <td>4 4</td> </tr> <tr> <td>支所</td> <td>1 0 7</td> <td>1 3 1</td> <td>1 7 3</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 情報化の推進 (再掲)</p> <p>(1) 人事システム 等級号俸表における枠外号俸者の増加に伴い、給与改定時に行う切替発令が増加してきたため、一括発令機能を開発し、現行システムに追加することによって、辞令発令に係る間接事務を軽減化した。 16年度から調整手当の異動補償制度が改定されるため、当該制度に伴う事務の効率化を目指した機能追加を行った。 退職金支給率の逓減措置に伴い支給率が毎年更新されるため、支給率管理機能を追加し、退職金支給の効率化を行った。 職責発令を所属役職に関わらず任意に発令できるよう改善し発令事務の円滑化を図った。</p> <p>給与システム 雇用保険料の徴収額の集計・明細表示等の機能を追加したことにより、再任用者に対応した徴収の円滑化を図った。 また、通勤手当算出機能、標準報酬算出機能を追加し通勤手当支給額計算事務を軽減化した。</p>		15年度 (16.3.31)	14年度 (15.3.31)	13年度 (14.3.31)	職員数	4 2 2	4 0 8	4 0 8	内任期付研究員	1 9	0	0	内訳				本部				バイオテクノロジー部門	1 0 1	7 5	5 8	化学物質管理部門	5 3	4 2	4 1	適合性評価部門	4 4	4 7	4 6	人間生活福祉部門	7 2	6 7	4 6	企画管理部門	4 5	4 6	4 4	支所	1 0 7	1 3 1	1 7 3	<p>能動型 A</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生物遺伝資源開発施設の本格稼働や、近い将来に業務量増が見込まれる化学物質審査規制法等の業務を考慮し、本部機能を充実させる等、人員配置の適正化に努めており、高く評価できる。 業務の高度化・多様化に伴い、任期付研究員の任用等人材の機動的採用を行っていることは評価できる。 平成14年度に導入した「目標管理制度」を活用し、組織の見直しと責任体制の強化を図るとともに、職務権限の下部への委譲を進めたことは高く評価できる。 人事システム及び給与システムへの機能追加並びに文書管理システムの改良により業務管理の向上を図っており、評価できる。 情報化の推進により事務経費等の節減に努めており評価できる。特に、平成15年度より本格的に運用を開始したテレビ会議システムは、積極的に活用により旅費換算で約1,600万円の経費節減となり、約1,000万円の導入費用を上回っただけでなく、移動に要する時間が約4,800時間削減される等大きな成果をあげており、高く評価できる。 国内の各種研修に積極的に職員を参加させるだけでなく、語学留学や海外機関に職員を派遣する等、 人材育成に積極的に努めている姿勢は、評価できる。 管理職に対し業績評価を導入し、職員に対して業績評価の試行を開始し、職員の意欲向上を目指している姿勢は評価できる。 不断の組織改革などを通じて人員配置・人材活用など中期目標を十分に達成した。 独立行政法人化とその業務評価の制度化に着手し、改善・向上の努力を継続されていることが窺われ、評価できる。
	15年度 (16.3.31)	14年度 (15.3.31)	13年度 (14.3.31)																																														
職員数	4 2 2	4 0 8	4 0 8																																														
内任期付研究員	1 9	0	0																																														
内訳																																																	
本部																																																	
バイオテクノロジー部門	1 0 1	7 5	5 8																																														
化学物質管理部門	5 3	4 2	4 1																																														
適合性評価部門	4 4	4 7	4 6																																														
人間生活福祉部門	7 2	6 7	4 6																																														
企画管理部門	4 5	4 6	4 4																																														
支所	1 0 7	1 3 1	1 7 3																																														

<p>その他業務運営に関する重要事項</p> <p>2. 試験等の評価結果の信頼性確保</p> <p>試験等の評価結果の信頼性を確保するため、JIS Q 17025 (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)への適合を推進する。</p>	<p>3. 自動化設備等の導入</p> <p>効率化、省力化を図るため、高速化、自動化設備の導入・活用等を推進する。</p> <p>F. その他業務運営に関する計画</p> <p>2. 試験等の評価結果の信頼性確保</p> <p>中期目標期間中に、人間生活福祉分野における試験業務等について、順次JIS Q 17025 (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)の適合を図る。</p>	<p>(2) 行政事務及び技術的業務の積極的、機動的かつ効率的な遂行を目的に、昨年度導入した「NITE-LANシステム」のシステムトラブルを最小限に押さえ、安定的な稼働、円滑な運用を推進する。</p> <p>その一手段として情報システム室内に「ヘルプデスク」を設置し、ネットワークトラブルや利用者からの各種問い合わせ等に迅速に対応出来る体制を整備する。</p> <p>(3) また、個別業務LANとの接続における専用回線の二元運用体制を見直し統合することにより、通信回線費の削減又は回線速度の増強を行いトラフィックに混雑のない快適な利用環境を整備する。</p> <p>(4) テレビ会議システムの更なる利・活用を促進し、拠点間における意思疎通の充実、出張旅費の削減及び移動時間の解消等を推進する。</p> <p>(5) 事故情報関係の既存の光ファイリングシステム及びサーバ等のNITE-LANへの接続を完了する。</p> <p>F. その他業務運営に関する計画</p> <p>2. 試験等の評価結果の信頼性確保</p> <p>人間生活福祉分野における試験業務について、13年度に策定した整備スケジュールに従って、選定した対象業務ごとにJIS Q 17025への適合を図る作業を逐次進行させる。</p>	<p>情報室</p> <p>(2) 「NITE-LANシステム」のトラブル対応、安定稼働のため、システムエンジニア1名の常駐体制をとり、システムを停止することなく円滑に運用した。また、ヘルプデスクを設置し、システム利用者からの約800件の問い合わせ等に対して迅速に対応した。</p> <p>(3) バイオ本部が個別業務で運営管理する「バイオ-LAN」で使用していた回線(本所-NBRC間:1.5Mbit/sec、本所-東北支所間:128Kbit/sec)と「NITE-LANシステム」の専用回線(本所-NBRC間:6Mbit/sec、本所-東北支所間:1.5Mbit/sec)を統合して回線を増強した(本所-NBRC間:10Mbit/sec、本所-東北支所間:6Mbit/sec)。これにより、回線費が約3%削減され、インターネットへの接続、電子メールの到達速度等が大幅に向上した。</p> <p>企画G</p> <p>(4) 幹部の定例会議を始めとしてNITE内の各種会議、打ち合わせ等においてテレビ会議システムを積極的に活用し、これまで以上に拠点間における意思疎通を図るとともに、出張旅費の削減及び移動時間の解消等に努めた。</p> <p>なお、当該システムの導入効果を計るべく、利用状況を調査したところ、当該システムを使用して実施した会議、打ち合わせ等をNITE本所で実施したと仮定した場合に発生する出張旅費年度換算で、約1600万円)の経費削減が、及び移動時間については約4800時間の削減が図られたとの結果が得られた。</p> <p>これらの結果から、本システムの導入が業務運営の効率化のための取組として高い効果があることが実証された。</p> <p>なお、削減された経費は既に本システムの導入費用(約1000万円)を上回っており、16年度は更なる効率化が期待される。</p> <p>生・福</p> <p>(5) 既存の光ファイリングサーバがメーカーの都合により15年度をもって製造打ち切りとなり今後の保守メンテができなくなることが判明したため、サーバ及びソフトウェアを更新することとし、新システムを導入しNITE-LANへの接続を完了した。</p> <p>(参考)</p> <p>光ファイリングシステムに事故情報を格納し、それを検索することにより、過去に処理した事故情報に関する情報(類似事故の確認、再発性の確認)を支所においても迅速(瞬時)に確認することができ、迅速かつ均質な事故情報の処理業務に役立つものである。</p> <p>F. その他業務運営に関する計画</p> <p>2. 試験等の評価結果の信頼性確保</p> <p>15年度は、14年度末整備の5規程に加え、当初計画になかった1規程を追加整備した。(計20規程を整備)</p> <p>試験手順書類については引張試験等の基礎的な試験項目の7試験項目の試験手順書類を新たに追加整備した。(計28試験項目、14年度は21試験項目を整備)</p> <p>また、策定した次の(1)~(3)に基づいて品質システムの試行運用を行った。</p> <p>(1) 品質マニュアル(1次文書)</p> <p>(2) 関連規程(2次文書:記録管理規程等20規程)</p> <p>(3) 試験手順書類(3次文書:登山用ロープ依頼試験等16試験項目)</p>	<p>14年度開発した文書管理システムについて、利用している職員から利便性に係る要望調査を行い、一覧表示及び権限変更並びに入力作業を簡略化する機能等、処理手続の簡素化、迅速化に係る機能の改良を行った。</p>	
---	---	--	---	--	--

3. 人材育成の推進

業務内容の高度化及び専門化に対応するため、研修を積極的に行うこと等により、人材の育成を図る。

3. 人材育成の推進

職員の技術能力の向上のため、内部教育訓練を積極的に実施するほか、国際機関や外部専門機関の行う研修に積極的に参加するとともに、独立行政法人産業技術総合研究所、大学等の試験研究機関への職員派遣を行う。

3. 人材育成の推進

職員の技術能力の向上のため、適合性評価分野等に係る内部教育訓練を積極的に実施するほか、初任者、中堅係員、管理職等を対象とした技能研修、階層別研修等を行う。
また、在外調査員制度を活用し、語学留学のほか、海外の大学研究機関、国際機関等に積極的に職員を派遣し、職員に専門的かつ高い学術的な知識を習得させる。
さらに、職員の専門的技術の取得・向上のため、国際機関や外部専門機関の行う研修に積極的に参加するとともに、独立行政法人産業技術総合研究所、大学等の試験研究機関への職員派遣を行う。

4. 情報セキュリティの確保

機構が保有する情報資産のセキュリティの確保を推進するため、平成14年度に引き続き、情報システムの環境の整備及び運用・管理の充実、職員の教育訓練等必要な対策を講ずる。

人事
G

情報
室

目(注))

試行運用の結果をJIS Q 17025 適合体制整備推進全国会議(15年11月27日~28日開催)で検討し、品質マニュアル及び関連規程から検出された不具合については是正を行った。また、試験手順書類から検出された不具合については、試験実施所において年度内には是正を終えた。

なお、15年度に試行運用した16試験項目は16年度中に内部監査の実施を予定し、15年度に追加整備した7試験項目は16年度前期に試行運用を行い、当該年度末までに是正の実施を予定である。

(注)試験手順書類の試行運用は、14年度に整備した21項目のうち、今後、試験需要が見込めない染色堅牢度等の5試験項目を除く16試験項目で実施した。

3. 人材育成の推進

職員の共通的能力向上のために、新規採用職員研修(15年4月~5月)、中堅職員研修(15年6月)及び英語研修を実施した。特に中堅職員研修については、地方職員を対象として、本所のみで実施しているバイオ、化学部門の研修を実施し、NITE職員としての知識の向上を図った。
また、業務を効率的に遂行するため、管理職を対象とした管理職研修(15年9月)を実施し、管理職のマネジメント力の向上を図った。
さらに、内部管理目標制度の効果的な運用のため目標設定者、参事官及び専門官を対象とした目標管理研修(16年1月)を実施した。
これら研修の実施にあたっては、人材育成に係る外部専門機関を積極的に活用することにより、研修の質の向上に努めた。
在外調査員制度においては、米国語学留学(1名)、英国クランフィールド大学(1名)、OECD(1名)及びNATA(1名)へ職員を派遣し、国際的な知見の向上等を図った。
その他、職員の専門的技術の向上のために経済産業省、独立行政法人産業技術総合研究所、環境省、総務省等の実施する研修へ積極的に参加した。
これにより、中期目標で定められているように、研修を積極的に行うこと等により人材育成に努めた。

4. 情報セキュリティの確保

インターネットを介した外部からの攻撃に対応し、ネットワークのセキュリティ確保のためにシステムの24時間監視体制を整備した。また、NITEのシステム担当職員を中心として、情報セキュリティ研修を実施した。さらに、NITEのネットワークシステムのセキュリティ診断を実施した。

5. 情報公開

情報公開法に基づく開示請求が1件あり、担当部署と連携して不開示情報の特定等を行うとともに、法律に定める期間内(30日以内)に開示決定及び開示を実施した。
また、国及び地方公共団体から開示に係る事前協議として4件の問い合わせが、個人及び企業からホームページの情報公開用アドレスに対して11件の問い合わせがあった。
何れの問い合わせに対しても、各担当部署と連携して関係情報の収集、内容の確認等を行い、迅速に対応した。

6. 広報活動

Webを活用し、積極的に情報提供を実施している。
・採用情報ページを設け、積極的なリクルート活動に寄与した。
・NITE業務の必要性を積極的にアピールするため、キッズページの作成をした。
・お知らせ欄を積極的に活用し、新鮮な情報を提供するとともに、ユーザビリティの向上のためホームページ検索機能を準備した。
15年度のNITEホームページへのユーザーからのアクセス件数は、月平均で約709,000件(昨年比36%増)に上っている。(企画管理:7%、バイオ:6%、化学:56%、適合:19%、生活・福祉12%)PRTTRのデータ公開等、化学物質分野のデータ整備が進んだことが大きく貢献している。
NITE業務の近況等をまとめたニューズレター(NITE

ニュース)を累計5回(季刊に加え、国際アドバイザーボードに併せて来日した海外有識者との対談内容を紹介する増刊1回)発行した。

7. 知的財産体制整備

NITEの業務遂行の過程で産出される知的財産を最大限に有効活用し、産業の発展に寄与するために知的財産ポリシーを策定した。また、職員に知的財産の管理等に係る基礎的な知識を習得させるために、外部の講師を招へいして2回の研修を開催した。(参考資料F-7)

・特許出願、審査請求及び特許取得状況

	出願件数	審査請求件数	特許取得
15年度	4件(国内) 1件(国際)(うちPCT 1件)	0件(国内) 1件(国際)	0件(国内) 0件(国際)
14年度	13件(国内) 8件(国際)(うちPCT 3件)	0件(国内) 0件(国際)	0件(国内) 0件(国際)
13年度	5件(国内) 0件(国際)	0件(国内) 0件(国際)	0件(国内) 0件(国際)
合計	22件(国内) 9件(国際)(うちPCT 4件)	0件(国内) 1件(国際)	0件(国内) 0件(国際)

PCT出願・・・特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)に基づく出願。1つの国際出願によって複数の国に同時に申請したのと同様の効果を生じさせるもの。国を指定し、日本特許庁に日本語で出願可。

< 14年度業務実績に対する指摘事項に対する回答 >

(指摘事項)

独創的な成果が将来実用に寄与した際に、それ(知的財産)が研究者個人に還元されるシステムを今から考慮されておいても良いと思う。

(回答)

従来から、NITE職員へのインセンティブを高めるため、「職務発明規程」に「職務発明に対する補償金の支払に関する事項」を規定して運用していたが、より一層のインセンティブを高めることを目的として、15年4月1日付けで新たに「職務発明に対する補償金の支払要領」を制定し、出願時、登録時及び、実施許諾又は譲渡等を行った際に、補償金を支払を行うことを規定した。

8. 運営費交付金債務の収益化基準

運営費交付金債務の収益化基準について、企画管理部内にプロジェクトチームを設置し、成果進行基準又は期間進行基準の採用の可能性の検討を行った。

検討の結果、受動型業務では経営の効率化が利益に現れないといった制度上の問題が存在するほか、受動型業務と能動型業務で異なった収益化基準を採用した場合の実務上の問題等が明らかとなったため、16年度も引き続き成果進行基準の採用について検討を行う予定である。

また、内部の予算執行管理として、16年度より成果進行基準の考え方を試行的に取り入れ、運営費交付金債務の執行残の内訳をより正確に分析できる仕組みを16年度に構築していく予定である。

なお、職員に運営費交付金の収益化に係る職員の基本的な知識と理解を得るため、収益化に係るセミナーを開催した。

・その他経済産業省令で定められた記載事項

2. 人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

(1)方針

中期目標に基づく新規業務及び業務量の増加に対しては、既存業務

・その他経済産業省令で定められた記載事項

2. 人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

人事に関する計画については、既存業務の合理化を図ることにより可能な限り配置転換による人員を充てるとともに、外部人材

人事
G

	<p>の合理化を図ることにより可能な限り配置転換による人員を充てるとともに、外部人材の積極的活用により、総事業費に対して常勤職員の人件費が占める割合の抑制に努める。</p> <p>(2)人員に係る指標 平成17年度の総事業費に占める常勤職員の人件費^(注)の割合を平成13年度以下とするよう常勤職員数を抑制する。 (注)：人件費には、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用を含み、臨時職員の雇用費を含まない。 (参考1) 1)期初の常勤職員数 415人 2)期末の常勤職員数 415人 ・任期付き職員に限り受託業務の規模等に応じた必要最小限の人員の増加が有り得る。 (参考2)中期計画期間中の人件費総額 中期計画期間中の人件費総額見込み 16,620百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職印諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。 (3)その他人事に関する計画 企画立案機関との人事交流 行政実施機関として政策の迅速・適確な実施のため経済産業省等政策の企画立案機関との人事交流を積極的に行う。 任期付任用の促進 業務の実施テーマ等に沿った専門的人材等の任期付任用を積極的に行う。 業務の評価と反映 評価システムの導入・実施による。職員の意欲向上と適材適所の配置の実現を図る。</p>	<p>の活用を積極的に図ることにより、総事業費に対する常勤職員の人件費が占める割合を削減した。 <総事業費に占める人件費の割合の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総事業費</th> <th>人件費</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13年度</td> <td>8,319百万円</td> <td>3,186百万円</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>9,940百万円</td> <td>3,166百万円</td> <td>32%</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>10,386百万円</td> <td>3,095百万円</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、企画立案機関との人事交流の一環として、16年3月末現在で経済産業省本省に20名、関係機関(新エネルギー・産業技術総合開発機構)へ3名出向しており、経済産業省から10名、産業技術総合研究所から1名を受け入れている。 また、独立行政法人産業技術総合研究所との間において専門的人材の育成・交流の観点から3名併任による出向を行い、2名を受け入れた。 さらに、職員の意欲向上と適材適所の配置を行うため、異動希望調書及び長期間での人事異動を可能とする長期キャリアパスへの希望聴取を全職員に対して実施し、目標管理制度により、当該目標に従い、理事長をはじめ幹部が直接的にそれぞれの担当責任者から進捗状況を定期的に聴取、アドバイスをすることなどにより、国民に対して提供するサービスや、業務の効率化につなげるように努力している。 ・任期付研究員の任用 業務テーマ実施にあたり、より専門的な業務に対応するため19名の任期付研究員(招へい型1名、若手型18名)を任用し、業務実施を進めた。 ・目標管理制度の本格化と業績評価システムの試行 昨年度より試行してきた目標管理制度を支所を含む全課室に本格導入した。 また、同目標管理制度を基礎として職員の業務実績を適正に評価し、職員の業務に対する意欲向上を図るとともに、NITE全体の業務運営の効率化と業務の質の向上を図るため、15年度上半期を対象に業績評価制度の試行を行った。また、15年度1年間を通じた業績を評価したところであり、管理職以上については評価結果を直接手当に反映する予定である。</p>		総事業費	人件費	割合	13年度	8,319百万円	3,186百万円	38%	14年度	9,940百万円	3,166百万円	32%	15年度	10,386百万円	3,095百万円	30%		
	総事業費	人件費	割合																	
13年度	8,319百万円	3,186百万円	38%																	
14年度	9,940百万円	3,166百万円	32%																	
15年度	10,386百万円	3,095百万円	30%																	
<p>・財務内容の改善に関する事項</p> <p>業務の効率的な実施による費用の低減、自己収入の増加その他の経営努力により財務内容の改善を図る。 また、運営費交付金を充当して行う事業については、「業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営に努める。</p> <p>1.収入と支出の時間的ズレに起因する場合を除き、借入を行わない。 2.偶発的原因による場合を除き、平成17年度末において欠損金の繰り越しをしない。 3.手数料収入、受託収入等自己収入の増大に努める。</p>	<p>・予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算</p>	<p>・予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算</p>	<p>・予算、収支計画資金計画</p> <p>1. 決算</p> <p>注：決算額については監査未了のため、若干の修正が発生する可能性があります。</p>	<p>能動型 A</p>	<p>・借入金については、その発生実績はない。 ・年度変動により今年度は講習関係経費収入が大幅に増加(受講者が年により変動するため、5年で収支がほぼバランスするように受講料が設定されている。)したため、1.14億円の当期利益が発生した。この影響もあり、総収入に対する自己収入の割合は増加し今年度22.9%になった。また、大幅な業務の増大にもかかわらず、業務執行の迅速化を図った結果、未払金等の割合が年々減少(平成13年度29.2%、平成14年度23.4%)し今年度は15.7%になる等、財務内容は高く評価できる。 ・1億の経常利益が出たことを評価。特に内容的に、総事業費に見られるように事業活動は増加し、国・社会からNITEへのニーズが増加している、一方、一貫して人件費の減少努力が見られ、高く評価できる。</p>															

別表1(平成13年度～平成17年度
の予算を記載)《省略》

収入	(単位：千円)
運営費交付金	7,832,119
施設整備費補助金	35,055
受託収入	903,756
うち国からの受託収入	371,349
うちその他からの受託収入	532,407
講習関係収入	1,701,469
その他収入	109,858
計	10,582,257

支出	
業務経費	3,212,261
施設整備費	35,055
受託経費	903,756
講習関係経費	1,445,346
一般管理費	4,729,716
計	10,326,134

2. 収支計画

2. 収支計画

別表2(平成13年度～平成17年度
の収支計画を記載)《省略》

業務の効率的な実施による費用の低減、自己収入の増加その他の経営努力により財務内容の改善を図る。

費用の部	(単位：千円)
経常費用	10,873,652
業務経費	2,558,261
受託経費	903,756
講習関係経費	1,445,346
一般管理費	4,729,716
減価償却費	1,236,573
財務費用(利息)	0
臨時損失	0

収益の部	11,129,775
運営費交付金収益	7,178,119
受託収入	903,756
講習関係収入	1,701,469
手数料収入	109,858
資産見返負債戻入	1,236,573
寄附金収益	0

臨時利益	0
純利益	256,123
目的積立金取崩額	0
総利益	256,123

3. 資金計画

別表3(平成13年度～平成17年度
の資金計画を記載)《省略》

資金支出	(単位：千円)
業務活動による支出	9,640,079
投資活動による支出	689,055
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	253,123

資金収入	10,582,257
業務活動による収入	10,547,202
運営費交付金による収入	7,832,119
受託収入	903,756

収入	(単位：千円)
運営費交付金	7,832,119
施設整備費補助金	34,926
受託収入	915,531
うち国からの受託収入	430,476
うちその他からの受託収入	485,055
講習関係収入	1,859,280
その他収入	193,981
計	10,835,837

支出	
業務経費	3,542,277
施設整備費	34,926
受託経費	930,951
講習関係経費	1,389,249
一般管理費	4,488,133
計	10,385,536

2. 収支実績

2. 収支実績

費用の部	(単位：千円)
経常費用	10,763,835
業務経費	10,726,161
受託経費	2,844,636
講習関係経費	805,742
一般管理費	1,379,691
減価償却費	4,263,090
財務費用(利息)	4,263,090
雑損	1,433,002
臨時損失	37,674
	0
	316

収益の部	10,877,863
運営費交付金収益	6,948,892
受託収入	841,012
講習関係収入	1,465,733
手数料収入	187,413
資産見返負債戻入	1,433,002
寄附金収益	0
財務収益	30
雑益	1,781
臨時利益	316

純利益	114,028
目的積立金取崩額	0
総利益	114,028

3. 資金実績

3. 資金実績

資金支出	(単位：千円)
業務活動による支出	13,480,926
投資活動による支出	9,232,997
財務活動による支出	1,498,418
翌年度への繰越金	331,658
	2,417,853

資金収入	13,480,926
業務活動による収入	10,950,563
運営費交付金による収入	7,832,119
受託収入	994,235

講習関係収入	1,701,469
その他の収入	109,858
投資活動による収入	35,055
施設費による収入	35,055
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0

講習関係収入	1,859,158
その他の収入	265,051
投資活動による収入	33,531
施設費による収入	33,531
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	2,496,832

・短期借入金の限度額
 ・短期借入金の限度額 3,200,000千円
 ・想定される理由：
 運営費交付金の受入れの遅延
 受託業務に係る経費の暫時立替え等

・重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画
 なし。

・剰余金の使途
 知的基盤機関としてのパフォーマンスの向上のため、
 ・人材育成・能力開発・研修
 ・調査研究（例：ニーズ・シーズ調査等）
 ・学識経験者等の招へい
 ・先行投資（施設・設備等の購入）
 ・任期付職員の新規雇用
 ・講習関係業務
 の使途に使用。

・その他経済産業省令で定められた記載事項

1. 施設・設備に関する計画
 中期目標の達成のために必要な施設及び設備を適正に整備していく。

施設の内容	予定額	財源
・可変環境テスト室の整備 ・検定用風洞施設の整備 ・化学精密分析室の整備 ・標準ガス供給施設の整備 ・その他工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備	総額13 億円	施設整備費 補助金

(注)上記予定額は、《別表1》の試算結果を掲げたものである。

なお、以下の建設中の施設については、引き続き国において整備される。

施設の内容	予定額	財源
・生物資源保存供給施設の整備 ・生物遺伝資源解析施設の整備	総額77 億円	現物 出資

・その他経済産業省令で定められた記載事項

1. 施設・設備に関する計画

施設の内容	確定額 (百万円)
本所本館空調設備改修	35

施設の内容	確定額 (百万円)
なし	